

風水害対策編

第1部	災害予防計画	P 4 6 9
第2部	災害応急対策計画	P 4 8 7

風水害対策編

第1部

災害予防計画

第1章 風水害等予防対策

(中国地方整備局、県危機管理部、県生活環境部、県県土整備部、県農林水産部、市町村)

第1節 目的

風水害等から県土を保全し、県民の生命・身体・財産を守るため、ハード・ソフトが一体となった各種の対策を講じ、災害の発生を未然に防ぐとともに、被害の軽減を図る。

また、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備えるため、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を計画的に推進していく。

併せて、昨今の短期的な集中豪雨の頻発等に伴い生じる内水氾濫への対策について、関係機関で連携して検討を行うものとする。

第2節 風水害等を防止する施策の概要

風水害等の防止については、危険箇所等を調査・把握し、危険性や緊急性に応じて各種の防止事業等のハード対策を行い、また、地域住民等に対して危険箇所等の周知や大雨予想時の早期注意喚起、冠水時の対処法の啓発、避難行動等に参考となる情報提供を行う等のソフト対策を推進し、ハード・ソフトが一体になった対策の実施に努めるものとする。

1 主なハード対策

- (1) 水害の防止（森林の保全、河川改修及び河川管理施設の維持管理、砂防事業、農業用水路改修、海岸保全施設の整備、排水施設及び排水設備の補修等）
- (2) 土砂災害の防止（森林の保全、砂防事業、治山事業）
- (3) 風害の防止（防風林の整備、通信線の補強や地中化）
- (4) 雪害の防止（植栽等による雪崩防止、道路の防雪や消雪、道路の凍結防止）
- (5) 高潮・侵食の防止（人工リーフ・護岸（堤防）等の整備、船舶避難のための防波堤整備）

2 主なソフト対策

- (1) 主な危険地区等の指定
国・県は、災害の危険度の高い区域や、重点的に対策を講じるべき区域を、保安林、地すべり防止区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域等に指定している。
また、本県は豪雪地帯対策特別措置法による豪雪地帯として県下全域が指定されている。
- (2) 防災マップや各種ハザードマップ（洪水、高潮、土砂災害等）による危険箇所等の周知
- (3) 適切な災害への備えや災害発生時の行動などの周知
- (4) 洪水予報や土砂災害警戒情報等の発出内容の意味の周知
- (5) 洪水浸水想定区域等の設定や見直し、中小河川の浸水想定簡易想定検討等の実施
- (6) 森林・ため池・河川・砂防等の総合的な流木対策の検討・実施
- (7) 盛土及び切土並びに斜面地の工作物設置等の規制、施工箇所の周知
- (8) 災害危険区域の指定に係る建築制限の検討
災害危険区域の指定を行う場合は、洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止だけではなく、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

第3節 風水害等防止のため特に留意する事項

1 避難につなげる水防対策の推進

県は、近年頻発している治水施設の能力を超える豪雨や洪水に備え、できる限り越水による堤防決壊を遅らせて避難の時間を稼ぐ対策など、安全な避難につなげる以下の取組を推進する。

- (1) 堤防舗装や維持管理強化等による堤防強化対策
- (2) バックウォーター区間等における河道掘削及び樹木伐採の重点実施（バックウォーター対策）
- (3) 河川情報基盤施設（水位計、河川監視カメラ等）の整備及び情報発信
- (4) 指定済の浸水想定区域に関する住民理解の促進及びその他の河川の浸水想定区域の作成の促進
- (5) ダム放流に関する安全・避難対策

2 流木等による被害の防止

急しゅんな森林の多い本県では、豪雨の際に洪水・土石流等により流下する流木等が護岸・えん堤・橋りょう等の施設の破損や河川閉塞を助長し、災害の激化を招くおそれがある。

流木等の被害の防止のため、間伐材は積極的に林地外へ搬出することとし、やむを得ず間伐材を林地内に残置する場合は、溪流から離れた林地内に残置するとともに、流木捕捉効果の高い透過型えん堤による対策などを実施する。

3 地下空間における浸水対策

地下道、ビルの地下施設等の地下空間については、豪雨や洪水が発生した場合、地上の水害の実態と大きく異なり、電気設備の浸水による停電や天井までの冠水等の大きな被害を受けるおそれがあるため、県・市町村は、

以下の点について対策推進に努めるものとする。

- (1) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発
- (2) 地下空間の管理者に対し、洪水に関する情報等の的確かつ迅速な伝達
- (3) 避難体制の確立
- (4) 地下施設への流入防止等、浸水被害軽減対策の促進

4 高潮・高波災害の予防

第2節に掲げるハード・ソフト対策の他、沿岸市町村は、以下の点について対策推進に努めるものとする。

- (1) 高潮、高波等による危険区域の把握、及び住民への周知
- (2) 高潮警報等の迅速な住民への伝達体制の整備
- (3) 必要な避難体制の整備

5 強風災害の予防

- (1) 県及び市町村は、気象の状況に応じて、気象庁の発表する気象情報において、強風や突風が予想される場合は、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置について、住民及び施設管理者に対して、事前措置として看板やアンテナ等の固定など、強風による落下防止対策等の徹底について呼びかけを行う等、災害の防止に努める。
- (2) 県及び市町村は、強風時には、屋外での活動の取りやめを呼びかける等、災害の防止に努める。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 風水害等を防止するハード及びソフト対策の整備

- (1) 主なハード対策
 - ア 水害の防止
 - イ 土砂災害の防止
 - ウ 風害の防止
 - エ 雪害の防止
 - オ 高潮・浸食の防止 ほか
- (2) 主なソフト対策
 - ア 主な危険地区等の指定
 - イ 防災マップや各種ハザードマップによる危険箇所等の周知
 - ウ 適切な災害への備えや災害発生時の行動などの周知
 - エ 洪水予報や土砂災害警戒情報等の発表内容の意味の周知

第2章 水防計画（予防）

（大阪管区气象台、中国地方整備局、県危機管理部、県県土整備部、市町村）

第1節 目的

この計画は、水防に係る予防措置について定めることを目的とする。

第2節 予防措置

1 重要水防区域及び河川災害危険箇所

（1）重要水防区域の把握

- ア 県は、重要水防区域を調査、把握し、重要水防区域図を作成する。また、重要水防区域の見直しは毎年行うものとする。
- イ 市町村は、県からの重要水防区域に関する情報提供を受け、これを市町村地域防災計画に掲載し、円滑な防災活動に資する。
- ウ 重要水防区域は、重要水防区域判定基準に合致しA、B、C区間に分類される箇所のうち、水防警報河川のその区間及び築堤河川等で県及び市町村が必要と認める区間とする。

（2）住民等への重要水防区域の事前周知

- ア 県は、重要水防区域図を市町村に配布したり、ホームページに掲載するなどにより、重要水防区域の住民への情報提供に努める。
- イ 市町村は、県が作成した重要水防区域図を活用し、重要水防区域付近の住民等に対し、当該区域の水害による被災の危険性を周知する。

（3）河川災害危険箇所の把握

- ア 県は、河川災害危険箇所判定基準に合致する箇所、浸透・浸食等の簡易評価（河川・堤防機能の脆弱性評価）を踏まえた危険性の高い箇所を河川災害危険箇所として把握する。
- イ 県は、ア以外の箇所で、平常時及び出水後等を行う河川巡視、堤防点検等により河川管理施設（堤防、護岸等含む）の状態を把握し、異常を認めた場合も河川災害危険箇所として把握する。

（4）重点監視区間の設定

- ア 堤防の決壊（破堤）につながるような異常を早期に把握するため、重要水防区域や河川災害危険箇所のうち、水衝部や被災実績、背後の状況等の水害リスクを勘案した重点監視区間を設定し、出水時における巡視の優先度について検討する。
- イ 重点監視区間は、出水時だけでなく平常時においても巡視・点検等を重点的に行い、変状を把握することに努める。

【重要水防区域判定基準】

（1）河川の区間区分

河川の区間区分は、重点的に水防活動を行うべき区間として、水防法に基づく指定河川や河川形状等により選定するものとし、重要度に応じて以下の区間に区分する。

<河川の区間区分>

- ①最重点区間 洪水予報河川、水位情報周知河川及び水防警報河川の指定区間、河川災害危険箇所の特A
- ②重点区間 上記以外の築堤区間又は浸水常襲区間、主要な公共施設が近接する区間
（主要な公共施設の例：市役所、役場、病院、福祉施設、鉄道、国・県道等）
- ③一般区間 上記以外の区間

（2）重要水防区域と重要度

各区間は、破堤や溢水時に想定される被害の大きさを考慮し、背後地状況によりA～D区間に区分し、A～C区間を重要水防区域の対象区間とする。（※背後地とは、破堤等した場合に想定される浸水及び被害の及ぶ範囲を含む。）なお、上記方法により設定した重要度について、隣接区間で不整合等が生じる場合は、いずれか上位の重要度に統一することを基本とする。

- ①A区間 特に水防上重要な区間
- ②B区間 水防上重要な区間
- ③C区間 水防上注意を要する区間

<重要度区分>

区分	①D I D（※）又は人家連担	②人家点在	③その他（田畑等）
最重点区間	A	B	C
重点区間	B	C	D
一般区間	C	D	D

※Densely Inhabited Districtsの略で、国勢調査で設定されている人口密集地区のこと。

【河川災害危険箇所判定基準】

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施行の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施行の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施行の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施行の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施行の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施行の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施行の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施行の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施行の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施行の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。
いっ水	河積が狭小でたびたびいっ水、氾濫の実績があり、危険が予想される箇所。	河積は暫定的に確保されているがいっ水、氾濫の恐れが十分ある箇所。	
侵食	天然海岸及び既設護岸が著しく侵食されているか、あるいは過去において侵食された実績があり危険が予想される箇所。	侵食に対して暫定的に対策が講じられている箇所、及び侵食の恐れが十分ある箇所。	

* 「鳥取県では、重要度Aに属する河川災害危険箇所のうち以下の項目を満たす箇所を重要度特Aと分類。

・ 背後に人家が密集している ・ 高築堤が連続している ・ 計画流量が大きい

* いっ水、侵食は県独自の基準であり、その他の項目は国の重要水防箇所指定基準に準拠している。

2 水防用備蓄資材及び器材の補充並びに取扱要領

(1) 水防用設備

ア 水防用資器材は増水時水防に使用するため、常時備蓄する目的をもって県においては各県土整備事務所・総合事務所県土整備局、市町村管理団体においては水防倉庫、水防倉庫がない管理団体においてはこれに代わるべき施設に備蓄し、有事の際にはこれら資材をもって最も効果的に水防活動に使用し得るようにしておかなければならない。

イ 水防倉庫には、概ね下表に示す水防資器材を備蓄する。

掛矢	高張ちょうちん又は投光器	ロープ（縄）	のこぎり	ローソク又はランタン
鉄線	ツルハシ	カーバイト	杉丸太	スコップ
割木又は木杭	鉄杭	なた	肥松又は合板	ビニールパイプ
ペンチ	もっこ	竹又は単管パイプ	鎌	かつぎ棒又は単管パイプ
蛇かご	おの	足場板	かすがい	たこつち又は転圧機
軽量鋼矢板	予備土（※）	はしご	麻袋	詰め石用石
バケツ	合成繊維製土のう袋	土のう	かがり台	ビニールシート
トンパック	大型照明灯	布シート		

（※）予備土は、水防倉庫付近又は適切な箇所に常備。

(2) 器具資材の確保と補充

ア 倉庫内の備蓄資材は厳密に調査し、緊急の際十分に役立つよう整備しておくこと。

ただし、使用した資材を速やかに補充できる場合は、土砂災害等その他緊急的に必要な目的に使用することもできるものとする。

イ 補充資材確保のため、水防区域内の資材取扱事業者を登録しておき、資材の不足を生じた場合は速やかに補給できるよう準備しておくこと。

(3) 水防資材取扱要領

ア 資材の使用に際しては、原則として水防以外のいかなる工事にも使用しないものとする。

イ 資材の受払については、帳簿を備え正確に記入しておかなければならない。

ウ 資材を使用したときは、速やかに水防本部へ報告しなければならない。

エ 水防資材の使用状況並びに現在保管量を監査のため、本部係員において随時検査をすることができる。

3 水防管理団体の水防計画の策定等

(1) 指定水防管理団体は、県の水防計画が確定後速やかに具体的な実施計画を策定し、その計画書を水防本部に提出しなければならない。また、その計画を変更したときは、遅滞なく届け出なければならない。

(2) 受理された実施計画は、関係警察署長並びに消防機関の長に通知しておくものとする。

4 洪水予報河川等の指定及び実施すべき対策

国及び県は、水防法に基づき洪水予報河川等を指定し、下表の対策を実施することで、迅速かつ的確な水防活動に資するものとする。

(1) 指定河川で県及び市町村等で必要となる主な対策

実施内容	実施者	水防法根拠条項	水防警報河川	水位周知河川	洪水予報河川
【平時から行う対策】					
洪水浸水想定区域（水深等を含む）の指定	国又は県	14(1, 2)		●	●
洪水浸水想定区域（水深等を含む）の指定、公表及び関係市町村への通知		14(3)		●	●
洪水特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）の設定		13(1, 2)		●	
浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（市町村地域防災計画等に最低限次の事項を規定） ・洪水予報の伝達方法 ・避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項 ・洪水、雨水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項 ・洪水浸水想定区域内に地下街等、又は要配慮者利用施設、又は大規模な工場その他の施設であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当する施設の名称及び所在地	市町村防災会議	15(1)		●	●

実施内容	実施者	水防法根拠条項	水防警報河川	水位周知河川	洪水予報河川
地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等 ・利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成 ・計画の市町村長への報告及び公表 ・自衛水防組織の設置及び市町村長への報告	地下街等の施設の所有者又は管理者	15の2		●	●
要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 ・利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成・避難訓練の実施 ・計画の市町村長への報告 ・自衛水防組織の設置及び市町村長への報告	要配慮者利用施設の所有者又は管理者	15の3		●	●
大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等（努力義務） ・当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成 ・自衛水防組織の設置及び市町村長への報告	大規模工場等の所有者又は管理者	15の4		●	●
洪水ハザードマップの配布等	市町村	15(3)		●	●
【非常時に行う対策】					
気象庁と共同した洪水予報の発表、一般への周知	国又は県	10(2), 11(1)			●
洪水予報の県への通知（国指定の場合のみ）		10(2)			●
洪水予報の水防管理者及び量水標管理者への通知	県	10(3), 11(1)			●
洪水特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）に達したことの県への通知、一般への周知（国指定のみ）	国	13(1)		●	
洪水特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）に達したことの水防管理者及び量水標管理者への通知	県	13(2, 3)		●	
水防警報の実施	国又は県	16(1)	●		
水防警報の県への通知（国指定の場合のみ）		16(2)	●		
水防警報の水防管理者等への通知	県	16(3)	●		

(2) 水防警報（洪水）・水位情報周知・洪水予報を行う河川

発表	河川の種類等	水系名	河川名	水防法に定める河川		
				水防警報河川	水位周知河川	洪水予報河川
国土交通省	鳥取河川国道事務所	千代川	千代川	●		●
			新袋川	●		●
			八東川	●	●	
			袋川（岡益～新袋川分岐点）	●		●
			袋川（鳥取市相生町～千代川合流点）	●	●	
	倉吉河川国道事務所	天神川	天神川	●		●
			小鴨川	●		●
			国府川	●		●
			三徳川	●	●	
	日野川河川事務所	日野川	日野川	●		●
法勝寺川			●		●	
出雲河川事務所	斐伊川	中海	●	●		
鳥取県	鳥取県土整備事務所	千代川	野坂川	●	●	
			大路川	●	●	
		蒲生川	蒲生川	●	●	
			小田川	●	●	
			塩見川	●	●	
		河内川	河内川	●	●	
		勝部川	勝部川	●	●	
日置川	●	●				
八頭県土整備事務所	千代川	八東川	●	●		

発表		河川の種類等	水系名	河川名	水防法に定める河川				
					水防警報河川	水位周知河川	洪水予報河川		
鳥取県	八頭県土整備事務所	千代川	私都川	●	●				
				中部総合事務所 県土整備局	天神川	三徳川	●	●	
					橋津川	東郷池	●	●	
					由良川	由良川	●		●
	西部総合事務所 米子県土整備局	斐伊川	新加茂川	●	●				
			加茂川	●	●				
		佐陀川	佐陀川	●	●				
			精進川	●	●				
	西部総合事務所 日野県土整備局	日野川	日野川（霞）	●	●				
			板井原川	●	●				
	国土交通省 計				11	4	8		
鳥取県 計				20	19	1			
合計				31	23	9			

(3)水防警報（津波）を行う河川

発表		河川の種類等	水系名	河川名	水防法に定める河川
					水防警報河川
国土交通省	鳥取河川国道事務所	千代川	千代川	●	
			袋川（鳥取市相生町～千代川合流点）	●	
	倉吉河川国道事務所	天神川	天神川	●	
	日野川河川事務所	日野川	日野川	●	
	出雲河川事務所	斐伊川	中海	●	
合計					5

(4)水防警報（高潮・高波、津波）を行う海岸

発表		河川の種類等	海岸名	水防法に定める海岸
				水防警報海岸
国	日野川河川事務所		皆生海岸	●
合計				1

5 水防訓練

水防作業は、暴風雨の最中又は夜間に行うことが多いことから、平素における用意周到な訓練が特に大切である。各水防管理団体においては、毎年1回以上非常事態を想定し、それに対する水防、通信、連絡、出動、警戒、水防工法、避難等について、非常事態に際し適切な措置が講じられるよう訓練しておかなければならない。

なお、県においては、広域的な連携を目的とした水防訓練や水防講習会を毎年1回以上開催する。

6 水防連絡会

県内の洪水、高潮等による災害の発生を防止し、また災害の軽減を図り公共の安全に寄与することを目的とし、東部（鳥取市、岩美郡、八頭郡）、中部（倉吉市、東伯郡）、西部（米子市、境港市、西伯郡、日野郡）の各地区で国土交通省、鳥取県、各市町村等からなる水防連絡会を開催する。

7 相互の協定

隣接する水防管理団体は、最悪の場合を予想して協力又は応援水防事務のことにつきあらかじめ相互に協定しておくこと。

第3節 減災対策協議会

大規模な浸水被害に備え、河川の水系・圏域単位で設けられている各減災対策協議会の構成機関（国、県、関係市町村、鳥取地方気象台等）は、相互に連携・協力の上、減災のための目標を共有するとともに、河川情報の把握や増水への対策を協議し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するとともに、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築に取り組むものとする。なお、本県が関与する減災対策協議会は次のとおり。

(1)国の管理河川（大規模氾濫時の減災対策協議会）

千代川水系、天神川水系、日野川水系、斐伊川水系中海沿岸

(2)県管理河川（県管理河川の流域治水及び減災対策協議会）

東部地区、中部地区、西部地区

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 重要水防区域及び河川災害危険箇所図の活用による住民への水害の危険性の周知
- 2 水防用資機材及び水防倉庫等の整備
- 3 水防連絡会による洪水、高潮等の災害防止対策の促進
- 4 水防に係る協定締結の促進
- 5 減災対策協議会における連携

第3章 ダムを活用した河川治水

(中国地方整備局、中国四国農政局、県農林水産部、県県土整備部、県企業局、中国電力)

第1節 目的

この計画は、各々のダムが持つ機能を最大限に発揮することで、洪水による被害の発生を未然に防ぎ、又は軽減し河川流域付近の住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

第2節 ダム管理の総則的事項

1 ダムの設置者

県内のダムには、河川管理者である国（国土交通省）、県（県土整備部）が設置し、直接管理しているもののほか、河川管理者以外（県企業局等）が河川管理者の許可を受けて設置しているものがあるが、いずれの場合も河川管理上必要となる範囲で、その治水的機能の発揮に努めるものとする。

2 ダムの設置目的及び治水上の責務

県内のダムは、かんがい又は発電のいずれかの使用目的をもつ利水ダムと、洪水調節や上水道用水等、多目的の用途をもつ多目的ダムに分類される。

また、ゲート等の開閉操作等により洪水調整ができるダムと、そうでないものに分類され、治水上の責務が異なることに留意が必要となる。

- (1)洪水調節目的を有するダムについては、その目的を果たすため、最大限の措置を執るものとされている。
- (2)利水ダムであって、かつ、構造上洪水調節が可能なダムについては、本来的には洪水調節を主体的に実施する責務はないが、河川災害の発生防止について、河川管理者の指示に従う。
- (3)河川管理者は、利水ダムの管理者に対し、河川法の趣旨に基づき管理の適正を期するため、河川管理上の留意点について指導に努めるものとする。

3 下流域への配慮

ダムからの放流については、各々のダムがあらかじめ定めた操作規程等を遵守した上で実施することとなるが、その実施に当たっては、ダムの放流情報を関係機関や下流域住民等へ事前に情報提供するなど、下流域の河川水位等を注視し、河川災害の発生を防止するよう努めるものとする。

4 ダムによる洪水調節の限界

洪水調節を目的に有するダムについては、洪水時においてダムへの流入量よりもダムからの放流量を少なくすることにより、ダムより下流域の水位を低下させる等、各々の規模に応じた洪水調節機能を有しているが、計画上の想定を上回る流入量が生じた場合等には、一切の洪水調節機能を果たせなくなることが想定されるため、各々のダムのもつ限界点を踏まえた措置を講じるものとする。

5 河川管理者による緊急時の措置の事前検討

河川管理者は、河川法第52条の規定等による緊急時の措置についてあらかじめ検討しておくものとする。

6 知事による要請の事前検討

防災会議の会長又は知事は、災害対策基本法に基づく指定地方行政機関、指定地方公共機関への各種の要請についてあらかじめ検討しておくものとする。

第3節 県内ダムの分類

県内のダムは以下のとおりである。なお、ここで対象とするダムは、河川管理者が治水を目的に設置したものに加え、利水を目的に河川管理者の許可を受けて河川区域内に設置した、基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル以上であるものをいう。

1 洪水調節を用途に含む治水ダム及び多目的ダム

(総貯水容量の単位は、千立方メートル)

名称	設置者	水系	河川名	洪水調節以外の用途	総貯水容量	ゲートの有無
菅沢ダム	国土交通省 (管理含む)	日野川	印賀川	特定かんがい、工業用水道、発電	19,800	あり
殿ダム		千代川	袋川	不特定利水、上水道、工業用水道、発電	12,400	なし（人為操作不能）
佐治川ダム	県 (県土整備部) (管理含む)	千代川	佐治川	不特定利水、発電	2,310	あり
百谷ダム		千代川	天神川	不特定利水	280	なし（人為操作不能）
賀祥ダム		日野川	法勝寺川	不特定利水、上水道、発電	7,450	あり
東郷ダム		橋津川	宇坪谷川	不特定利水、かんがい	720	なし（人為操作不能）
朝鍋ダム		日野川	朝鍋川	不特定利水、発電	1,380	なし（人為操作不能）

2 利水ダム等

(総貯水容量の単位は、千立方メートル)

名称	設置者	水系	河川名	用途	総貯水容量	ゲートの有無	備考
西高尾ダム	農林水産省	由良川	西高尾川	かんがい	2,010	なし	(*1)
船上山ダム		勝田川	勝田川		720	なし	(*1)
下蚊屋ダム		日野川	俣野川		3,860	なし	(*2)
小田股ダム		洗川	倉坂川		2,000	なし	(*1)
中津ダム	県(企業局) (管理含む)	天神川	小鹿川	発電	1,375	あり	
茗荷谷ダム	県(企業局)	千代川	つく米川		612	あり	(*4)
三滝ダム	中国電力 (管理含む)	千代川	北股川		178	なし	
大宮ダム		日野川	印賀川		495	あり	
俣野川ダム		日野川	俣野川		7,940	あり	
美歎ダム	県(県土整備局)	千代川	美歎川	砂防	528	なし	(*3)

*1 北栄町、琴浦町が管理(東伯地区土地改良区連合が操作を受託)

*2 米子市、伯耆町、大山町、江府町が管理(大山山麓地区土地改良区連合が操作を受託)

*3 美歎ダムは砂防ダムとして県県土整備部が管理

*4 茗荷谷ダムはM&C鳥取水力発電(株)が管理

第4節 ダム管理の留意点

1 操作規程等

各ダムの管理者は、それぞれに定めた操作規則・規程等に基づき、それぞれ洪水警戒体制等をあらかじめ定め、管理及び操作を行うものとする。

ただし、河川災害を防止する観点から、より有効な操作や、より安全性の高い操作があると認められる場合には、当該操作規則・規程等の修正も視野に入れた対策の整備に努めるものとする。

2 水位の管理

操作規則・規程等を有するダムについては、操作規則・規程等又は別途定める運用計画等に基づき、貯水量・水位の適切な管理に努めるものとする。

なお、近年見られるような台風や梅雨前線に伴う豪雨、又は局地集中的な豪雨等の降雨データや利水量を踏まえ、洪水調節機能を十分に発揮できるよう、必要に応じて水位の運用体制等の見直し等に努めるものとする。

特に、台風の通過が見込まれる場合等の事前放流の活用については、利水の観点によるリスクを含め、積極的に導入の検討を行うものとする。

なお、導入に当たっては、利水面に十分配慮し、利害関係者の理解を求めものとする。

3 放流に伴う下流域への影響

ダム管理者は、あらかじめ下流河川の状況を把握し、ダムからの放流との関係について十分な把握に努めるものとする。

操作規則・規程等のただし書きによる放流を行った場合等、過大な放流を行った際に下流域へ生じる河川水位の上昇の度合い等については、下流域において避難行動を開始する必要性を判断する上で重要であるため、各ダムの管理者は、平時から適切な情報を発出するための準備をあらかじめ講じるよう努めるものとする。その際、ダム管理者は必要に応じて河川管理者や市町村の協力を受けるものとする。

第5節 情報伝達体制の整備

1 ダム操作に関する情報の伝達体制

ダムの機能、操作方法及び警報に関する通知等が関係する地域等に十分周知徹底されるよう、必要な連絡体制や通報系統をあらかじめ整備し、関係機関との調整を行うものとする。

その際、ダム管理者は、下流域の市町村からの求めに応じ、情報の伝達先や伝達方法、その内容について弾力的な対応を行う等、流域の水防体制の強化に寄与するよう配慮するものとする。

なお、県内のダムについては、原則として日本海に至るまでの下流域全市町村を伝達先とする。

2 ダム相互の連絡体制

同一水系のダムについては、放流時期の重複等により、下流域の河川水位に想定外の影響を与えるおそれがあるため、必要に応じて相互に連絡調整を行う体制を平時から構築するよう努めるものとする。

3 わかりやすい情報の提供

情報の伝達に当たっては、伝達先の視点に立ち、できる限りわかりやすい表現を用いるものとする。また、情報の錯綜や混乱の防止のため、誤解を招くおそれのある表現を用いることのないよう配慮するものとする。

第6節 ダムに関する理解の促進

1 市町村・住民への周知

ダムが有する能力や、災害が発生するおそれがある場合の操作方法等について、下流域市町村や県民の十分な理解を得ておくことは下流域の安全対策上必要であるため、ホームページでわかりやすいダム情報を発信し、ダムに関する理解を深める場を創設する等し、下記の点等について平時から周知に努めるものとする。

- (1)ダムの主目的・構造等
- (2)洪水調節機能の有無
- (3)緊急時の操作方法
- (4)放流情報等を発する時期と、情報の意味
- (5)ダムの洪水調節機能の限界と、その際に想定される影響

2 関係機関等との連絡会議等の設置

(1)ダムに関する知識や情報については、下流域の水防関係機関等に広く周知することが、河川管理上有効であり、また、安心・安全情報の提供の意味でも有意義であると認められるため、県、河川管理者、下流市町村等と連絡会議等を設け、随時情報交換等を行うとともに、ダムに関する理解を深める契機とするよう努めるものとする。

なお、ダム管理者以外が連絡会議等を設けた場合には、当該会議等を活用するものとする。

- (2)河川管理者は、必要に応じ、同一水系のダム管理者、下流域の市町村と合同で意見交換等を行う場の創設について検討するものとする。
- (3)市町村は、ダムに関する地域住民の理解を深めるため、地域住民等に対して説明会を開催する等、ダムに関する情報の普及啓発を図るものとする。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 関係機関との連絡会議等の設置
- 2 地域住民へのダムに関する情報の普及啓発

第4章 ため池・農業用水路・樋門の管理体制の強化

(中国地方整備局、県農林水産部、県県土整備部、市町村)

第1節 目的

この計画は、ため池や農業用水路、樋門の適切な管理により、洪水等の発生を未然に防ぎ、ため池や流域付近の住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

第2節 実施主体

1 ため池・農業用水路の管理

ため池・農業用水路の管理は、それぞれ当該施設の所有者等が主体となって実施する。

なお、ため池の所有者等や農業用水路の管理者は市町村や地元集落、土地改良区、農事組合、水利組合等多様であり、必ずしも十分な管理体制が構築されているとは言えないため、県、市町村は所有者等に対し、技術的な支援や意識啓発等を実施するものとする。

2 樋門の管理

樋門の管理は、当該施設の管理者が、直営又は管理委託を行い実施する。

いずれの場合にも操作担当者を定め、当該担当者が樋門の操作を実施する。

第3節 ため池の管理体制の強化

1 ため池の状況把握

県は、下流の人家等に被害を与える可能性のある全てのため池を防災重点ため池に選定するとともに、関係者とも連携の上、ため池マップ、緊急連絡網、浸水想定区域図を整備するほか、優先度の高いものから順次ハザードマップの作成を推進するものとする。

なお、市町村は、管轄内の防災重点ため池について、現状把握に努めるものとする。特に、下流に住家がある場合には、決壊時等の危険性の有無について十分把握に努め、あらかじめ必要な措置を講じておくものとする。

(防災重点ため池の設定基準)

防災重点ため池は、決壊した場合の浸水区域内に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池であり、具体的な基準は以下のとおりである。

- ①ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- ②ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000 m³以上のもの
- ③ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000 m³以上のもの
- ④地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から県及び市町村が必要と認めるもの

2 ため池の管理体制の強化

(1) 県は、市町村及び所有者等と協力し、ため池パトロール等の施設点検を行い、地域住民等と連携して地域の防災力向上を推進するものとする。市町村は、点検結果をため池データベースに蓄積するものとする。

(2) 県及び市町村は、ため池所有者等に対し、県が作成した「ため池点検マニュアル」等を配付するとともに、日常及び緊急時のため池の管理点検等について定めておくよう指導するものとする。

(3) 県、市町村、ため池所有者等は、災害の発生が予測されるときにため池の状況及びため池に関して行う措置等について、危害防止のために必要となる情報伝達が的確にできるよう、ため池所有者等から市町村、県、関係機関、住民への情報伝達及び注意喚起を行う連絡体制をあらかじめ定めておくものとする。

(4) 県、市町村は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が運用する「ため池防災支援システム」を活用し、決壊危険度の予測情報やため池被害情報の共有を図るものとする。

(5) 市町村は、防災重点ため池等のハザードマップを作成し、住民への周知とあわせて住民の避難体制の整備を進めるものとする。

3 ため池の管理の特例

現状では実質的な管理者が存在しない場合や、管理体制が十分に機能していない場合等、適正な管理がなされていないため池については、県・市町村が連携し、管理体制を確保するものとする。

特に、下流に住家や道路、鉄道等がある場合には、決壊時の危険性が極めて高いため、暫定的に市町村が日常及び緊急時の管理を行う等、災害発生防止に努めるものとする。

4 より正確な避難開始の判断基準の検討

時間雨量や水位計、監視カメラ等の監視機器データ等を活用し、より正確な避難開始の判断基準について検討していく。

第4節 農業用水路の管理体制の強化

1 農業用水路の状況把握

市町村は、管轄内の農業用水路(特に、溢水等により住家等へ影響が生じる可能性がある水路)について、現状把握に努めるものとする。

2 農業用水路の管理体制の強化

- (1) 県及び市町村は水路管理者と協力し、水路点検を行うなど、地域住民等と連携して地域の防災力向上を推進するものとする。
- (2) 県及び市町村は、水路管理者に対し、県が作成した点検マニュアルを配付するとともに、日常及び緊急時の水路の管理点検方法等について定めておくよう指導するものとする。
- (3) 県、市町村、水路管理者は、災害の発生が予測されるときに水路の状況及び水路に関して行う措置等について、危害防止のために必要となる情報伝達が的確にできるよう、水路管理者から市町村、県、関係機関、住民への情報伝達及び注意喚起を行う連絡体制をあらかじめ定めておくものとする。

第5節 樋門操作に係る連絡体制等

1 関係機関等との情報共有

樋門管理者（国、県、市町村等）は、非常時における樋門や水門の操作の情報が、避難情報の発出の判断や、他の樋門管理者が行う樋門操作等に必要となる場合があることを踏まえ、これらの情報が関係部署・関係機関へ迅速に情報伝達・共有されるよう、連絡系統を定めておくよう努める。連絡系統は、過去の浸水状況等を勘案して優先順位を付けて策定するものとする。

情報伝達すべき連絡先は、組織内においては所管部局等だけでなく、災害対応を調整する災害対策本部や、防災担当課を含めるものとし、外部の機関としては、国、県、市町村、土地改良区等が想定される。

2 住民に対する浸水リスク等の周知

市町村及び関係機関は、過去に浸水被害が生じた等の浸水リスクが高い地域住民に対し、浸水被害が起こり得る地域であること、避難に関する情報や非常時における樋門等の操作情報の意味合いを事前に周知するとともに、実際の樋門等の操作情報の伝達にも努めるものとする。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 ため池の状況把握（防災重点ため池一覧含む）
- 2 ため池の管理体制の強化

第5章 土砂災害防止計画

(鳥取地方気象台、近畿中国森林管理局、中国地方整備局、県危機管理部、
県生活環境部、県農林水産部、県土整備部、市町村、消防局)

第1節 目的

土砂災害から県土を保全し、県民の生命・身体・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進め、土砂災害の被害の軽減と県民の防災意識の啓発を図る。

また、盛土等の施工、斜面地の工作物の設置並びに建設発生土の搬出の適正化に関して、災害発生の防止や良好な自然環境等の保全を図る。

第2節 土砂災害防止法による土砂災害防止対策の推進

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(本節及び次節において以下「法」という)に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定、その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形、地質、降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するものとする。基礎調査がまだ完了していない場合は、基礎調査を完了させる実施目標を設定し、定期的に進捗状況を国(国土交通省)に報告する。

また、基礎調査結果を基に、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域として、著しく土砂災害のおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の概要及び指定箇所は資料編のとおり。)

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、県は関係部局間で連携し、その周知を図るものとする。

2 土砂災害警戒区域における対策

(1) 緊急時警戒避難体制の整備

市町村は、法第8条に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに下記事項並びにそのほか警戒区域内における土砂災害を防止するため必要な事項を定め、警戒避難体制を整備するものとする。

- ・土砂災害発生のおそれを判断する雨量情報や過去の土砂災害に関する情報等の収集・伝達、予警報や避難指示等の発出基準やその住民への伝達方法
- ・避難施設その他の避難場所及び避難路に関する事項
- ・災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ・要配慮者が利用する施設であって急傾斜地の崩壊等の発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合にあつての施設名称及び所在地
- ・救助に関する事項
- ・土砂災害警戒区域内に高齢者、障がい者、乳幼児等特に防災上の配慮を必要とする者が主に利用する施設がある場合の当該施設への土砂災害情報等の伝達方法、当該施設からの緊急連絡先、避難路・避難場所及び救助体制

(2) 土砂災害ハザードマップの作成

市町村は、土砂災害情報等の伝達方法、避難場所及び避難路等を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、住民へ周知する。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、同様の措置を講じるよう努める。

3 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、基礎調査を行った結果を基に、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害により住民等の生命及び身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

- (1) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する規制
- (2) 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- (3) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- (4) 移転者への資金等の支援
- (5) 区域内の住宅建替等への資金等の支援

4 避難に資する情報の提供

県は、法第27条に基づき、気象情報発表区域・単位ごとに、土砂災害の急迫した危険が予想される降雨量を設定し、当該区域に係る降雨量が危険雨量に達したときは、法の規定による避難のための指示の判断に資するため、土砂災害警戒情報の発表等の防災気象情報など土砂災害の発生を警戒すべき旨の情報を関係市町村に通知す

るとともに、一般へ周知させるための必要な措置を講じるものとする。

5 重大な土砂災害が急迫している状況における対応

県又は国は、法第28条にもとづき、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民への避難指示の判断等が行えるよう、その土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施する。

第3節 土砂災害に関する情報提供

1 土砂災害の前兆現象の把握

県及び市町村は、住民に土砂災害の前兆現象の傾向について情報提供するとともに、住民が土砂災害の前兆現象を発見した場合の情報伝達先を住民に周知するものとする（伝達先：市町村役場又は県の各県土整備事務所又は総合事務所県土整備局維持管理課）。なお、土砂災害の前兆現象の傾向については、資料編のとおりである。

2 住民等への土砂災害警戒情報等の周知

(1) 県は、法第27条にもとづく土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報をはじめ、雨量情報や過去の災害情報等についてインターネット等多様な手段で配信することにより、市町村の避難指示等発出や地域住民等へ警戒避難等の参考となる情報を迅速に提供し、防災活動の充実に資するものとする。

(2) 市町村は、避難指示等が適時適切に行えるよう、土砂災害警戒情報及び補足情報等を参考とした避難指示等の発出方法を検討し、市町村地域防災計画に明示しておく。

3 住民等への土砂災害警戒区域等の周知

(1) 県は、土砂災害警戒区域等の公示図書を市町村に送付するとともに、ホームページに掲載するなどにより、土砂災害警戒区域等の住民への情報提供手段を講じる。また、県は、山地から発生する崩壊や土砂流出による山地災害危険地区（資料編のとおり）についても、市町村にその位置図を送付し、ホームページへの掲載などによる住民への情報提供を行う。

(2) 市町村は、県が作成した土砂災害警戒区域等の公示図書や山地災害危険地区位置図等を活かし、土砂災害警戒区域等の住民に対し、土砂災害の発生しやすい気象条件や災害の予兆現象の広報と併せて、当該区域の土砂災害による被災の危険性を周知する。

4 住民等への緊急調査結果に基づく情報等の周知

(1) 県又は国は、法に基づき、緊急調査の結果により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を関係市町村の長に通知するとともに、住民に周知させるため必要な情報提供を行う。

(2) 県又は国は、法に基づき、土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた情報を、関係市町村の長に随時提供するように努める。

第4節 宅地造成及び特定盛土等規制法並びに鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例による土砂災害防止

1 盛土・切土、工作物設置の規制

県は、盛土及び切土（以下「盛土等」という。）に係る斜面の安全を確保し、災害発生の防止等を図ることを目的として、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）及び鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（本節において以下「条例」という。）に基づき、事業者が一定規模以上の盛土等、斜面地における工作物の設置又は一定規模以上の建設発生土の搬出を行う場合は、事前に知事の許可を受けなければならないものとしている。

2 巡視活動

県は、盛土規制法及び条例の目的を達成するため、巡視員を配置して定期巡回等を実施し、土砂の不法投棄及び無許可の工事等が行われていないか監視する。

また、必要に応じて、事業者に対して指導・助言・勧告等を行い、盛土等の施工や斜面地における工作物の設置等に係る安全の確保を図る。

3 調査・監督

県は、盛土規制法に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、盛土規制法、条例などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。

4 市町村との連携・情報共有

県は、盛土規制法及び条例の目的を達成するため、市町村との連携を図ることとし、事業者に対して許可を行った情報や巡視活動で得られた情報等を一元的に管理し、情報の共有を図る。

5 情報公開

盛土等に関する情報を広く県民へ周知するため、とっとり Web マップを活用し、位置情報や許可情報を公開する。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 緊急時警戒避難体制の整備
 - ・土砂災害に関する情報の収集および伝達並びに予報又は警報の発出並びに伝達に関する事項
 - ・避難施設その他の避難場所、避難経路に関する事項等
 - ・避難訓練の実施
 - ・要配慮者利用施設であって急傾斜地の崩壊等の発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合にあつての施設名称及び所在地
 - ・救助に関する事項等
- 2 土砂災害警戒情報等避難に資する情報の提供
- 3 土砂災害ハザードマップの作成
- 4 土砂災害警戒区域等の把握
- 5 住民等への土砂災害警戒区域等の周知
- 6 山地災害危険地区の把握
- 7 住民への山地災害危険地区の周知

風水害対策編

第2部

災害応急対策計画

第1章 水防計画

(大阪管区气象台、中国地方整備局、県危機管理部、県県土整備部、警察本部、市町村)

第1節 目的

この計画は、鳥取県における洪水、津波又は高潮に際し、水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するとともに、公共の安全の目的をもって県内の各河川、海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及びダム水こう門の操作、水防のための水防団並びに消防機関の活動、一つの水防団体と他の水防団体との間における協力及び応援並びに必要な資機材の整備と運用について、水防法第7条の規定に基づき定めるものである。

第2節 総則

1 水防団の設置

本県においては、水防法にいう水防団に代えて、消防団を水防活動に当たらせる。

2 実施者

水防活動は、水防管理団体がこれに当たり、その技術上の指導は、千代川、天神川、日野川及び斐伊川の国土交通省管理区間については国土交通省河川国道（河川）事務所の担当者が、その他の河川については県県土整備事務所・総合事務所県土整備局の担当者がこれに当たる。

3 地勢及び河川の状況

(1) 地勢

本県は東西に長く、中国山地が北に偏しているため、河川は北流して日本海に注ぐ単独河川が多く、勾配は急しゅんで降雨時の増水は甚だ急である。千代川、天神川、日野川、斐伊川の4河川は、流路はやや長い、他の河川は流路短小である。従って、県下各河川は概ね次の2つに分けることができる。

ア 千代川、天神川、日野川、斐伊川

イ 各単独中小の河川及び前記河川の支派川（分岐して流れる川）

(2) 被害の状況

ア 千代川、天神川、日野川、斐伊川の4河川は、いずれも流域に本県有数の平野を有し県農産物の主産地であるが、一度この河川が氾濫するときは、流域の住民、家屋、産業、交通等に甚大な影響を及ぼす。

イ 前記4河川以外の河川はいずれも勾配が急しゅんで増水の速度は極めて早く、大増水時はもちろん季節降雨程度の増水においても堤防の決壊、田畑の流出等の被害を生ずる。

4 出水期

本県では、出水期を当面のところ6月10日から10月20日までとしており、当該期間内の堤防工事、河道内の工作物の工事等は、破堤や大規模災害を引き起こすおそれがあるため、特にやむを得ない事情がある場合を除き、原則として実施しないものとし、当該期間内の河川許可工作物に係る工事についても原則として許可しないものとする。

なお、出水期前後には巡視・点検（ダム、堤防等は1年に1回以上の点検が義務）河川施設の補修等の対策を講じるものとする。

5 水防に関する定義

(1) 水防本部

本県における水防を統括するために設置し、本部事務所を県県土整備部河川課内に常置するが、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

(2) 水防管理団体

水防の責任ある市町村

(3) 指定水防管理団体

県下の水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大なる関係あるもので、鳥取県知事が指定した次の19団体を示す。

鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町、南部町、伯耆町、日吉津村、大山町、日南町、日野町、江府町

(4) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長

(5) 水防の機関

鳥取県東部広域行政管理組合消防局（鳥取市、岩美郡、八頭郡）

鳥取中部ふるさと広域連合消防局（倉吉市、東伯郡）

鳥取県西部広域行政管理組合消防局（米子市、境港市、西伯郡、日野郡）
各市町村消防団

6 水防に関する責任

関係機関等は、水防法により次のとおり水防の責任を果たさなければならない。

(1) 水防管理団体

水防管理団体である市町村は、水防法第3条の規定により各自の水防計画に基づき、各々のその管理区域内の水防を十分に果たさねばならない。

(2) 水防本部の責任

水防法第3条の6の規定により管内における水防体制と組織の確立強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分に行われるように指導し水防能力の育成に努めること。

(3) 地方気象台の責任

水防法第10条の規定により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めるときは、その状況を県に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、その他の報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

(4) 放送局、電気通信局その他の通信報道機関の責任

水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう努力しなければならない。（水防法第27条）

(5) 地元住民の責任

水防法第24条の規定により水防管理者、水防団体又は消防機関の長より出動を命ぜられた場合は、すすんでこれに協力しなければならない。

7 費用負担

水防法第41条の規定により、水防管理団体の水防に要する費用は当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体との間の協議によって定めるものとする。

8 公用負担権限

(1) 公用負担権限

水防法第28条の規定により、水防のため必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は次の権限を行使することかできる。

- | | |
|------------------|--------------------|
| ア 必要な土地の一時使用 | イ 土地、土石、竹木その他資材の使用 |
| ウ 車両その他の運搬用機器の使用 | エ 工作物その他障害物の処分 |

(2) 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使するものは水防管理者又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものにあつては委任を示す証明書を発行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

(3) 公用負担の証票

水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使したときはこれを示す証票を2通作成して、その1通を目的物所有者管理者又はこれに準ずるべき者に手渡さねばならない。

(4) 損失補償

上記の権限行使によって損失を受けたものに対して、当該の水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。

9 河川管理者の協力

河川管理者中国地方整備局長又は県（河川管理者）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、河川監視カメラの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資

器材又は備蓄資器材の提供

(7)水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

10 下水道管理者の協力

下水道管理者県又は市町村は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1)水防管理団体に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像）の提供
- (2)水防管理団体に対して、氾濫が想定される地点の事前提示
- (3)水防管理団体が行う水防訓練及び水防講習会への参加
- (4)水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5)水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

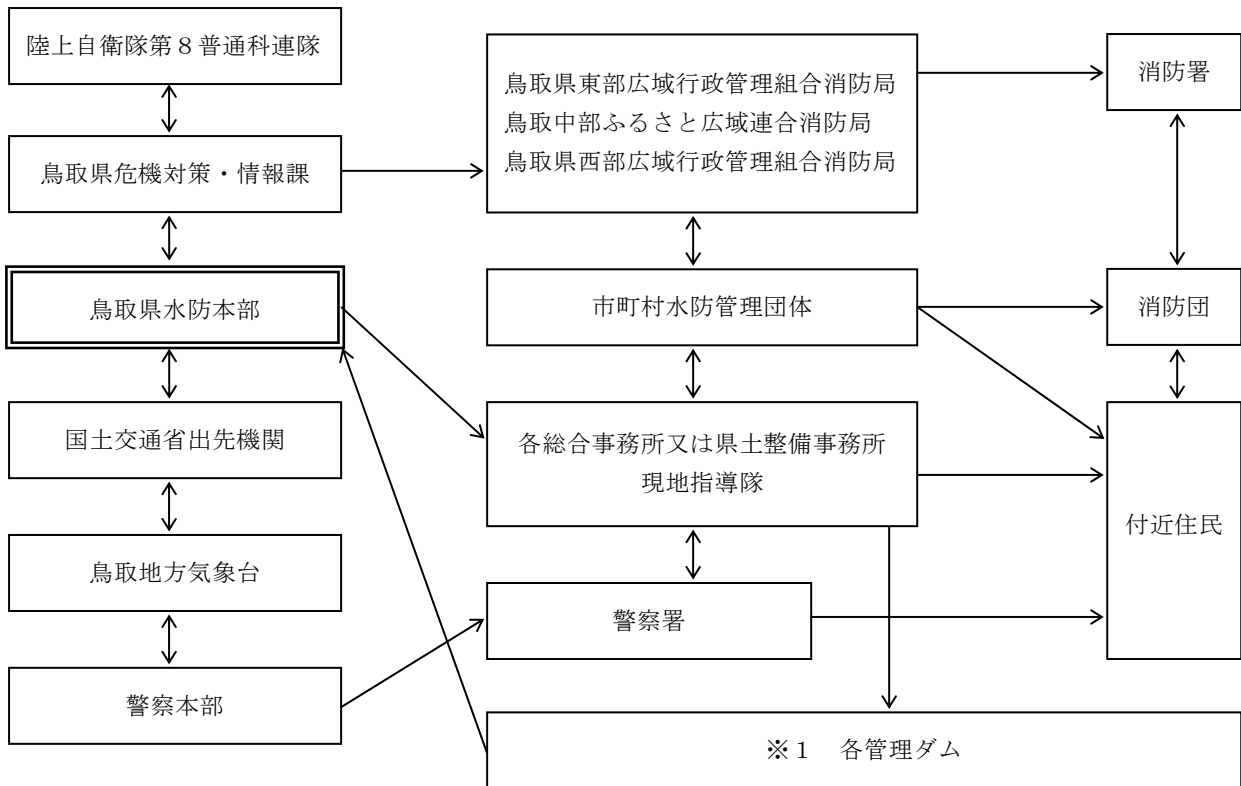
11 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自営水防組織を置くよう努めるものとする。

第3節 水防の組織と機構

水防組織については、以下に定めるところによるが、県災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

1 鳥取県水防体制図

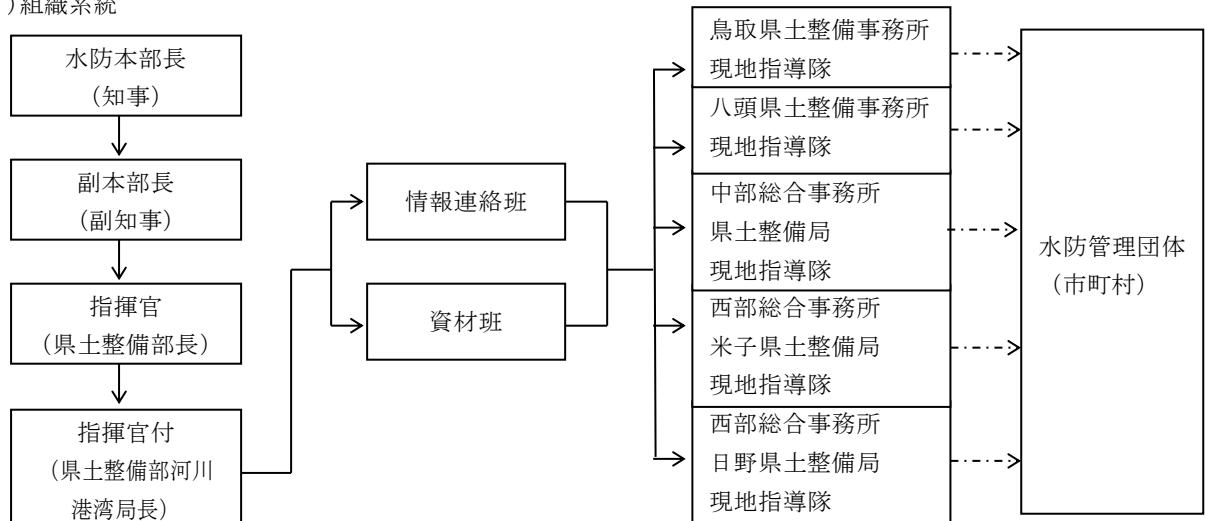


※1 各管理ダムにおける水防体制は、各ダムの洪水警戒体制による。

2 県における水防組織系統

県水防本部は、水防法第10条の規定による気象状況の通知を受けたときは、次の機構により事務を処理する。

(1) 組織系統



ア 水防本部長（知事）
水防本部の事務を掌握する。

イ 副本部長（副知事）
水防本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、これに代わる。

ウ 指揮官（県土整備部長）
水防本部長及び副本部長を補佐し、各班を指揮監督する。

エ 指揮官付（県土整備部河川港湾局長）
指揮官を補佐し、指揮官に事故あるときはこれに代わる。

※情報連絡班及び資材班の班構成については、別に定める「鳥取県水防体制」を参照すること。

(2) 水防本部事務分担

水防本部員の事務分担は鳥取県水防体制に示すとおりであるが、本事務分担表において定める者は水防本部としての責任を果たすため、その責務の重大性にかんがみ常に気象、水位、雨量状況等の変化に注意し、水防事務の完全な遂行に支障を来さないようにしなければならない。

(3) 現地指導隊事務分担

現地指導にあたる県土整備事務所・総合事務所県土整備局の事務分担に定めた者は、所管区域内の市町村が行う水防が十分に目的達成できるよう指導しなければならない。

3 各機関の役割

機関の区分	実施する業務
河川管理者 (国土交通省・県)	・ 現地パトロール ・ 防災に必要な情報（雨量、水位データ、水防警報・洪水予報等）を水防管理団体、水防機関に提供 ・ 現地指導隊として、危険箇所が必要な水防工法の指示 等
水防管理団体（市町村）	現地で活動する消防団の総括、指揮
水防機関（消防局・消防団）	現地での水防活動
	・ F A X又はインターネットにより情報の共有化 ・ 現場の状況に応じ、県（県土整備事務所・総合事務所県土整備局）と水防管理団体が連携し水防活動を実施

第4節 情報等の収集及び伝達

1 気象状況連絡

(1) 鳥取地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等の情報は、原則として県危機対策・情報課が受報及び水防本部を含む県関係各課及び市町村等及び関係機関への伝達を行う。特に、特別警報については、直ちに市町村に通知する。

(2) 情報を受けた水防本部情報連絡班は、必要に応じて直ちに県土整備事務所・総合事務所県土整備局へ情報を伝達する。

(3) 情報の伝達系統については、災害応急対策編（共通）第3部第1章「気象情報の伝達」参照。

2 水防警報

(1)水防法第16条の規定により、国においては国土交通大臣、県においては知事が、経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認められる河川に対して水防警報を行う。

(2)水防警報の段階

水防警報の段階は下表のとおりとする。ただし急を要する場合にはこの段階によらないことができる。また水防上必要な指示（情報の提供を含む。）は、各段階においてその都度発することができるものとする。

【水防警報河川（県内河川共通：洪水）】

段階の別	水防警報の意味・内容	水防警報の発出基準
1 待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	水防団待機水位に達し、流域内の雨量の状況から水位の増加が十分に認められる場合。
2 準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めると共に、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	水位が氾濫注意水位に接近し、流域内の雨量の状況からなお水位上昇が予想される場合。
3 出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	水位が氾濫注意水位を突破し、流域内の雨量の状況からなお水位上昇が予想される場合。
4 指示	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・崩壊・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。	水位上昇等により水防活動を必要とする状況、水防活動を必要とする箇所などを指示するもの。
5 解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨を通知するとともに、一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	水位が氾濫注意水位以下となり、今後の降雨状況を踏まえさらなる水位上昇がないと予想され、水防活動の必要性がなくなったとき。

※中海湖心水位観測所については、出動後に潮位が中々低下しない場合（時間をかけて緩やかに低下する）、段階的に発令することがある。【例：出動→準備→待機→解除】

【水防警報河川（県内河川共通：津波）】

段階の別	水防警報の意味・内容	水防警報の発出基準
1 待機	水防団員の安全を確保したうえで、待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、必要と認めるとき。
2 出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	遠方での地震等に起因し、津波警報が発表され、津波到達予測時刻に十分な余裕があり、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。 又は、津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
3 解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

【水防警報海岸（皆生海岸：高潮・高波）】

段階の別	水防警報の意味・内容	水防警報の発出基準
1 待機・準備	波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに出勤できるように待機及び出勤の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める。	日吉津観測所の波高(1/3有義波)が2.8m以上かつ波浪警報が発出された場合。
2 出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	日吉津観測所の波高(1/3有義波)が4.2mを越える恐れがあり、CCTV情報等により越波が発生し、浸水被害等が発生すると考えられる場合。
3 距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるように海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	日吉津観測所の波高(1/3有義波)が4.2m以上となった場合。
4 距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できるように海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。	日吉津観測所の波高(1/3有義波)が4.7m以上となった場合。
5 距離確保解除	激しい越波のおそれがなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を指示し、その対応策を指示する。	日吉津観測所の波高(1/3有義波)が4.7mを下回り、CCTV情報等を勘案して、激しい越波による危険が解消した場合。
6 解除	激しい越波のおそれがなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	日吉津観測所の波高(1/3有義波)が2.8mを下回りかつ波浪警報が解除された場合。

【水防警報海岸（皆生海岸：津波）】

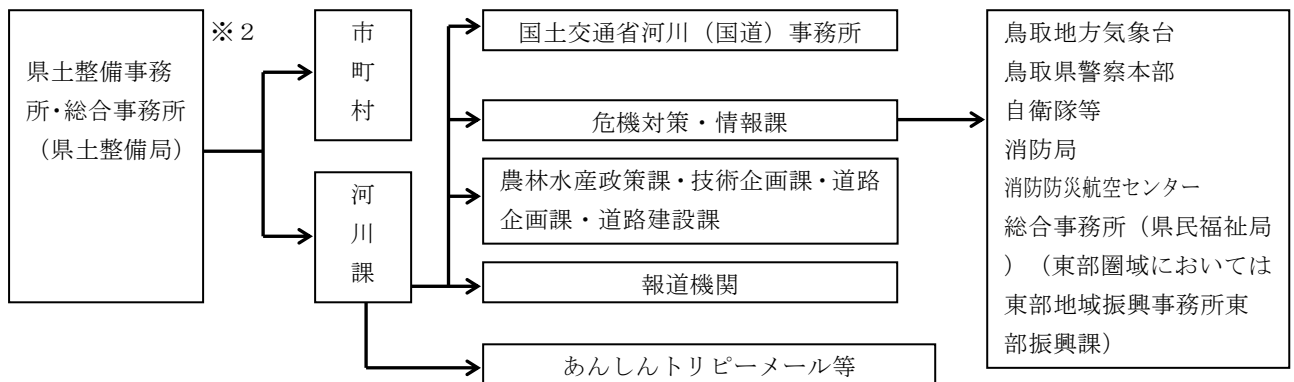
段階の別	水防警報の意味・内容	水防警報の発出基準
1 待機	水防団員の安全を確保したうえで、待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、必要と認めるとき。
2 出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	遠方での地震等に起因し、津波警報が発表され、津波到達予測時刻に十分な余裕があり、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。 又は、津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
3 解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする海岸状況が解消したと認めるとき。

(3) 水防警報の通知

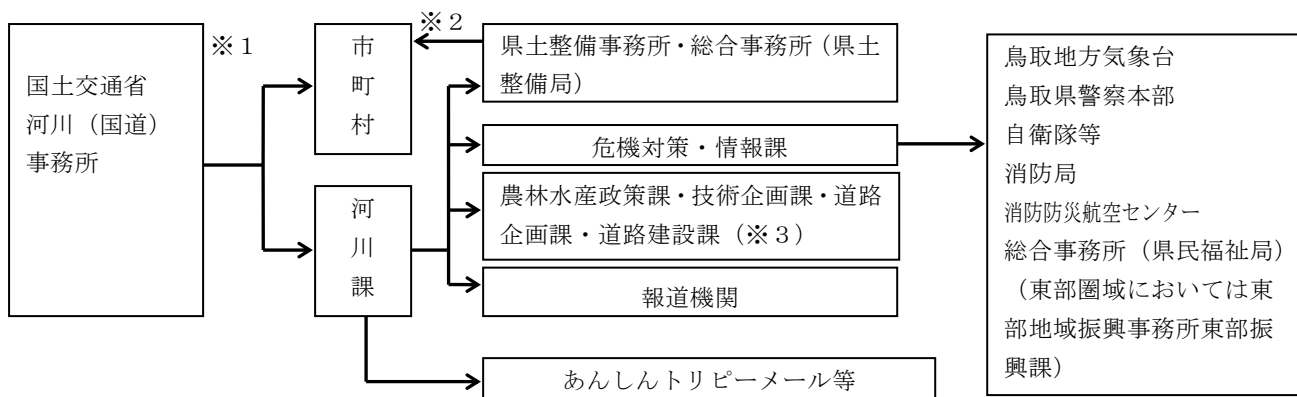
ア 国土交通省及び県は、水防警報を発表した場合は、あらかじめ定められた通報系統図に従い、ファクシミリ等で迅速かつ的確に関係団体へ情報伝達するものとする。

イ また、県は当該水防警報をホームページでも公表し、関係団体や一般住民への周知を図るものとする。

【通報系統図：知事が水防警報を発したとき】



【通報系統図：国土交通省が水防警報を発したとき】



※1 国土交通省河川（国道）事務所から市町村への通報は、水防警報については運用上の取扱いである。（ただし、出雲河川事務所を除く）

なお、水位周知河川における水位情報は、市町村長による避難指示の判断に資するため、必ず通報しなければならない（平成25年7月11日水防法改正関係）。

また、この通報は、水防管理団体及び避難指示等を判断する長への通報である。（平成25年7月11日水防法改正関係）

※2 鳥取市に通報する場合は、総合支所にも併せて通報する。

また、この通報は、水防管理団体及び避難指示等を判断する長への通報である。（平成25年7月11日水防法改正関係）

※3 国土交通省出雲河川事務所発出及び水防警報海岸の場合は、県港湾課、境港管理組合にも通報する。

3 水位周知

水防法第13条第1項及び第2項の規定により、国においては国土交通大臣が、県においては知事が洪水予報河川以外の河川のうち国民経済上重大な損害を生ずる恐れがある河川を、水位周知河川として指定する。

(1) 避難指示等発出の参考となる特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）の到達情報の通知

ア 水位周知河川として指定した河川について、国においては国土交通大臣が、県においては知事が特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）を定め、当該河川の水位がこれに達した場合、国及び県はあらかじめ定められた通報系統図に従い、ファクシミリ等で迅速かつ的確に情報伝達を行うものとする。

イ また、県は当該特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）の到達情報をホームページ等でも公表し、関係団体や一般住民への周知を図るものとする。

【通報系統図：知事が避難判断水位到達情報を発したとき】

水防警報の通報系統に同じ。

【通報系統図：国土交通省が特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）到達情報を発したとき】

水防警報の通報系統に同じ。ただし、※3を除く。

(2) 市町村における避難対策の実施

特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）は、市町村長が避難指示を発出する際の目安となる水位であることから、特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）の到達情報の通知を受けた市町村は、避難指示の発出を検討するとともに、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者については、原則避難措置を行うものとする。

4 洪水予報

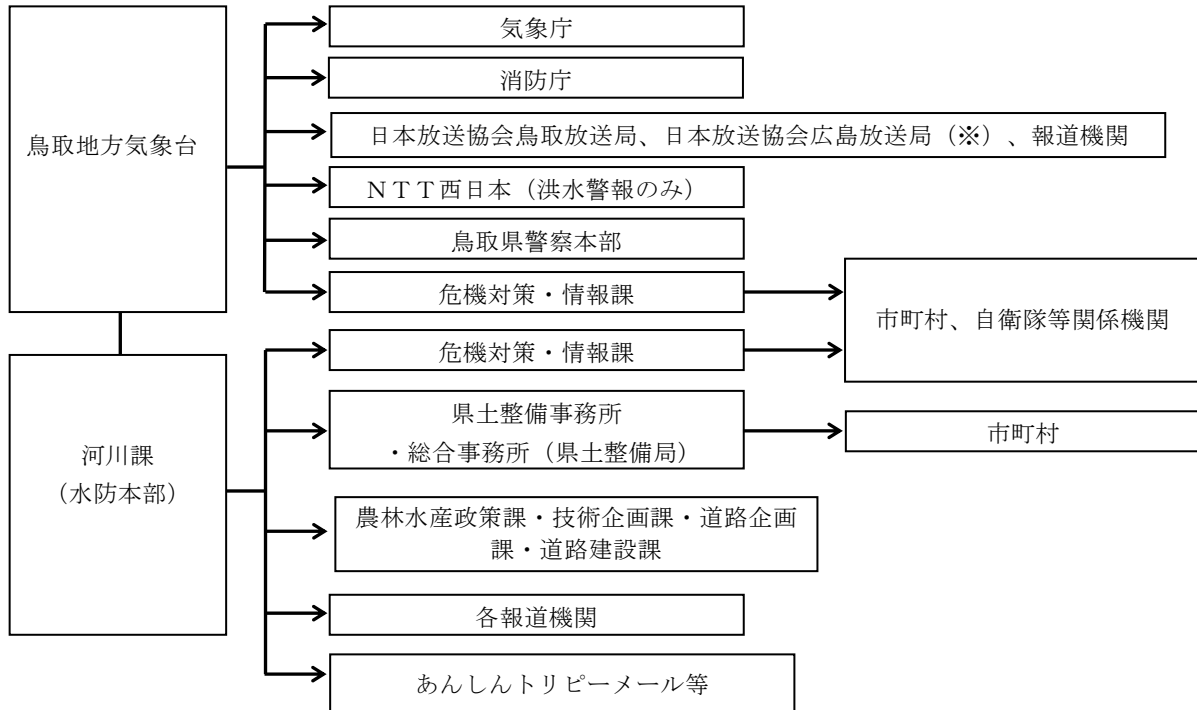
(1) 水防法第10条、第11条及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、洪水予報河川においては、大雨により洪水のおそれがあると認められる場合に、国においては国土交通大臣が、県においては知事が気象庁と共同して、水位・流量の現況及び予想を示した洪水予報を発表する。

【洪水予報のレベル】

危険レベル	予報の種類	標題	水位の名称	市町村・住民に求める行動等
レベル5	洪水警報	氾濫発生情報	<氾濫発生>	・逃げ遅れた住民の救助等 ・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル4		氾濫危険情報	氾濫危険水位	・住民の避難完了 ・市町村の緊急安全確保の発令の目安
レベル3		氾濫警戒情報	避難判断水位	・市町村の避難指示の発出の目安 ・住民の早期避難行動
レベル2	洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位	・市町村の高齢者等避難情報発出の目安 ・水防団出動
レベル1	(発表なし)	(発表なし)	水防団待機水位	・水防団待機

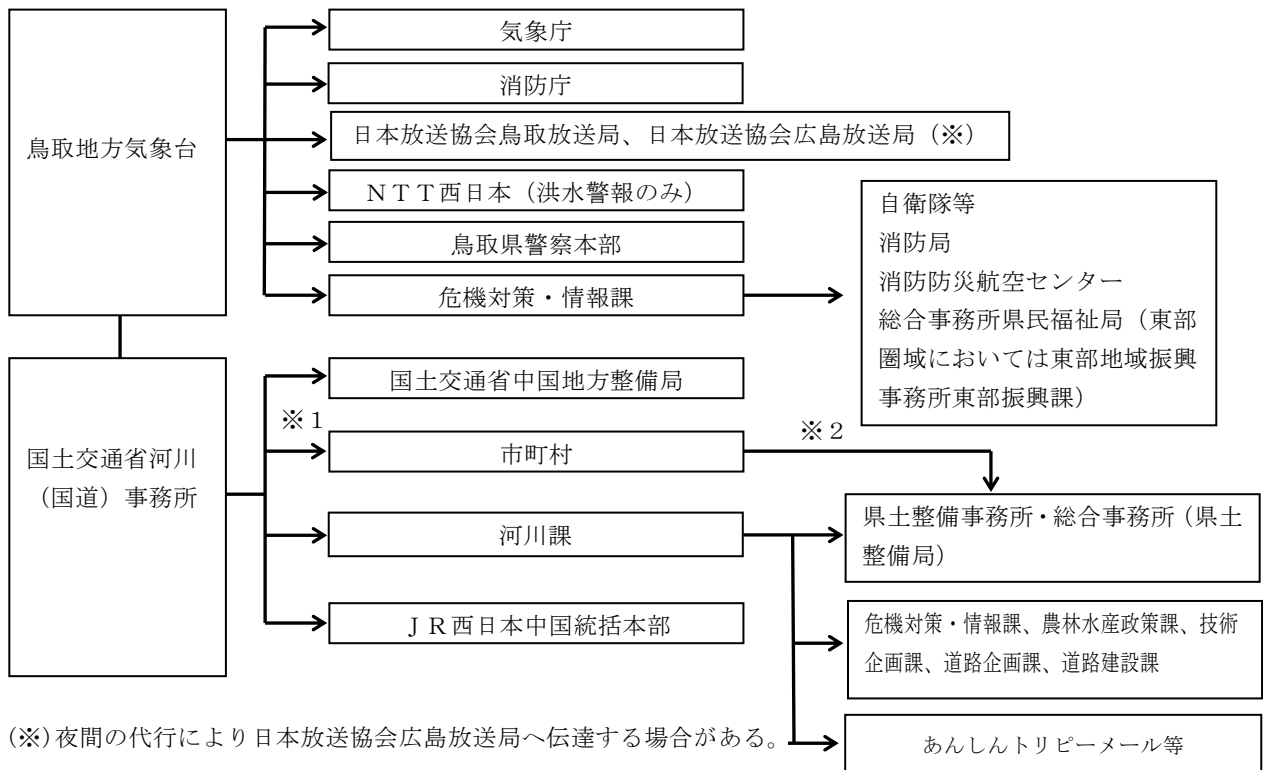
(2)洪水予報が発表された場合は、県及び関係機関はあらかじめ定められた通報系統図に従い、ファクシミリ等で迅速かつ的確に情報伝達するものとする。

【通報系統図：鳥取県・気象台が洪水予報を共同発表したとき】



(※)夜間の代行により日本放送協会広島放送局へ伝達する場合がある。

【通報系統図：国土交通省・気象台が洪水予報を共同発表したとき】



(※)夜間の代行により日本放送協会広島放送局へ伝達する場合がある。

※1 国土交通省河川（国道）事務所及び県の市町村への通報は、水防管理団体及び避難指示等を判断する長への伝達である。（平成25年7月11日水防法改正関係）

※2 鳥取市に通報する場合は、総合支所にも併せて通報する。

(3)また、県は当該洪水予報をホームページでも公表し、県民への周知及び注意喚起を図るものとする。

5 雨量・水位及び潮位の通報

(1) 雨量・水位の情報収集

ア 県及び市町村は、県内の主要河川の水位及び雨量について、「鳥取県防災情報システム」、国土交通省の「川の防災情報」等により川の水位情報等による情報を積極的に活用し、水防情報の収集に役立てるものとする。

このうち、川の水位情報にて表示される危機管理型水位計（簡易水位計）の表示方法は既存の水位計と異なり、氾濫開始水位が基準（ゼロ点）となっていることに留意する。

イ 水防法第12条及び第12条第2項の規定に基づき、量水標等の示す水位が水防団待機水位及び氾濫注意水位を超える恐れがあるときは、(1)の手段により情報の収集に努めるものとする。

ウ また、県は、水防活動等に資するため、水位到達メール配信システムにより、県及び市町村の水防担当者へ水位情報の情報提供を行うものとする。

(2) 雨量の通報

ア 水防本部は、気象状況により相当の降雨があると認めるとき、又は鳥取地方気象台から要求のあった場合は、管下各県土整備事務所・総合事務所県土整備局と緊急な連絡をとり必要に応じ各管下の雨量を報告させるとともに、直ちに鳥取地方気象台に通知する。

イ 鳥取地方気象台は、県内の気象台管理の雨量を速やかに水防本部に通知する。

ウ 各県土整備事務所・総合事務所県土整備局はすすんで水防本部と連絡をとり、常に的確な気象状況を把握し、水防本部が必要に応じ情報の要求をした場合は速やかに報告する。

(3) 水位の通報

ア 水防法第13条第2項の規定により、水位周知河川の水位が特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）に達したとき、河川管理者は関係機関、市町村に通知し、住民に周知しなければならない。

イ 県の各県土整備事務所・総合事務所県土整備局は常に管内の洪水状況を把握し、すすんで水防本部と連絡をとり、水防本部が必要に応じ情報の要求をした場合は速やかに報告する。

(4) 潮位の通報

検潮儀の観測者は、高潮の危険が予知される気象通報を受けたときは、水防本部へ報告しなければならない。報告の主な事項は次のとおり。

ア 風速及び風向の概略

イ 潮位及び防波堤の基準面からの高さ

ウ 波高（潮位の動きの平均から波頭までの高さ）及び波頭から防潮堤までの余裕

(5) 通報を受けた時の処置

ア 水防本部は、上記により雨量及び水位の通報を受け、水防体制をとる必要があるときは、各県土整備事務所・総合事務所県土整備局及び水防管理団体へその旨を通知する。

イ 各県土整備事務所・総合事務所県土整備局が通報を受けたときは、水防本部に連絡の上処置を仰ぐものとし、緊急の場合は直接水防管理団体へ連絡して、適切な処置を行う。

(6) 水位情報の欠測時の措置

ア 量水管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状態であることが判明した場合は、水防活動や住民の避難等に支障をきたす恐れがあるため、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。

イ 欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知すること。

6 ホットライン及び防災行動計画（タイムライン）の活用

河川管理者中国地方整備局長又は県（河川管理者）は、洪水特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）に達したことへの通知や、巡視等で判明した漏水等による堤防の脆弱化に伴う破堤の危険性等、避難指示の発出判断に直結するような緊急又は重要な情報については、あらかじめ定められた通報系統図に加えて、事前に構築したホットラインの活用等により速やかに市町村長（避難指示等を判断する長）等に通報・伝達する。

なお、出水期までに河川管理者と市町村長等が調整を行い、ホットラインのタイミングや伝達する情報を確認しておくこと、また、避難指示等の発出に着目した防災行動計画（タイムライン）を防災関係機関が連携して作成・共有し、事前に避難行動やホットラインを含めた情報伝達のタイミング等を把握しておくことが望ましい。

7 予想される浸水害の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握した時は、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、看板や電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

第5節 水防配備と出動

1 水防配備体制

異常気象時及び災害時において、常時勤務から水防配備体制への切替えを行い、洪水、津波又は高潮時に際し水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するために水防配備体制の種別と基準を別表のとおり定める。

【水防配備体制の種別と基準】

		準備体制	第一配備体制		第二配備体制	
時期	始期	STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4	STEP 5
	始期	①次の気象注意報の1以上が発表されたとき。 (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 (3)高潮注意報	①次の気象警報の1以上が発表されたとき。 (1)大雨警報 (2)高潮警報 (3)波浪警報 (4)洪水警報 ②水防警報河川の1以上の水位が水防団待機水位に達し、流域内の雨量の状況から水位の増加が十分に認められるとき〔待機・準備〕	①水防警報河川の1以上の水位が氾濫注意水位を突破し、流域内の雨量の状況から、なお水位上昇が予想される時〔出動・指示〕 ②土砂崩落や冠水等が発生し、河川課長が必要と認めるとき。	①災害警戒本部が立ち上がったとき（津波注意報の場合を含む）。 ②水位周知河川の1以上の水位が避難判断水位を突破し、流域内の雨量からなお水位上昇が予想される時。 ③次の気象警報の1以上が発表されたとき。 (1)土砂災害警戒情報 (2)記録的短時間大雨情報	①災害対策本部（非常体制（1））が立ち上がったとき（津波警報の場合を含む）。 （ただし、発出基準の要因が県内に関係しない場合には、知事が必要と認めた場合を除き、河川課長の判断によりSTEP 4以下に体制を縮小することができる） ①災害対策本部が立ち上がり非常体制（2）に移行したとき。 （ただし、発出基準の要因が県内に関係しない場合には、知事が必要と認めた場合を除き、河川課長の判断によりSTEP 4以下に体制を縮小することができる）
	終期	①気象注意報が解除され、その必要がなくなったとき。	①気象警報が解除され、その必要がなくなったとき。 ②水防団待機水位を下回り、水防警報が解除され、その必要がなくなったとき。	①災害対策本部が解除され、その必要がなくなったとき。		

		準備体制	第一配備体制	第二配備体制	
準備体制と活動内容	水防本部	① 情報連絡班の各班長が指示した隊員がこれに当たり、主として情報連絡活動に当たる。 事態の推移によっては、直ちに関係者の招集並びに現地指導隊、水防管理団体等に指示ができる準備をすすめる。	① 情報連絡班の各班長が指示した隊員がこれに当たり、情報連絡を主として現地指導隊長、水防管理団体、气象台、国土交通省河川国道（河川）事務所と連絡を密にし、現地指導隊、水防管理団体等に適切な指示をする。	① 情報連絡班、資材班全員がこれに当たり、現地指導隊、水防管理団体、气象台、国土交通省河川国道（河川）事務所、自衛隊等と連絡を密にし、情報収集と適切な指示をする。	
	現地指導隊	① 現地指導隊長が指示した隊員がこれに当たり、水防本部並びに水防管理団体等と連絡を密にするとともに、事態の推移によっては関係者を直ちに招集し、現地指導ができるように準備する。	① 現地指導隊長が指示した隊員がこれに当たり、水防本部並びに水防管理団体と連絡を密にするとともに、管内の重要水防区域を巡視し、適時異常の有無を水防本部に連絡する。	① 現地指導隊全員がこれに当たり、水防本部並びに水防管理団体等と連絡を密にし、的確な指示と情報を水防本部及び水防管理団体に連絡し、被害の実情を的確に把握の上、関係方面に連絡する。	
	水防管理団体	① 水防管理団体の長は、河川及びため池の水位が急激に上昇し、消防団員の出動の必要が予測される時は管下消防団体並びにため池、樋門の管理者に対し、巡回出動の準備をさせる。	① 水防管理団体の長は、管下各消防団に重要水防区域を巡視させ、また、ため池、樋門の巡視をさせる。（津波の場合は各管下海岸） ② 巡視中異常を認めたときは、付近住民等の協力を得て適切な処置を取るとともに、管内団体の長並びに現地指導隊長に連絡する。	① 水防管理団体の長以下各消防団員全員が、各管下重要水防区域を巡視点検する。（津波の場合は各管下海岸） また、ため池、樋門の管理者に対し、ため池、樋門の現地を点検させる。 ② 異常を認めた時の適切な処置、またこの現状を、管理団体の長並びに現地指導隊長に連絡するのは勿論、適時現況を管理団体の長並びに現地指導隊長に連絡する。	
	各ダム管理事務所	配備体制、配備時期、活動内容は、鳥取県水防体制、各ダム洪水警報体制による。			

2 監視及び警戒

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、過去の被害箇所、河川災害危険箇所（特に重点監視区間（設定している場合））に重点をおき、異状を発見した場合は直ちに所管県土整備事務局長、総合事務局長及び水防本部長に報告するとともに、水防作業を開始する。

3 水防管理者の警察官出動の求め

水防管理者は水防のため必要があると認めたときは、水防法第22条に基づき所轄警察署長に警察官の出動を求めることができる。

4 自衛隊の出動要請

- (1) 県（危機管理部）は、気象状況により、事前に災害発生のおそれ大きいとみなされるときは、陸上自衛隊第8普通科連隊長に対し連絡幹部の派遣を要請するものとする。
- (2) 災害が発生し、市町村水防管理団体のみにて防御が困難とみなされるときは、水防管理者は県（危機管理部）に対し、前項連隊長に災害派遣隊の出動を要請するものとする。
- (3) 要請手順については、災害応急対策編（共通）第4部第7章「自衛隊の災害派遣要請」による。

5 県建設業協会への応援要請

- (1) 県は、県災害対策本部が設置されたとき、又は設置されたときと同程度の災害で、県が必要と認めたときは、協定に基づき、県建設業協会に対し、水害防御のための応急措置作業の応援を要請するものとする。
- (2) 県土整備事務所・総合事務所県土整備局は、上記(1)の場合、所管区域内の県建設業協会支部の所属会員である協力会社に対し、出動を要請する。
- (3) 上記(2)の要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合等は電話により出動を要請し、後日文書を提出するものとする。

6 輸送

- (1) 水防資材の輸送を確保するため、あらゆる非常事態を想定し、万全の措置を講じておくものとする。
- (2) 水防資機材等の輸送経路は次のとおりである。

区間		第一輸送路	第二輸送路
自	至		
県庁	東部庁舎	若葉台東町線を南吉方から鳥取国府岩美線により東部庁舎に至る。	若葉台東町線を吉方から鳥取国府線により東部庁舎に至る。
"	八頭庁舎	若葉台東町線から国道29号により郡家に至る。	国道53号を河原から河原郡家線により郡家に至る。
"	中部総合事務所	国道9号を原から倉吉青谷線により倉吉に至る。	国道9号を田後から国道179号により倉吉に至る。
"	国土交通省鳥取河川国道事務所	国道53号田園町より事務所に至る。	田島片原線田島より事務所に至る。
"	国土交通省倉吉河川国道事務所	国道9号を田後から国道179号により事務所に至る。	鳥取鹿野倉吉線を松原から鹿野を経て倉吉に至る。
"	国土交通省日野川河川事務所	国道9号吉岡より事務所に至る。	
中部総合事務所	西部総合事務所	倉吉由良線を由良から国道9号にて米子に至る。	国道9号をはわい長瀬から羽合東伯線、国道179号により米子に至る。
西部総合事務所	日野庁舎	国道181号にて根雨に至る。	国道180号にて根雨に至る。

- (3) このほか鉄道沿線市町村へ緊急輸送を行う場合は鉄道を使用することもある。
- (4) 市町村水防管理団体においても、上記に準じて計画を定めておくものとする。

第6節 水防作業

1 作業の留意事項

- (1) 水防工法は、その選定を誤らない限り1種類の工法を施行するだけで十分効果を挙げ得る場合が多い。しかし、時には数種の工法を施し初めてその目的を達成することがあるから、当初施行の工法で成果が認められないときはこれに代わるべき工法を次々に行い極力被害の防止に努めなければならない。
- (2) 特に堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが大体最大時か又はその前後である。堤防斜面のくずれ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が最も多いため、最大時を過ぎても警戒を解いてはならない。

2 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて、遠地津波と近地津波に分類される。遠地津波で津波来襲まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがあるが、近地津波では、短時間のうちに津波が来襲するため、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

3 安全配慮

- (1)洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。
- (2)避難誘導や水防活動の際も、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等、水防団員自身の安全確保に配慮しなければならない。

4 応援

- (1)水防法第23条の規定により、水防管理者は緊張あるとき、他の水防管理者に対して応援を求めることができる。
- (2)なお、応援のため派遣される水防団員は、できる限り所要の器具資材を携行し応援を求めた水防管理者の指導下に行動する。

5 水防標識と身分証票

水防作業を正確迅速かつ規則正しい団体行動とするため、次の標識及び証票を定める。

- (1)水防標識（資料編参照）
 - ア 水防要員の標識（左腕に水防の腕章をつける）
 - イ 車馬の標識
- (2)身分証票（資料編参照）
 - 水防要員の標識

6 水防信号

水防法第20条の規定により、本県水防団の水防信号を下記の二種に定める。

- (1)出動信号
 - 水防団員及び消防団員全員出動
- (2)危険信号
 - 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる。
 - (水防信号)

種別	打鐘信号	サイレン信号
出動信号	○-○-○ ○ ○-○-○ ○ 3点と1点の斑打	○- ○- 10秒 10秒 10秒
危険信号	○-○-○-○-○ ○-○-○-○-○ 5連打	○- ○- 30秒 30秒 30秒

7 決壊等の通報並びに決壊後の処置

- (1)水防法第25条の規定により堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、消防団長、所轄消防署長及び水防協力団体の代表者は、直ちにその旨を所管総合事務所長（東部圏域においては東部地域振興事務所長）及び氾濫する方向の隣接水防管理団体の管理者、国土交通省各河川（国道）事務所に通報しなければならない。
- (2)総合事務所長（東部圏域においては東部地域振興事務所長）は、これらの報告を受けたときは、速やかに水防本部長、危機管理部長、所轄警察署長並びに所轄消防署長その他必要な所に連絡をするとともに、係員を出動させ指導に当たらせる。
- (3)水防法第26条の規定により堤防その他の施設が決壊したとき、決壊といえども氾濫による被害が拡大しないようできる限り努めなければならない。

8 緊急通行

- (1)水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委託を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。
- (2)水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第7節 避難のための立退き

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条の規定により水防本部長（又はその命を受けた職員）若しくは水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、準備又はその立退きを指示する。

1 立退き計画の作成等

水防管理者（市町村長）は、所轄警察署長と協議の上、事前に立退き計画を作成し、予定立退き先並びに経路等を調査し万全の措置を講じておき、計画を所轄消防署長その他必要な所に通知するものとする。

2 水防管理者の立退きの指示

- (1) 洪水又は高潮により危険が切迫し立退きの必要を認めた場合は、水防管理者が準備並びに立退きを指示する。ただし、水防管理者が不在の場合は、所轄警察署長がこれに代わって指示する。
- (2) 水防管理者が指示をする場合は、所轄警察署長にその旨を通知しなければならない。

第8節 水防解除及び顛末報告**1 水防解除**

水防管理者は、水位が水防団待機水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに、所管県土整備事務所・総合事務所県土整備局に対しその旨を報告するものとする。

2 水防顛末報告

水防が終結したときは、関係水防管理者は、鳥取県水防体制に示す様式（水防活動実績表、水防活動による使用（消費）資材費内訳）により、遅滞なく県土整備事務所・総合事務所県土整備局に報告し、県土整備事務所・総合事務所県土整備局はこれをまとめて水防本部に提出するものとする。水防本部長は、当該水防管理者からの報告について国（中国地方整備局）に報告するものとする。

なお、水防活動を実施した際は、水防活動の認知度向上等のため、記者発表やホームページ掲載等の広報活動を実施することが望ましい。

第9節 災害対策基本法に基づく助言

災害対策基本法第61条の2により、市町村長から避難のための助言又は指示に関する事項について中国地方整備局長又は県（河川管理者）に助言を求められた場合は、河川の水位や巡視結果等を基に必要な助言をホットライン等により行うものとする。なお、県の助言者には、各県土整備事務所長・総合事務所長があらかじめ定めた責任者を含むものとする。

第10節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 各市町村の管理区域における水防対策の実施
- 2 公用負担権限
- 3 水防情報の収集、伝達
- 4 河川の監視及び警戒
- 5 関係機関への応援要請
- 6 決壊時等の通報並びに決壊後の処置
- 7 避難のための立ち退きの指示

第2章 緊急時のダム管理

(中国地方整備局、中国四国農政局、県農林水産部、県県土整備部、県企業局、中国電力、市町村)

第1節 洪水警戒体制

ダムの管理者は、気象状況の通報を受けたとき、又は増水のおそれを察知した場合は、水位の変動を監視し、下記に従い必要な措置をとるものとする。

1 ダムの管理要領

ダムごとにあらかじめ定めた水防体制・洪水警戒体制により、警戒に当たるものとする。

なお、洪水が予想されるとき等の管理要領は概ね以下のとおりである。

- (1)ダムの管理要員を呼集、配置
- (2)器具、機材、資材の点検及び整備
- (3)気象情報の収集
- (4)関係機関に対する通報及び記録の作成

2 関係機関への通報

下記の場合において、関係機関に通報するものとする。

- (1)洪水に備えた体制に切り替えたとき
- (2)放流を行うとき

第2節 ダムの放流操作

1 放流操作の実施

ダムの管理者は、洪水が予想されるとき等には必要に応じ、あらかじめ定めた操作規則・規程等に基づき放流操作を行う。具体的な操作は、概ね以下のとおりとする。

- (1)洪水のおそれが大きいとき等
平常時最高貯水位（常時満水位）、流入量を基準に貯留又は放流
- (2)洪水が発生しているとき
洪水調節ができるダムにあっては洪水調節（下流域が急激な水位変動とならないように貯留及び放流）

2 放流操作の留意点

- (1)ダムからの放流は、努めて下流に急激な水位の変動を生じないよう適切に行うものとし、特に増水初期における放流の急激な増加を避けるものとする。
- (2)気象状況や下流の河川水位等を踏まえた放流操作に努めるものとする。
- (3)必要に応じ、同一水系のダムの放流状況について随時情報共有や放流調整を行うものとする。
- (4)ダム下流に浸水等の影響を及ぼす放流操作は、関係市町村、消防団、住民等と連携して対象となる住民の避難完了を確認した後に行う体制の構築に、関係者が連携して取り組むものとする。

3 事前放流の実施

- (1)事前放流を導入することとしたダムの管理者は、台風等による大雨が見込まれる場合等、洪水調節機能を一時的に高めるために、必要に応じて事前放流を実施するものとする。
- (2)事前放流の実施に当たっては利水関係者等とあらかじめ調整を図るものとする。
- (3)洪水発生のおそれがなくなった後は、貯水量の回復に努める等、事前放流で失った利水面での機能維持や機能回復にできる限り配慮するものとする。

4 発電施設への協力要請等

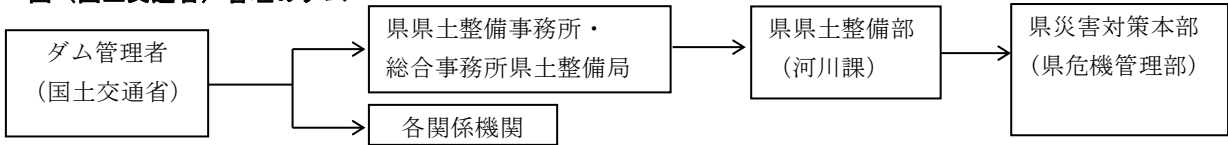
- (1)多目的ダムであって、水力発電施設の運転によりダムの貯水量を低減させ、結果的に事前放流と同様の効果が見込まれるダムについては、台風の接近が見込まれる場合等、必要に応じてダム管理者から当該発電施設の管理者に対し、水力発電施設の運転によるダムの水位の低下について協力を求めるものとする。その際、当該発電施設の管理者は、本章の趣旨を踏まえ、可能な範囲で協力するよう努めるものとする。
- (2)発電を目的とした利水ダムであって、上記(1)と同様の効果が見込まれるダムについては、必要に応じて自ら同様の措置を行うよう努めるものとする。

第3節 ダムの水位情報等の収集

県内各ダムのダム情報を県県土整備部が収集し、洪水調節等開始予告時、開始時、終了時に県災害対策本部へ報告する。（県災害対策本部が未設置の場合は、県危機管理部へ報告する。）

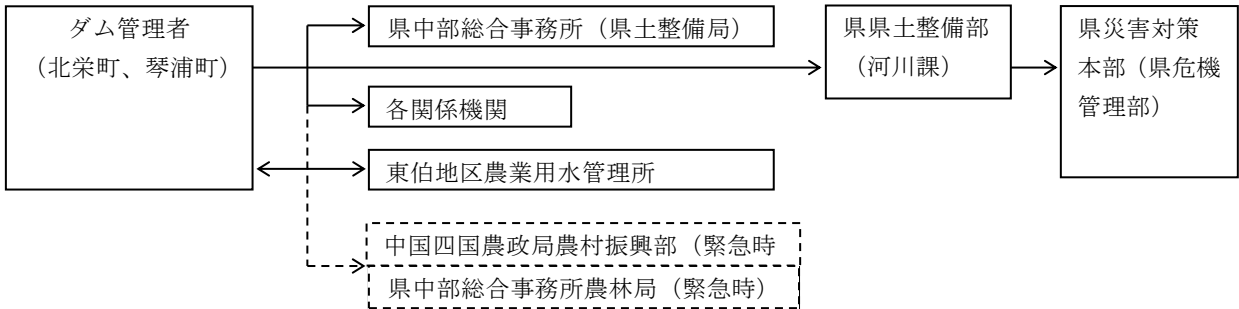
なお、各ダムの情報伝達系統は以下のとおり。

1 国（国土交通省）管理のダム

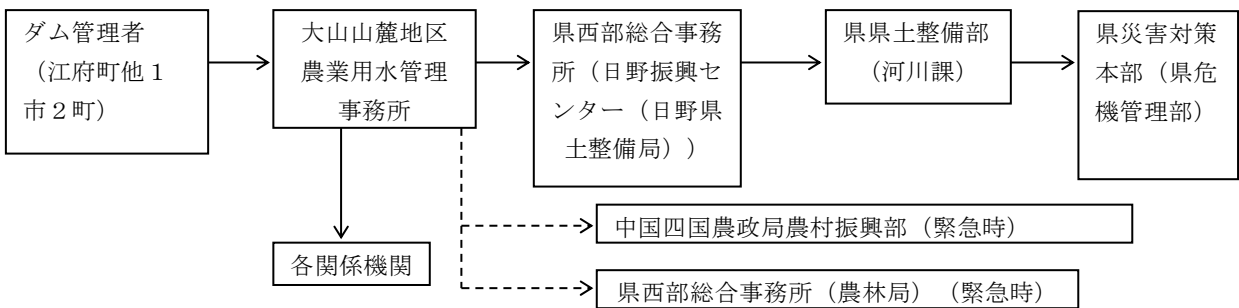


2 国（農林水産省）関係のダム

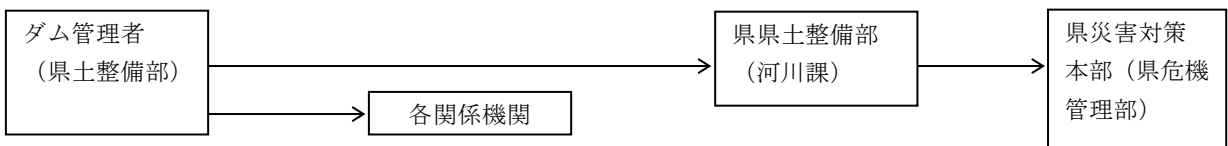
(1) 西高尾ダム、船上山ダム、小田股ダム



(2) 下蚊屋ダム

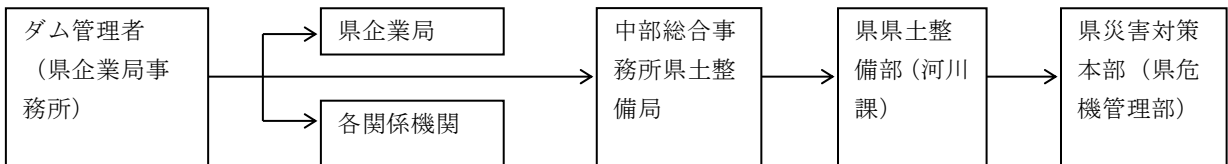


3 県（県土整備部）管理のダム

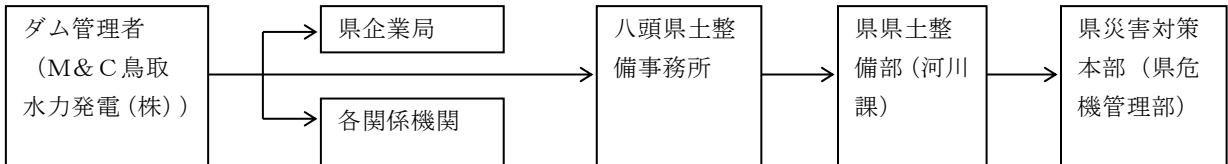


4 県（企業局）管理のダム

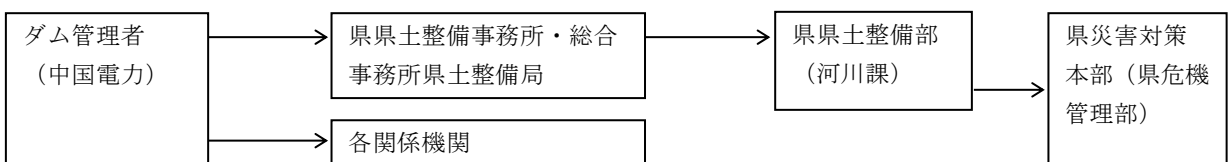
(1) 中津ダム



(2) 若荷谷ダム



5 中国電力管理のダム



第4節 ダムの水位情報等の伝達体制

1 ダム管理者からの水位情報等の伝達

- (1)ダムの管理者は、ダムの状況及びダムに関して行う措置等について、市町村、県、関係機関、住民に対する周知ができるよう、あらかじめ定めた方法により情報伝達及び注意喚起を行う。
- (2)ダムからの放流を開始する場合のみならず、放流中においても、必要に応じて迅速かつ適切に情報の伝達を行うものとする。
- (3)特にダムの放流に伴う河川水位に与える影響については、下流域市町村の水防活動や避難情報発出の判断の参考となることや、影響の程度によっては安心情報の提供につながることを踏まえ、できる限り具体的かつ簡潔な情報を迅速に通報するよう努めるものとする。

なお、誤解防止のために明示すべき注意点を以下に例示する。

- ア 定点における上昇値
- イ ダム放流の影響に限定した変動値
- ウ ピーク時点の放流水が到達する目安となる時刻

- (4)操作規則・規程等の定めによるもののほか、必要に応じて関係機関等へ情報提供を行うものとする。

2 市町村の伝達

市町村は、上記1の伝達等を受けた場合、必要に応じ、速やかに住民に伝達するものとする。伝達に当たっては、気象情報や河川の水位等を総合的に勘案の上、必要に応じてあらかじめ定めた方法により住民へ注意喚起や避難情報の発出を行うものとする。

なお、ダム管理者が通報した河川水位の上昇見込みについては、河川断面の違いによる差や、不測の事態による状況の変化等が生じることが十分考えられるため、参考数値であることを念頭に置いた上で情報活用を図るものとする。

第5節 河川管理者の総合調整

1 流域の状況把握・情報分析

河川管理者は、放流情報や気象状況等の収集情報を総合的に勘案の上、流域の状況把握や、洪水発生のおそれについての状況分析に努めるものとし、必要に応じてダム管理者、市町村等と連携し、河川管理に必要な総合調整に努めるものとする。

2 河川法第52条等による措置

河川法第52条の規定に基づき、河川管理者は洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示するものとする。

- (1)河川管理者は、緊急時において、より積極的に利水ダムを活用して災害の発生防止又は軽減を図るため、河川の状況を総合的に考慮の上、下記のうち必要な措置について指示を行うものとする。

また、河川法第52条の適用を受けないダムについても、これに準じた措置を執るよう努めるものとする。

ア 事前放流の指示

洪水発生前に洪水調節を行うことができる空虚容量を確保するため、ダムから放流を行うことの指示で、下流の河川の状況を十分に考慮の上、適切な放流の時期及び方法を示す。

イ 貯留制限の指示

洪水発生前に、貯留を進めているダムに対し、貯留を止め、又は制限することを求める指示で、事前放流を伴う。

ウ 洪水調節の指示

ダム地点に洪水が発生しているときにおいて、当該洪水をダム操作によって調節することの指示である。調節の方法は、洪水の発生状況やダムの空虚容量等によって様々ではないので、ダム管理者との緊密な連絡により適切な方法を示して指示する。

エ 解除の指示

洪水がピークを過ぎ、洪水調節の必要がなくなったときに、洪水調節を行うことを止めることの指示を行う。

- (2)一級河川に係る河川法第52条に基づく指示を行う権限については、一律に国土交通省が有しているため、一級河川の県管理区間の取り扱いについては留意が必要である。

- (3)当該指示により利水のための貯水を放流することは、ダム管理者において不利益を生じる場合があるが、公

共用物たる河川を大規模に利用する権利を有する者が、当該河川に発生する災害の防除に積極的に協力することは当然の社会的責務であると同時に、当該権利がその責務を果たす上で一時的な制限を蒙ることは、その権利に内在する社会的制約の範囲内であるが、河川管理者においては、当該措置が権限の濫用にならないよう留意するとともに、ダム管理者においては、下記の点に留意するものとする。

ア 指示を受けたダム管理者においては、指示の趣旨を踏まえ、河川管理者と緊密な連絡の上、適切な操作等を行うものとする。

イ ダム管理者は、緊急時において河川管理者からの指示等があることについて、あらかじめ利害関係者に周知を図るものとする。

3 水防警報等の発出

河川管理者は、ダム管理者から伝達された水位情報等を踏まえ、気象情報や河川の水位等を総合的に勘案の上、あらかじめ定めた方法により、県、市町村、関係機関に対し、水防警報や洪水予報等を発出するものとし、関係機関と連携して必要な水防活動等を実施するものとする。

第6節 災害対策基本法による要請等

知事は、洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、県又は市町村の実施する当該区域における応急措置のため必要があると認められるときには、災害対策基本法第70条等に基づき、指定地方行政機関、指定地方公共機関等に対し、河川管理を含む総合的な応急措置の実施等についての要請等を行うものとする。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 ダムの水位情報等の伝達体制

第3章 ため池・農業用水路・樋門の応急対策

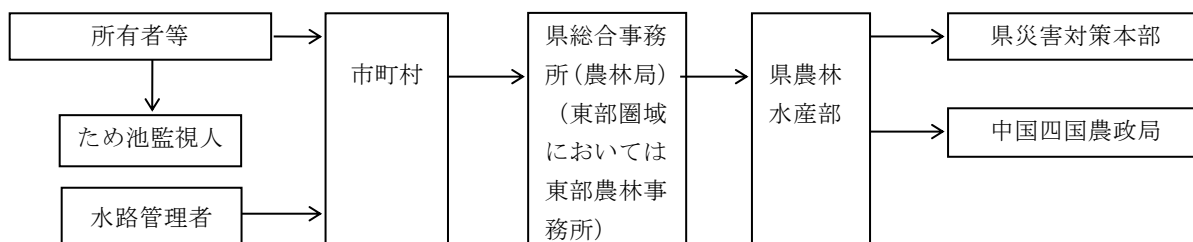
(中国地方整備局、県農林水産部、県土整備部、市町村)

第1節 目的

この計画は、台風等に伴って洪水等が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、ため池や樋門の管理を適正に実施することでその被害を最小限に抑制し、ため池や流域付近の住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

第2節 情報収集及び情報伝達

1 ため池及び農業水路の情報収集

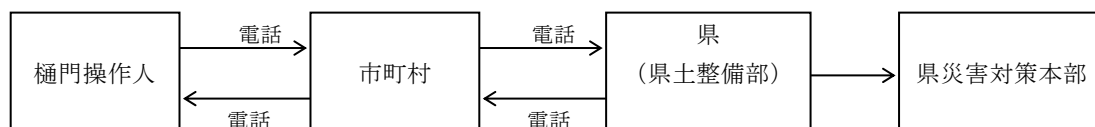


2 ため池管理の連絡体制

所有者等は、下記の場合において、ため池の状況及びため池に関して行う措置等について、市町村、県、関係機関、住民に対する周知ができるよう、あらかじめ定めた方法により情報伝達及び注意喚起を行う。

- (1) 災害の発生が予測される場合に、危害防止のために必要があるとき
- (2) 水位が洪水吐天端高に達したとき
- (3) 水位が洪水吐天端高以上に上昇する等、ため池が決壊する恐れがあるとき、及び決壊したとき

3 樋門の情報収集



第3節 非常時のため池・農業用水路・樋門の管理

ため池、農業用水路（特に、溢水等により住家等へ影響が生じる可能性がある水路）、樋門等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況の通報を受けたとき、又は出水のおそれを察知した場合は、安全を第一にし、十分に注意しながら水位の変動等を監視し、必要に応じ水こう門を閉じ、下記の要領を踏まえ、必要な措置をとるものとする。水こう門、用排水ひ門、ため池等は資料編一覧表を参照のこと。

1 非常時のため池の管理

- (1) 所有者等は、監視人を部署につかせる。
- (2) 天気予報により激しい雨や局地的豪雨が予想される場合は、監視人はため池で以下の作業を行う。
 - ア 斜樋取水孔（ため池栓、木栓等）を開け、水位を下げる。また、ため池への流入量を減らすため、導水路の樋門を閉鎖できる場合は閉める。
 - イ 水位の上昇度を確認する。
 - ウ 洪水吐や底樋出口に注意して、水で堤体が洗われないかを確認する。
- (3) 水位が洪水吐天端高を上回り堤体を越流することが予想される場合、その他急変の場合は、速やかに市町村、関係集落、消防団等に急報し、流心の方向に当たる集落に避難の準備をさせる。なお、水位が洪水吐天端高を上回る水位以上に水位上昇し、決壊のおそれのある場合は、避難命令を伝達する。
- (4) 関係集落、消防団は所有者等からの急報を受けた場合、土のう、シート、杭等あらかじめ用意した応急資材を持ち現地に急行し、シートかけ、土のう積みなど被害拡大を防止するための応急対策を実施する。
- (5) 洪水が減少し、又は豪雨がやんだ後も監視人は待機して観測を継続する。
- (6) 県総合事務所（農林局）（東部圏域においては東部農林事務所）は、市町村・所有者等に、決壊のおそれのある場合の応急措置の助言指導を行う。

(7)大雨特別警報が発表等された場合、県、市町村及び所有者等は、「大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検等要領」等に基づき、防災重点ため池を対象に緊急点検を行う。

2 非常時の農業用水路の管理

- (1)天気予報により激しい雨や局地的豪雨等が予想される場合は、水路管理者は取水口を調整し事前に水量を減じるなどの措置を行う。
- (2)水路管理者は、洪水等により水路が溢水又はその他急変し、住宅等へ影響が生じる恐れがある場合は、速やかに市町村、関係集落、消防団等に急報する。

3 非常時の樋門の管理（洪水等）

- (1)警戒体制

樋門の管理者は、洪水等により被害が生ずるおそれがあるときは、速やかに警戒体制に入るものとする。
- (2)警戒体制における措置

樋門の管理者は、警戒体制に入った場合は、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

 - ア 操作員の配置
 - イ 樋門の操作のための点検
 - ウ その他樋門の管理上必要な措置
- (3)操作の方法

ア 操作員は、排水樋門について、洪水等の逆流を防止し、内水の排除を図るように操作しなければならない。

イ 操作員は、用水等の樋門について、洪水時の流水を防止し、堤内地の氾濫を防止するよう操作しなければならない。
- (4)警戒体制の解除

洪水等による被害のおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。
- (5)操作時の安全確保

ア 樋門の管理者は、洪水等に対し、操作員自身の安全確保に留意して樋門管理を行うものとする。

イ 樋門操作時には、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等、操作員自身の安全確保に配慮しなければならない。
- (6)操作情報の伝達・共有

ア 樋門管理者等は、非常時における樋門や水門の操作を行った場合、あらかじめ定めた連絡系統に基づき、迅速に情報伝達・共有を行う。

イ 市町村は、必要に応じ、浸水リスクが高い地域等に対して樋門の操作に関する情報を伝達するものとする。その際、樋門の操作の意味合いや、避難に関する情報など、地域住民の安全確保に必要な情報を付加する。

4 非常時の樋門（河口部・海岸部）の管理（津波）

- (1)警戒体制

樋門の管理者は、津波により被害が生ずるおそれがあるときは、速やかに警戒体制に入るものとする。
- (2)警戒体制における措置

樋門の管理者は、警戒体制に入った場合は、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

 - ア 操作員の配置
 - イ 樋門の操作のための点検
 - ウ その他樋門の管理上必要な措置
- (3)操作の方法

ア 操作員は、排水樋門について、津波の逆流を防止し、内水の排除を図るように操作しなければならない。

イ 操作員は、用水等の樋門について、津波時の流水を防止し、堤内地の氾濫を防止するよう操作しなければならない。
- (4)警戒体制の解除

津波による被害のおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。
- (5)操作時の安全確保

ア 樋門の管理者は、津波に対し、操作員自身の安全確保に留意して樋門管理を行うものとする。

イ 樋門操作時には、津波からの避難先や避難時間の確保、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等、操作員自身の安全確保に配慮しなければならない。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 ため池の情報収集
- 2 ため池の連絡体制
- 3 非常時のため池の管理

雪害対策編

第1部	災害予防計画	P 5 1 1
第2部	災害応急対策計画	P 5 1 9

雪害対策編

第1部

災害予防計画

第1章 雪害予防対策

(国、県、市町村、警察、消防、公共交通機関、ライフライン事業者ほか)

第1節 目的

自助、共助、公助の適切な役割分担のもと、積雪期における雪害による被害の未然防止や被害の軽減を図り、県民の生命、身体、財産及び県土を保護し、県民の安全、安心と円滑な社会・経済活動を確保することを目的とする。

第2節 雪害を防止する施策の概要

雪害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の対応について、他の災害の対策と共通する部分は「災害予防編（共通）」及び「災害応急対策編（共通）」に定めるところに依り、本編では雪害に特有のものについて定めるものとする。

第3節 地域ぐるみの支援体制の整備

1 防災及び危機管理に関する基本的な考え方

本県では、「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」を定め、県民、事業者、市町村、県、国の責務を明らかにし、相互に連携して災害への対策を総合的に講ずるために必要な事項を定め、災害や危機事象から県民の生命・身体・財産を守り、安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指している。

この条例では、基本事項の一つとして、「災害時支え愛活動」（災害又は危機事象が発生した場合に、本県における人と人との絆を生かして、住民が地域で自主的に行う共助の取組）に積極的に取り組むこととされており、この条例の基本的な考え方を踏まえて豪雪被害に対する地域の防災体制、支援体制を構築していく。

なお、市町村は、災害時支え愛活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとし、県は、市町村に対して必要な支援を行うものとする。

2 県民・地域の役割（平時）

- (1) 県民は、積極的に地域内の共助による除雪や要配慮者への支援の体制整備に協力するよう努める。
- (2) 県民は、立ち往生車両等への支援も含めた災害時支え愛活動の平常時の取組に努める。
- (3) 県民は、除雪作業における事故防止のため、安全確保対策などの習熟に努める。
- (4) 県民は、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう努めるものとする。

3 地域の雪害対策への支援

- (1) 市町村は、支え愛マップづくり等による地域の助け合い、支え合いの関係づくり等の推進に努め、県（危機管理部ほか関係部局）は、市町村の支援に努める。
- (2) 市町村は、必要に応じ、雪下ろしの助成制度を設けるほか、除雪作業の危険性と対応策を住民に示す等、個人住宅の雪下ろしが安全に行われる体制の整備に努め、県（危機管理部ほか関係部局）は市町村への支援に努める。

また、県（危機管理部、地域社会振興部、福祉保健部）及び市町村は、除雪ボランティア支援体制の整備に努めるとともに、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会と連携して地域における共助の充実強化に努める。

- (3) 市町村は、地域の自発的な除雪活動等の雪害対策を支援するため、排雪場の確保や、地域の実情に応じて小型除雪機の貸与や購入補助などの支援を行うよう努める。

- (4) 県（危機管理部、地域社会振興部）は、「鳥取県防災・危機管理対策交付金」などにより、雪下ろしに要する資機材の費用補助、地域が自ら行う歩道除雪の活動支援費用補助等、地域の自発的な雪害対策を助成する市町村に対する支援を行う。

また、県（地域社会振興部）は、中山間地域において自然の猛威から生活を守るための事前の取組に必要な経費を補助する制度を設けており、雪囲いの設置等の住宅の被害防止に必要な経費や、除雪機等の導入・除雪委託など協働での対策に必要な経費など、豪雪に対する備えもその対象としている。

第4節 道路交通の確保

1 除雪等の体制

- (1) 各道路管理者は、関係機関と連携し、各々が管理する道路について除雪の計画を定めるとともに、訓練などによってその実効性の向上を図る。特に幹線道路については、大雪時においても大規模な車両滞留を可能な限り回避するため計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。
- (2) 各道路管理者は、他の道路管理者や県・市町村、警察等の関係機関との情報共有及び除雪等の対策実施について、災害対策本部・情報連絡本部と連携を図るため、「情報連絡本部会議」を設置する。
- (3) 各道路管理者は、冬季間県下の道路の交通を確保するため、必要な除雪機械や資機材の配備や調達体制の整備を進め、併せて消融雪装置、堆雪帯や排雪場の設置等、効率的な除雪を可能とする施設の設置を進める。
- (4) 各道路管理者は、除雪機械運転手の人員確保及び育成に努める。

(5)各道路管理者は、大雪による事故・立往生が発生した場合に備え、速やかに交通規制が行えるよう体制を構築する。

2 県の除雪基準等

(1)重点除雪区間の設定

県（県土整備部）は、限られた除雪能力で、豪雪時においても広域的な交通と緊急車両等の交通を確保するため、重点的な除雪作業を行い早期に円滑な交通を確保する「重点除雪区間」を設定する。

	目的（課題対応）	指定する路線
重点除雪区間Ⅰ	「県内の骨格となる主要幹線道路」、「主要幹線道路と市街地を連絡する道路」を早期に重点除雪し、広域物流、災害時の緊急輸送等の交通を確保	主要幹線道路で第一次防災拠点（県庁、市役所、基幹災害拠点病院等）を連絡する『第一次緊急輸送道路』を基本に以下の路線を指定 ・鳥取道、山陰道等の高規格幹線道路、国道9号等の幹線道路 ・高規格道路（山陰道等）の未供用区間における国道の迂回路を担う道路 ・第2次緊急輸送道路のうち、市内幹線道路を担う道路
重点除雪区間Ⅱ	防災拠点病院・総合病院へのアクセス道路、市内幹線道路など主要生活道路の交通を確保	第2次防災拠点（町村役場、地域災害拠点病院、総合病院等）を連絡する『第二次緊急輸送道路』、市内幹線道路等の以下の路線を指定 ・第2次緊急輸送道路、市内幹線道路 等

※重点除雪区間Ⅰから区間Ⅱへと段階的に重点除雪を実施し冬期交通を確保する。

重点除雪区間は、豪雪時においても早期に円滑な交通を確保するため、速やかに大型車のすれ違いも可能な2車線以上の幅員の確保を目標に重点的に除雪を実施する。

なお、孤立集落、立ち往生車両が発生した場合には、重点除雪区間の有無にかかわらず、最優先で孤立の解消、立ち往生の解消のための除雪対応を行う。

(2)除雪基準の設定

ア 県（県土整備部）は、除雪作業に入る「除雪出動基準」を設定する。（路面上の積雪が5～10cm程度に達すると見込まれる場合）

イ 県（県土整備部）は、除雪作業の一定水準を確保するため、除雪完了の目安となる除雪完了目標を設定する。（除雪後の残雪深は重点除雪区間で5cm以下、大型車が円滑にすれ違い可能な道路幅員を確保する。その他区間は5～10cm以下、大型車と普通車が円滑にすれ違い可能な道路幅員を確保する。）

(3)災害発生時の対応

地震等災害発生時は、緊急輸送道路（災害予防編（共通）第7部第1章「緊急輸送体制の整備」参照）を優先して除雪する。

3 除雪対策協議会等の設置

計画的な道路除雪の実施のため、国、県、市町村その他関係者からなる鳥取県除雪対策協議会（会長：県県土整備部長）を設置し、毎年度積雪期までに関係機関と除雪について協議・調整を行う。個別具体的な除雪区間における各関係機関との連携については、必要に応じて会議等により協議・調整を行う。

4 豪雪時における迂回路の設定

これまで豪雪時に交通障害が多発している箇所においては、道路管理者はあらかじめ迂回路・通行規制区間等を設定し、関係機関と連携して早期に道路の通行を確保する体制整備に努める。

5 豪雪時における道路情報の収集

第9節「情報収集体制の整備」による。

6 道路管理者の相互連携体制の構築

その他、各道路管理者は、必要に応じ、管理区分を超えた除雪の協力、除雪車両や人員等の応援、迂回路設定時の調整方法など、隣接県を含む県内外の広域の道路管理者等と相互連携した除雪体制をあらかじめ整備するよう努める。

7 道路占用物件の施設管理者との協力体制

国、県、市町村は、道路占用許可物件の各施設管理者と連携し、各施設に被害があるときは、速やかに撤去・復旧する協力体制を構築する。

第5節 公共交通の確保

1 公共交通機関事業者の対策

(1)各公共交通事業者は、乗客の安全確保を最優先に各事業者の定める規程等に基づき、予防対応を行う。

(2)各公共交通事業者は、既存の連絡体制に加え、関係機関との緊急時ホットラインの整備等、緊密な連絡体制、情報共有体制の確保に努める。

(3)鉄道事業者は、立ち往生時等の乗客の救援のため、主要な駅への備蓄（食料、飲料水、毛布等）を行うとともに、平時から沿線の市町村と連携し、周辺の避難施設等の状況把握や、緊急時の協力体制の確保に努める。バス事業者は、長距離バスの立ち往生時の乗客の救援のため、鉄道事業者の例を参考に体制整備に努める。

(4)バス事業者は、社会的な影響を考慮して優先的に交通を確保し、又は復旧させるべきバス路線（病院等を経

由する路線や、通学利用の多い路線等)について、平時から道路管理者との情報共有及び対応策の調整に努める。

2 鉄道事業者の除雪・防雪対策

(1) 除雪体制（JR西日本）

ア 列車の円滑な運行を図るため、除雪機械の整備強化に努めるとともに、JR西日本中国統括本部が中心となり、各地区に除雪協力員を設け、これによる除雪体制を確立する。

イ また、豪雪時には関係機関の協力を得るなど、会社所有の除雪機械との共同作業により、除雪対策に万全を期する。

(2) 防雪設備事業（JR西日本）

突発的災害の防止及び除雪事業の円滑化を図るため、雪崩防止柵の設置等の事業を行うとともに、列車運行の円滑化を図るため、ポイントの電気融雪器の取り付け等の事業を長期計画に基づき行う。また、倒木対策の実施に努める。

(3) 智頭急行・若桜鉄道の対策

上記のJR西日本の安全対策を参考に、必要な災害予防対策を実施するものとする。

第6節 関係機関との協力体制の整備

1 関係機関との協力

国、県、市町村は、除雪体制に限らず、雪害時の防災体制の確保のため、検討会や協議会等の場を通じて、関係機関等との協力体制を構築するよう努める。

2 研究機関等との協力体制

県は、雪害対策の知見を有する研究機関等と雪害対策に係る協定を締結する等、平時から雪害を予防し、減災を図るための関係機関との協力・連携関係を構築するよう努める。その際、雪害の発生時には県から助言等協力を求めることがあることをあらかじめ取り交わしておく。

3 警察本部との協力体制

警察本部は、警察庁通達等に基づき、地域の実情に応じた総合的な活動を行うものとし、国、県、市町村は、警察本部と協力しながら、連携して雪害の予防・応急体制を講じる体制を整備する。

第7節 雪崩に対する警戒避難体制の確立

1 雪崩危険箇所等の把握及び周知

(1) 市町村は、あらかじめ関係機関と協議し、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の雪害事例等を勘案して、雪崩危険箇所等の把握に努め、関係機関をはじめ周辺住民、観光施設（スキー場等）の利用者、バックカントリースキーや冬山登山等で入山する者等（本節において以下「住民等」という。）への周知に努める。

(2) また、状況に応じて、雪崩危険箇所等を中心に警戒巡視を行うよう努める。

2 雪崩に関する普及啓発

(1) 県（危機管理部、県土整備部）及び市町村は、雪崩の特徴等（表層雪崩は厳冬期に、全層雪崩は春先に発生しやすいこと。雪崩は滑落速度が速く、発生に気づいてから逃げるのが難しいこと等）について、住民等に対して、広く普及啓発を行うよう努める。

(2) 警察本部は、関係市町村と連携して、冬山登山等に関する注意喚起の情報を発信する。

第8節 住民等への広報

1 平時からの予防的広報の実施

(1) 各道路管理者は、県民及び県内を走行するドライバーに対し、降雪期前からの冬用タイヤの早期装着の促進、積雪時又は凍結時のタイヤチェーンの装着（駆動輪がダブルタイヤの場合はダブルチェーンの装着の徹底、冬期の道路情報（とっとり雪みちナビ等）の活用を促す。その際、各管理者が相互に連携するとともに、市町村や報道機関、県トラック協会等の関係機関にも協力を求めるよう努める。

また、警察本部は冬期の事故防止に係る広報を行う。

(2) 県（危機管理部、県土整備部）は、県外へ（1）に関する広報を行うよう努める。

(3) 雪崩に関する平時からの広報や普及啓発は、第7節「雪崩に対する警戒避難体制の確立」による。

第9節 情報収集体制の整備

1 道路通行状況等の収集体制の整備

国、県（県土整備部）、市町村、道路管理者、関係機関は、被害状況や渋滞情報を把握するため、ライブカメラの設置や情報収集網（コンビニやガソリンスタンド、地域住民からの通報、公共交通機関事業者からの情報収集等）の構築に努める。なお、情報収集の収集元には住民、ドライバー等への広報の役割を担うことが期待されるので、双方向の連絡体制となるよう体制を構築しておくよう努める。

また、市町村は、区長・自治会長との連絡網などにより積雪等による渋滞が発生したことを早期に覚知する情報収集体制の整備に努めるとともに、この連絡網を通じて、また、防災行政無線（戸別受信機を含む）により必

要な情報を住民、ドライバー等に提供する体制整備に努める。

2 情報の共有体制等の整備

(1) 情報連絡員の派遣体制の整備

国、県は、災害対策本部等が設置されたときの情報連絡員の相互派遣、大規模な立ち往生車両が発生した場合の沿線市町村への情報連絡員の派遣を行うことができる体制を整備する。

(2) ホットライン等の整備

国、県（危機管理部ほか関係部局）、市町村、消防局、警察本部、関係機関は、ホットライン等の緊急時の連絡体制を整備する。

第10節 被災者の救援・救助体制の整備

1 立ち往生車両への救援体制の整備

(1) 救援の実施主体

道路管理者、公共交通事業者、国、県、市町村は、既往の雪害の状況などを踏まえて、救援の実施体制、役割分担、応援体制等について、関係機関も含めて整理・検討を行い、より迅速かつ確かな救援が可能となるよう体制を整備する。

(2) 救援の内容に応じた事前の備え

立ち往生車両への救援が迅速・確実に行われるよう、あらかじめ体制の整備を行う。

ア 情報の提供

道路管理者、国、県（危機管理部、県土整備部）は、立ち往生車両へ適切に情報提供（道路の規制状況、今後の見通し、避難所の開設状況などの支援情報等）を行うため、従来行っていた立ち往生発生・除雪状況の情報に加え、市町村等関係先に経過、今後の見込みについても情報提供を行う。

また、市町村はそれらの情報を適切に住民等に提供し災害時支え愛活動が円滑に実施できるよう努める。

イ 物資の提供

(ア) 道路管理者、公共交通事業者、県（危機管理部）は、燃料の携行缶等の活動用資機材の備蓄や、物資（食料、飲料水、毛布、自動車燃料等）の備蓄・調達体制の確保等、支援体制の整備に努める。

(イ) 県（危機管理部、生活環境部）は、自動車の燃料の確保について、鳥取県石油商業組合を中心とした組織的な緊急支援体制が確保できるように関係機関と調整を行う。

(ウ) 県（危機管理部）は、地域で行われる立ち往生車両への食料提供等の取組（災害時支え愛活動）を支援するよう努めるものとする。

ウ 避難所、休憩場所、トイレの提供

(ア) 市町村は、通常の指定避難所に加え、立ち往生車両の搭乗者を受け入れることができる施設の把握に努め、道路管理者、公共交通事業者、県（危機管理部）は、関係市町村との連携に努める。

(イ) その他、市町村は、第3節「地域ぐるみの支援体制の整備」により、地域住民の協力体制の整備に努める。

2 孤立集落発生時の救援

第12節「孤立予想集落への対策」による。

3 要支援世帯への救援

第13節「要支援世帯への支援」による。

4 雪崩等による被災者への救助

警察本部、消防局、関係市町村、その他関係機関は、各々の活動計画等に基づき、雪崩その他の事故等（屋根等からの滑落、落雪など）により被災者が発生した場合の連絡体制、連携体制、人命救助等の体制の整備に努める。

第11節 医療及び福祉サービスの確保

1 医療体制の確保

災害予防編（共通）第6部第1章「医療（助産）救護体制の整備」による。

<主な記載内容>

- ・県は、災害拠点病院の機能確保の対策等を講じ、災害拠点病院や自治体病院の管理者は、必要な措置を講じておく（ライフライン途絶時の非常発電機等の備え、代替病院施設の確保、患者の避難や緊急転院など）
- ・県、市町村、関係機関は、医薬品等の備蓄や調達体制の整備に努める など

2 福祉サービス等の確保

県（福祉保健部、子ども家庭部）は、豪雪時に社会福祉施設等の入所者について救急搬送などを要する事態が生じた場合の緊急対応について、平時から、市町村、消防局、社会福祉施設等と連携協力の上、緊急時の体制整備に努める。

第12節 孤立予想集落への対策

1 孤立予想集落の把握

市町村は、雪害に伴う孤立予想集落の事前の把握に努める。また、孤立が発生した場合に備え、集落内との連絡手段の確保（非常用発電機や衛星携帯電話の確保等）、連絡先の把握に努める。

2 物資の提供

市町村は、物資（食料、飲料水、暖房器具、灯油等）の備蓄や調達体制の確保に努める。

3 避難所の開設

市町村は、孤立予想集落内で雪害時の避難所として活用できる施設を把握するとともに、必要な資機材等の整備に努める。併せて、孤立予想集落の外に避難させることもあらかじめ想定し、適当な避難施設を考慮しておくよう努める。

4 孤立集落の発生に備えた連携と対応

道路管理者、県、市町村、ライフライン事業者その他関係機関は、孤立集落の発生を防ぐため、平素から緊急時の連絡体制を整備しておくとともに、除雪や倒木除去等における連携した対応について確認しておくものとする。

また、道路管理者、県、市町村、ライフライン事業者、その他関係機関は、倒木による道路やライフラインの途絶、孤立集落の発生を予防するため、連携して倒木の可能性がある箇所を把握し、事前伐採を行うよう努めるものとする。

5 その他の孤立対策

災害予防編（共通）第5部第4章「孤立予想集落対策の強化」による。

<主な記載内容>

- ・市町村は、孤立予想集落付近でのヘリコプター離着陸場の確保等に努める
- ・県、市町村は、孤立が復旧するまでの間の救援方法等の応急対策についてあらかじめ定めておくものとする など

第13節 要支援世帯への支援

1 支援が必要な世帯の特定

市町村は、立地条件（孤立が予想される集落等）や世帯構成（高齢者世帯等）等を勘案し、雪害時に安否確認等を行うべき世帯の特定や、連絡手段の確認を個別避難計画や支え愛マップづくりを通じ、事前に行っておくよう努める。

2 支援体制の整備

市町村は、町内会長や民生委員、市町村社会福祉協議会等と連携し、支え愛マップづくり等を通じて、高齢者世帯等の安否確認や自宅周辺の除雪支援、買物支援など、地域ぐるみの相互扶助（共助）の体制整備に努める。

第14節 帰宅困難者への支援

災害予防編（共通）第5部第4章「帰宅困難者対策の強化」による。

<主な記載内容>

- ・県や市町村は、住民に対し、災害時はできるだけ正確な最新情報を入手して落ち着いて行動することを平時から周知するとともに、携行品の充実（携行食、地図、ラジオ等）、安否確認方法の確認などの平常時からの備えについて取組を行うよう周知を図る。
- ・県は、コンビニエンスストア等と協定を締結して「災害時帰宅支援ステーション」による帰宅困難者への情報提供、食料や水の提供、トイレの提供などの支援を行う体制を整備する。 など

第15節 ライフライン確保対策

1 雪害に対する設備の保守等

各ライフライン事業者は、雪害に強いライフライン確保のため、施設・設備の耐雪・耐寒性の確保や、代替性の確保に努める。

また、各ライフライン事業者は、被害防止のため、施設や設備の点検や保守に努める。

2 組織の体制

各ライフライン事業者は、雪害を想定した組織体制の整備に努めるとともに、国、県、市町村や関係機関との連携体制の確保に努める。

第16節 農林水産業被害対策

県（農林水産部）は、生産者や業種団体に対して平時から凍雪害に強い生産・出荷体制となるよう啓発（例：パインハウスの雪害防止、漁船の沈没防止等、各種の対策等。地域の実情に応じて協力して実施。）を行う。（農産、林産、水産、畜産共通）

また、農業用排水路管理者等に対し、農業用排水路点検の指導を行う。

雪害対策編

第2部

災害応急対策計画

第1章 雪害応急対策

(国、県、市町村、警察、消防、公共交通機関、ライフライン事業者ほか)

※ 本章において、県の所管組織の危機管理部は、鳥取県災害警戒本部又は鳥取県災害対策本部が設置されている場合は、それぞれ「災害警戒本部」「災害対策本部」と読み替える。

第1節 目的

豪雪に伴う各種の被害を軽減又は未然に防ぐとともに、発生した被害や社会的な影響等について軽減を図るための応急時の対策について定める。

第2節 組織体制

1 組織体制の原則

国、県（危機管理部、総務部）、市町村、関係団体等は、各々で定める配備基準、組織体制等に従って職員配備等を行う。

2 夜間休日も含めた体制の確保

豪雪や低温に伴う被害は、気温が低くなる夜間に状況が悪化するおそれがあるので、必要に応じて夜間の体制を強化する等の対策を行うものとする。

なお、休日に影響が及ぶおそれがある場合には、組織内外の連絡体制の事前確認や、休日の配備体制の事前編成などの備えを講じておくものとする。

3 連絡会議・対策会議等の開催

県（危機管理部）は、豪雪の被害が発生するおそれがある場合や、被害が発生した場合等は、鳥取地方気象台等の関係機関と連携の上、災害情報連絡会議等の会議を開催し、情報の共有や対応方針の決定等を行う。なお、県の災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合には、災害警戒本部会議又は災害対策本部会議として開催する。

第3節 地域ぐるみの支援の実施

1 災害時支え愛活動等の実施

住民は、「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」に基づき、自助及び一般的な共助の取組に加え、「災害時支え愛活動」（災害又は危機事案が発生した場合に、人と人との絆の強さを生かして、住民が地域で自主的に行う共助の取組）により、地域ぐるみの支援を行うよう努めるものとする。

2 県民・地域の役割（災害時）

県民、地域は、災害時において、二次災害の発生に留意しつつ、次の取組を行うよう努めるものとする。

- (1) 県民、地域は、積極的に地域内の共助による除雪や要配慮者への支援の実施に可能な限り協力するよう努める。
- (2) 雪害による大規模な渋滞が発生した場合、立ち往生車両の搭乗者には食事やトイレの提供等の支援が必要となるため、県民、地域は可能な限り支援へ協力するよう努める。
- (3) 県民、地域は、除雪作業における事故防止のため、安全確保対策の徹底に努める。

3 県・市町村の役割

- (1) 市町村は、災害時支え愛活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。
- (2) 県は、市町村に対して必要な支援を行う。

第4節 豪雪時の道路交通確保

1 除雪の実施

- (1) 各道路管理者は、各々が定める除雪計画等に基づき、管理施設の除雪を行う。
- (2) 各道路管理者は、降雪状況等に応じて、重点的に除雪の必要がある路線について、除雪車両等を重点的に投入するなど、他の道路管理者及び警察等の関係機関とも連携した必要な対策を迅速的確に行う。
- (3) 県（県土整備部）は、必要に応じ、除雪機械運転手等の代替要員などを招集する。その他の道路管理者も、これに準じて人員体制の確保に努める。

2 道路管理者の相互連携体制の構築

道路管理者は、自力での除雪が困難な場合等、除雪状況に応じ、他の道路管理者等と相互に連携した除雪を行う。

3 通行規制に伴う措置

- (1) 各道路管理者は、積雪及び除雪（本節において、以下「積雪等」という。）に伴う交通規制により迂回路を設定する場合には、規制の実施に先立ち、迂回路を管理する道路管理者と調整するとともに、当該規制により大きな影響が生じるおそれのある道路の道路管理者に情報提供を行うものとする。併せて、迂回路及び大きな影響を生じるおそれのある道路の沿線市町村に対し、情報提供を行う。ただし、人命に関わる場合等、緊急やむを得ない事情がある場合については、規制の実施後、可能な限り速やかにこれらの情報提供を行うものとする。

- る。
- (2)上記(1)の協議を行った道路管理者は、交通規制の事前情報として、県(県土整備部及び危機管理部)警察本部、消防局に対し速やかに情報提供するものとする。ただし、交通への影響が軽微と予測される場合にはこの限りではない。
- (3)道路管理者は、積雪等により幹線道路を通行止めとする場合には、規制の実施に先立ち、予定している迂回路を優先的に除雪して迂回路を確保するよう努める。迂回路の道路管理者が異なる場合にも同様とし、道路管理者間で協力を行う。
- (4)道路管理者は、道路幅員や除雪の実施状況等を踏まえ、適切な迂回路を設定するよう努める。特に、大型車両が頻繁に通行することが想定される場合や、迂回路に急勾配が含まれる場合は、立ち往生車両が連鎖的に発生・滞留する等の交通機能障害を誘引するおそれがあるので、特段の配慮に努める。
- (5)道路管理者は、降雪により立ち往生車両が発生した場合は、滞留の早期解消を図るため、全面通行止め等の必要な措置を講じるとともに、警察と連携し、立ち往生車両の排除を行う。

4 緊急時の道路状況の把握

- (1)県(危機管理部、県土整備部)は、積雪等により災害が発生している場合又は発生するおそれがある場合には、道路管理者の区分に関わらず、県内の道路の規制状況を集約し、国、市町村と情報共有を図るものとする。
- (2)県以外の道路管理者は、上記(1)を踏まえ、県や沿線市町村等への道路情報の提供を適切に行うよう努める。

5 一般住民やドライバーへの規制情報等の広報

第8節「住民等への広報」による。

6 放置車両等の移動

道路管理者は、災害対策基本法第76条の6の規定が適用された場合、又はその他除雪等のため緊急やむを得ない必要があると認められる場合等においては、立ち往生車両や放置車両の移動等の措置を講じる。

7 道路通行規制

道路管理者は、積雪等により車両の通行が危険となった場合は、必要に応じて道路法第46条の規定により、道路通行規制を実施することとする。

第5節 公共交通の確保

1 公共交通事業者の主な対策

- (1)運行の停止
各公共交通事業者は、各々が定める基準等に基づいて運行の停止などを行うものとするが、安全性などを考慮の上、早期に運行を再開させるよう努める。なお、JR西日本は、降雨や降雪等により鉄道と並行する道路が通行止めとなった場合等、旅客の旅行継続が困難となることを避けるため、気象状況等を踏まえ、必要に応じて予防的な措置として運行を停止する。
- (2)除雪の実施
各公共交通事業者は、各々の管理施設について早期に除雪を行うよう努める。なお、踏切については、道路管理者、鉄道事業者があらかじめ調整した除雪管理区分に基づいて除雪を行い、各々の管理施設への影響に配慮しながら踏切を横断する道路の円滑な通行が確保できるよう努める。
- (3)遅延発生時の状況把握と乗客への説明
各公共交通事業者は、遅延等の運行状況や今後の見込み等を可能な限り把握するとともに、乗客へ説明するよう努める。また、乗車客以外の利用者に対してもホームページ等を通じて情報発信に努める。
- (4)立ち往生発生時等の対応
各公共交通事業者は、営業運行中に立ち往生車両が発生した場合等、旅客の旅行継続が困難となった場合、旅客への食料・飲料水・毛布等の提供を行うよう努めるとともに、必要に応じ、沿線市町村に対して避難所や休憩所の提供を要請するものとする。また、旅客に体調不良が発生した場合等は、速やかに救急搬送を行うよう119番通報を行うなど、必要な措置を迅速に講じるものとする。
- (5)その他の対策
その他、各公共交通事業者の定める管理規程等に基づき、応急対応を迅速、的確に行う。

2 道路管理者等との連絡体制

- (1)バス事業者
バス事業者は、冬期(原則として12月1日から翌年3月31日まで)においてバス運行に支障が生じた場合には、あらかじめ定めた連絡体制により、関係する道路管理者等へ連絡を行う。
- (2)鉄道事業者
JR西日本は、雪害発生時に旅客の旅行継続が困難となった場合には、緊急時24時間ホットラインを通じて連絡を行うとともに、除雪や支援の内容について適切に情報交換を行う。
智頭急行・若桜鉄道は、上の例を参考に県等への連絡体制の確保に努める。

3 ホットラインの確保

県は、JR西日本及び智頭急行と豪雪等の緊急時24時間ホットラインを設けており、緊急時にはホットライ

ンを通じて情報伝達、情報共有を行う。

その他、県と公共交通事業者は、あらかじめ確認した緊急連絡先により情報伝達等を行う。

4 道路管理者の対応

各道路管理者は、路線バスの通行支障が生じている区間について、優先的に除雪・復旧させるべき区間（病院等を経由する路線や、通学利用の多い路線等）を路線バス事業者と協議し、優先的に除雪するよう努める。

また、旅客の旅行継続が困難となった場合、各道路管理者は、鉄道事業者からの支援の要請に応じ、旅客の救助等のため除雪が必要な区間（現地への除雪作業員の派遣や、バス等による乗客の移送等に必要な区間等）について優先的に除雪するよう努める。

5 避難所、休憩所の確保

公共交通機関の立ち往生が発生した場合、沿線市町村は各公共交通事業者からの求めに応じ、避難所や休憩所を開設し、公共交通事業者と連携して可能な限り乗客の救援を行うよう努める。

第6節 関係機関との協力体制

1 市町村への人員支援

(1) 情報連絡員の派遣

第9節「情報収集」2(1)のとおり。

(2) 県等からの人的支援

県（危機管理部、総務部）は、被災市町村からの依頼に応じ、鳥取県職員災害応援隊などを編成・派遣し、支援を行う。また、必要に応じ、被災していない県内市町村に対し、応援を要請する。

2 警察・消防との協力体制

(1) 警察との連携・協力

国、県（危機管理部ほか）、市町村は、応急対応の実施に当たり警察車両の先導や交通整理等の協力が必要となった場合には、できる限り速やかに警察本部又は管轄する警察署に対応を協議し、安全確保上の助言を受けながら対応を検討するものとする。

(2) 消防機関との連携・協力

国、県、市町村、公共交通機関は、除雪が行き届いていない地域や立ち往生車両（公共交通機関含む）の搭乗者で急病人が発生した場合、救急搬送に大幅な遅れが生じるおそれがあるため、道路管理者とも協議し、救急車の運行に関する除雪等、消防機関と連携を図り対応するよう努める。

3 自衛隊との連携・協力

自衛隊の災害派遣については、要件（緊急性・公共性・非代替性）に合致する場合には要請が可能だが、豪雪時においては派遣要請から到着までには不測の時間を要する場合があるため、県（危機管理部）及び市町村は、災害派遣要請の要否について、早期に検討し判断するものとする。

4 応援協定先との連携・協力

県（各関係部局）及び市町村は、豪雪被害が予想される場合で、協定に基づく応援を要請する可能性があるときは、あらかじめ応援協定先への情報提供や、可能な範囲で事前の準備（物資の在庫状況の確認、業種団体の場合は加盟業者への周知等）を依頼する等、協力体制を確保するよう努める。

第7節 雪崩に対する警戒避難体制

1 迅速な避難情報の発出

市町村は、降積雪の状況、気象情報、過去の雪害事例等を勘案し、周辺住民、観光施設（スキー場等）の利用者等に被害が及ぶおそれがあると判断したときは、遅滞なく避難指示を発出し、避難行動を促すものとする。

2 避難情報の伝達・誘導等

災害応急対策編（共通）第5部第1章「避難の実施」による。

<主な記載内容>

- ・市町村は、避難指示等を発出した際には、あらかじめ定めた方法により情報伝達を行う。（複数手段を用いたり、障がい者等の多様な者を含めた確実な情報伝達に配慮）
- ※多くの人が集まる施設を区域に含む場合には、当該施設への伝達にも留意。
- ・自力での避難が困難な者に対しては、市町村は、車両等で支援する。
- ・市町村は、避難先の選定に当たっては関係機関と連携し、必要に応じて障害物の除去などを行って避難路を確保し、避難者の安全確保を行う など

第8節 住民等への広報

1 豪雪のおそれがある場合の広報

(1) 地域住民等に対する広報

国、県（危機管理部、政策戦略本部ほか関係部局）は、積雪等により災害が発生するおそれがある場合には、ホームページ、SNS、あんしんトリピーメール、防災アプリ等を活用し、住民等に対して注意喚起の広報を行う。必要に応じ、市町村（防災行政無線、広報車、ホームページ等を活用）や報道機関にも協力を求める。

広報する主な項目は次のとおりとする。

- ア 最新の気象情報を確認するとともに、自宅周辺の積雪状況を確認すること
- イ 自宅周辺の災害リスク（雪崩危険箇所等）と対応方法を再確認すること
- ウ 大雪、暴風雪等が予想される場合は、不要不急の外出、車両の運転を避けること
※孤立のおそれがある地域においては、食料、水、燃料等の十分な備蓄や、連絡体制の確保を図ること。
また、可能であれば孤立予想集落外に予防的に一時避難すること。
- エ 雪下ろしや除雪機の操作時等の除雪作業中の事故防止対策を図ること
※雪下ろしの場合には、複数人での作業の実施、命綱などの正しい装着など。特に鳥取県中部地震で被害を受けた家屋（ブルーシート措置）の雪ずりには十分注意すること
- オ 雪崩からの注意
※斜面下部付近の居住者等は、建物の2階などの高く、かつ斜面から離れた場所で生活するよう心掛ける
とともに、なだれ注意報等の気象情報や雪崩の前兆現象（雪の裂け目や雪の固まりが転げ落ちるなど）に注意し、早めの避難に努めること。
- カ 新雪や晴れの日の雪のゆるみによる屋根からの落雪に注意すること
- キ 低温への注意
※車の運転、歩行いずれも道路の凍結に注意すること。特に峠や橋上は凍結しやすいので慎重に行動すること。
※氷点下の気温では水道管が凍ったり、破裂したりすることがあるので、夜間から早朝にかけて凍結しないように注意すること。
- ク F F式暖房機の吸排気口付近の除雪状況を確認すること

(2) ドライバー（県外を含む）に対する広報

道路管理者、国、県（危機管理部、政策戦略本部）は、積雪等により災害が発生するおそれがある場合には、ホームページ、SNS、あんしんトリピーメール、防災アプリ等を活用し、ドライバーに対して注意喚起の広報を行うよう努める。広報に当たっては、県外からの流入車両に対しても情報発信するよう努め、必要に応じ、市町村、報道機関、他の道路管理者、県トラック協会等の関係機関にも協力を求める。広報する主な項目は次に例示するとおりとする。

- ア 冬用タイヤ等の装備、ダブルチェーンの装着、迂回ルートでの走行
- イ 道路情報の入手方法（とっとり雪みちナビ等）
- ウ 不要不急の外出抑制
- エ やむを得ず運転する車両には、渋滞に巻き込まれた場合に備えて食料や簡易トイレの携行
- オ 排気ガスの車内流入に関する注意喚起

(3) 市町村に対する注意喚起

県（危機管理部）は、積雪等により災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、市町村に対して注意喚起を行う。注意喚起を行う主な項目は次のとおりとする。

- ア 今後の対応の再確認を行うこと
- イ 初動対応としての情報収集・伝達や参集体制等の確認等を行うこと
- ウ 今後の融雪等による雪崩や土砂災害などに十分注意すること
- エ 住民に気象情報等の各種情報の提供、注意喚起を行うこと
- オ 他の災害により半壊・一部損壊している建築物、影響を受けているおそれのある急傾斜地等は特に注意すること

2 積雪等による影響が発生した場合の広報

(1) 地域住民等へ対する広報

県（危機管理部、政策戦略本部）は、積雪等により被害や影響が発生している場合には、上記1の広報に準じて、より一層注意喚起が必要な情報や、ニーズが高い情報等を中心に広報を行う。

(2) 立ち往生車両への情報提供

道路管理者、国、県（危機管理部ほか関係部局）及び市町村は、相互に連携して、積雪等により立ち往生している車両に対し、被害を軽減するための注意喚起の情報や、支援や避難に関する情報の提供を行う。情報提供する主な項目は次に例示するとおりとする。なお、長距離バス、鉄道の乗客への情報提供は、乗務員から乗客への情報提供を行う等、公共交通事業者とも連携して行う。（乗客からの支援ニーズの把握や、急病人などの把握なども同様）

- ア 道路の規制状況、鉄道の運行状況（今後の見直しを含む）
- イ 食料や飲料水、毛布などの配付場所、配付スケジュール
- ウ 避難所（休憩所）が開設されている場合にはその場所、移動方法、代替輸送の情報
- エ 自動車燃料の補給の方法
- オ 排気ガスの車内流入に関する注意喚起

(3) 道路管理者による情報提供

道路管理者は、管理している道路について積雪等により渋滞等が発生した場合には、可能な限り今後の見通

し（渋滞が解消される見込み等）を発信するよう努める。情報発信は、道路管理者が自ら行うほか、国や県、市町村、近隣の店舗、地域住民等とも連携して行う。

また、管理している道路では直接の影響が生じていない場合であっても、接続している道路に支障が生じている場合は情報の発信に努める。（例：迂回が可能な箇所に設置されている道路情報板により規制情報を提供）

(4) 地域住民と連携した情報提供

市町村は、積雪等による渋滞が発生したことを覚知したときは、区長・自治会長を通じて、また、防災行政無線（戸別受信機を含む）により適切に住民等に情報提供し、災害時支え愛活動が円滑に実施できるよう努める。渋滞等が発生した後の立ち往生の長期化が発生した場合等の情報提供も同様とする。

(5) 店舗等と連携した情報提供

国、県は、あらかじめ協力体制を構築したコンビニエンスストアやガソリンスタンド等に通行止め情報をFAX等により提供し、これらの店舗を通じて道路利用者への情報提供を行う。

(6) 通行規制に関する情報の留意点

道路渋滞の今後の見通しや通行規制解除に関する情報は、状況を楽観的に捉えていたり、情報を正しく理解できていないドライバーが安易に渋滞箇所に流入し、状況を悪化させる、あるいは様々な誤解を生じる原因ともなりかねないことから、特に一般向けの情報提供には細心の注意を払うよう努める。ただし、時機を失して状況悪化を招かないよう、適宜適切な情報提供に努める。

また、規制の情報（区間や期間など）が誤っていた場合、通行が可能と誤解した車両が流入したり、本来影響のない地域での風評被害が発生するおそれがあるため、誤った情報を提供した場合には、速やかに訂正し周知を図る。

第9節 情報収集

1 被害状況等の把握

(1) 被害情報の収集

国、県、市町村、消防局、警察、道路管理者、公共交通事業者、その他雪害に関する関係機関は、自らの現地確認やライブカメラの監視等のほか、あらかじめ構築した情報収集網を活用し、迅速な被害状況等の把握に努める。

(2) 報道情報の活用及びSNS等による情報の収集

県（危機管理部、政策戦略本部）は、国、市町村、関係機関、県民等からの情報のほか、報道情報も注視しながら現状の把握や情報収集に努める。特に、SNSにより発信・拡散されている情報については、真偽が明らかでないものも含まれているが、真に救援が必要な当事者からの救援要請が含まれている可能性があるため、必要に応じてサイバーパトロール（SNS情報を注視するとともに、当該情報に接した場合には、関係機関への情報提供や、情報発信者との相互連絡を行う）を実施する。

2 情報の共有等

(1) 情報連絡員の派遣等

国、県、市町村、関係機関は、災害対策本部が設置されたときなど必要に応じて、相互に情報連絡員を派遣する等し、状況の把握や連絡調整を行う。

(2) 関係機関相互の情報共有

国、県、市町村、消防局、警察本部、関係機関は、情報連絡員による情報共有のほか、関係情報について相互に提供し、情報共有を図る。主な情報共有すべき項目は次のとおりとする。

ア 被害状況

イ 通行規制等に関する情報（規制の見通し、滞留している車両数、混雑状況、除雪体制、迂回路の状況等）
ウ 救援等対策に関する情報（物資提供等の車両への支援状況、車両への情報伝達状況、避難所等の開設状況、人的支援などの応急対策の状況等）

(3) 立ち往生車両への支援に要する情報（第10節「被災者の救援・救助の実施」関係）

国及び県（危機管理部、県土整備部）は、立ち往生車両の搭乗員への救援を円滑に行うため、沿線市町村に対し、立ち往生が発生している箇所や車両の台数、開通見通し等の情報提供を行う。

鉄道の乗客を避難所で受け入れること、物資提供が見込まれる場合もこれに準じて情報提供を行う。（県危機管理部、地域社会振興部）

(4) 渋滞情報の報告

市町村は、積雪等による渋滞が発生したことを覚知した際には、速やかに県（危機管理部）へ報告するものとする。報告を受けた県（危機管理部）は、道路管理者や市町村と連携しながら、渋滞の現状や救援の要否、救援実施状況などを把握し必要な対策を講じる。

(5) ホットラインの活用

国、県（各関係部局）、市町村、消防局、警察本部、関係機関は、必要に応じ、予め作成したホットライン等を活用し情報共有を行う。

3 県による情報の集約

県（危機管理部）は、国、市町村、消防局、警察本部、関係機関等から情報を入手し、収集した情報を関係機

関等と情報共有を図る。

第10節 被災者の救援・救助の実施

1 立ち往生車両への救助

(1) 救援・救助の実施主体

豪雪に起因して発生した大規模な車両の立ち往生は、解消に長時間を要することが見込まれる上に厳冬期であることから、巻き込まれている車両の搭乗者の生命及び身体に重大な危険が及ぶことが想定され、速やかな救援・救助（本節において以下「救助」という。）を行うことが必要となる。

豪雪による被害は災害対策基本法で災害のひとつとして位置づけられており、他の自然災害と同様に、第一次的な防災上の責務を有している市町村が、その地域内において救助等を行う主体となる。（ただし、災害救助法が適用となった場合には、同法による救助は県知事が行うこととなる。）

ただし、本県においては、平成22年末から23年にかけて発生した豪雪被害、平成28年の鳥取県中部地震並びに平成29年1月及び2月の豪雪時の地域住民の災害時支え愛活動を踏まえた対策として、大規模な車両の立ち往生が発生した場合には国及び県と、現場に近い市町村が協力してその救助（物資の提供等）を行い、併せて地域住民と連携することとしている。このため、本県における立ち往生車両への救助の実務としては、立ち往生が発生している原因を勘案しながら、原則として国の直轄管理道路は国（中国地方整備局の所管事務所）が、県管理道路は県が中心となって沿線の市町村と協力して対応することとし、市町村管理道路については当該市町村が中心となって対応することとする。

また、自動車専用道路については、当該道路管理者以外の者が容易に進入できない実情を踏まえ、道路管理者からの支援要請があった場合に対応を調整する。

なお、いずれの場合も、国、県、市町村が必要に応じて相互に協力・連携しながら実施するものとする。

(2) 救助の内容

立ち往生車両への救助の内容は、概ね次のとおりとする。立ち往生が発生している道路の道路管理者は、県、沿線市町村へ支援に必要な情報（立ち往生している車両の台数等）を詳細に提供するよう努め、市町村は、住民の協力も得ながら可能な限り立ち往生車両の搭乗者の支援を行う。

また、県は、道路管理者からの情報を基に、時機を失しない人的支援（救援物資の配布や、避難所への誘導に要する要員等）や、立ち往生車両への物資（食料、飲料水、毛布、燃料等）の提供を行う。

ア 情報の提供

第8節「住民等への広報」2（2）による。なお、必要に応じてガソリンスタンドやコンビニエンスストア等の店舗や、消防団、地域住民等に協力を求め、支援が必要な車両に対する情報提供を依頼する。

イ 物資の提供（食料、飲料水、毛布など）

立ち往生車両に対して物資（備蓄物資又は応急調達した物資）を配布する。又は、避難所等で物資を提供する。

ウ 自動車の燃料の確保及び提供

県（危機管理部、生活環境部）は、携行缶による燃料の提供を行うほか、鳥取県石油商業組合や近傍のガソリンスタンドへの協力を求め、店舗の営業時間の延長や、燃料の配達を依頼する。

エ 避難所、休憩場所、トイレの提供

(ア) 市町村は、必要に応じて公設避難所を開設し、立ち往生車両の搭乗者を一時受け入れる。道路の沿線に多数の施設が必要となることが想定されるため、必要に応じて指定避難所以外の公的施設等も活用する。

(イ) 市町村は、必要に応じ、防災行政無線での呼びかけや区長等への連絡を通じ、地域住民へトイレの貸し出し等の協力を依頼する。

(ウ) 市町村は、住民が自主的に設ける避難のための施設（支え愛避難所）が設置されたことを覚知したときは、当該施設が円滑に運用されるよう、必要に応じて物資や情報の提供など必要な支援を行うよう努める。

オ 急病人等の救急搬送の手配

市町村は、急病人や透析患者、乳幼児など、早急に移動することが必要な者の把握に努め、必要に応じて道路管理者、警察、消防機関と連携し、救急搬送や医療機関等への受入を手配する。

カ 現場情報の地域住民、市町村への提供

立ち往生現場で除雪等を行っている者など、雪害現場で活動している者は、立ち往生の大規模化・長期化が切迫しているなど雪害に関する情報を道路管理者に連絡するだけでなく当該地域の住民や店舗、市町村に対しその状況を伝達することも考慮する。

2 公共交通の立ち往生発生時の対応

公共交通事業者（空路の場合は空港管理者を含む）は、営業運行中に立ち往生車両等の発生や、運行停止による乗客の駅・空港への滞留が発生した場合、各々が定める計画等に基づき、乗客への食料・飲料水・毛布等の提供を行うよう努める。また、乗客に体調不良が発生した場合等は、速やかに救急搬送を行うよう119番通報を行うとともに、その車両等の周辺の積雪の状況などの関連情報について把握している範囲で伝達するなど、必要な措置を迅速に講じるものとする。

3 孤立発生時の救援

第12節「孤立予想集落への対策」による。

4 要支援世帯への支援

第13節「要支援世帯等への支援」による。

5 雪崩等による被災者への支援

災害応急対策編（共通）第5部「避難対策計画」、第6部「医療救助計画」、第7部「交通・輸送計画」、第8部「食糧・物資調達供給計画」、第9部「保健衛生対策計画」の各章による。

<主な記載内容>

第5部「避難対策計画」

・避難情報の伝達や避難誘導、避難所の設置、孤立集落が発生した場合の対策などについて記載

第6部「医療救助計画」

・医療や助産の体制確保、傷病者や急病人の搬送、行方不明者の捜索などについて記載

第7部「交通・輸送計画」

・緊急輸送（人・物）の実施、障害物（積雪、土砂等）の除去や交通規制の実施、ヘリコプターの活用などについて記載

第8部「食糧・物資調達供給計画」

・食料、飲料水、生活関連物資（毛布、暖房機等）の確保や調達、供与などについて記載

第9部「保健衛生対策計画」

・トイレの確保や入浴の支援、障害物（雪や土砂等）の撤去、感染症対策などについて記載

第11節 医療及び福祉サービスの確保

1 豪雪や寒波に係る注意喚起

県（福祉保健部、子ども家庭部）は、豪雪や寒波のおそれがある場合には、必要に応じ、福祉施設や医療機関等に対し、最新の気象情報に留意するとともに、大雪や寒波に対する警戒を行い、以下に例示する必要な対策を講じるよう注意喚起を行う。

- ア 水道管等の凍結防止
- イ 断水・停電時のライフライン事業者等への連絡体制の確認
- ウ 豪雪等の場合の組織内及び、関係機関との連絡体制の再確認
- エ 職員体制、物資（食料、飲料水、医薬品等）の確保
- オ 施設周辺の除雪

2 医療体制の確保

(1) 透析患者等への対応

ア 透析患者への医療の確保

県（福祉保健部）は、豪雪が予想される際には、あらかじめ医療機関に対し、患者の状況確認を行った上で、治療の前倒しや翌日への延期、通院可能な範囲への宿泊等の対応を患者と相談しておくよう依頼する。また、必要に応じ、災害医療コーディネーターに協力を要請する。

イ 透析患者、人工呼吸器等の使用者の安否確認

県（福祉保健部）及び市町村、医療機関等は、相互に協力し、必要に応じて透析患者や人工呼吸器使用者等の安否の確認を行う。

ウ 移動困難時の対応

県（福祉保健部）及び市町村は、豪雪により医療機関への移動が困難な場合には、医療機関、消防機関、道路管理者等と調整・協力し、県内外の医療機関への救急搬送や、通行道路の除雪などにより治療が受けられるよう対応する。

(2) 救急搬送

消防機関、医療機関は、要請基準に照らし、必要に応じてドクターヘリ等の空路搬送を要請する。また、県（福祉保健部）又は市町村は、必要に応じて消防局に救急車による陸路搬送又はドクターヘリ等の空路搬送を要請するものとし、その際の地上支援（除雪等）に協力するものとする。

(3) その他一般事項

災害応急対策編（共通）第6部第1章「医療（助産）救護の実施」及び第2章「搬送の実施」による。

<主な記載内容>

- ・県、市町村、医療機関等の医療救護の体制、医療救護班等の派遣、医薬品の確保や調達の体制 など
- ・傷病者等の広域搬送も含めた医療機関への搬送の実施 など

3 福祉サービス等の確保

県（福祉保健部、子ども家庭部）及び市町村は、豪雪時に社会福祉施設等の入所者について救急搬送等を要する事態が生じた場合に備え、消防局や社会福祉施設、道路管理者等との調整を密にし、必要に応じて周辺道路の除雪や救急搬送の調整・要請を行う。

第12節 孤立予想集落への対策

1 孤立状況の把握

災害応急対策編（共通）第5部第3章「孤立発生時の応急対策」第2節「孤立状況の把握」による。

＜主な記載内容＞

・県や市町村は、孤立原因、通信状況、ライフラインの途絶の有無、孤立集落内の傷病者や通院者の有無等の状況把握を行い、関係機関との情報共有に努める。

2 孤立原因の解消（道路啓開）

- (1) 孤立原因の解消は最優先事項であるため、道路管理者をはじめ、県、市町村、ライフライン事業者その他関係機関は現地での打合せ等を通じて、早い段階で現地での連絡体制の構築や対応方針のすり合わせ、関係者間の情報共有に努め、対応に当たるものとする。なお、県、市町村は、除雪や倒木除去等に当たっては、必要に応じて、あらかじめ締結した応援協定等を活用した応援要請についても検討するものとする。
- (2) 道路管理者は、孤立の原因となっている又は原因のおそれとなる障害物（雪や倒竹木、土砂など）がある場合には、早急に除雪や撤去を行うよう手配する。また、現地の作業員の安全確保に十分留意するとともに、感電のおそれがある切断電線などがある場合は、ライフライン事業者との連携を密にし、迅速な対応を図る。
- (3) 市町村は、緊急性が高い場合で、かつ、除雪能力の不足等により他に代わる手段が確保できない場合には、自衛隊の派遣要請も検討し、必要に応じて県へ要請を行う。

3 物資の提供

- (1) 市町村は、ライフライン障害の発生時等、必要に応じ、食料や飲料水、通信機、発電機、ストーブ、暖房用燃料などの提供を行う。また、必要に応じて県（危機管理部）へ応援を要請し、要請を受けた県は、備蓄物資（県と市町村との連携備蓄を含む）や協定に基づく応急調達等により対応する。
- (2) 物理的な孤立に加えて情報面の孤立が発生しないよう、固定電話、携帯電話、防災行政無線等の電源確保のための対策にも配慮する。
- (3) なお、物資の提供については、調達に時間を要することがあるため、空振りとなる可能性を厭うことなく、早期に手配を開始するよう努める。

4 避難所の開設

- (1) 市町村は、孤立が発生するおそれがある場合等には、必要に応じて集落外に避難所を開設して住民に事前の避難を促す。
- (2) 孤立した場合で、ライフラインの途絶等により居宅に留まることが適当でない場合等の避難所は、集落内に適当な施設がある場合には、集落内の住民にも運営協力を求めて当該施設を活用する。適当な施設がない場合や、孤立集落内に滞在させることが適当ではない場合には、集落外に避難所を開設して避難するよう促す。

5 急病人等の緊急搬送

孤立時に急病人が発生し、緊急の輸送が必要な場合は、市町村、消防局及び県（危機管理部）は、ヘリコプターによる緊急輸送の要請、調整及び輸送を行う。市町村は、必要に応じ地域住民の協力を得て、ヘリポートの除雪を行う等、緊急搬送が円滑に行われるよう努める。

6 ライフライン事業者との連携

県、市町村は、ライフライン事業者と連携・協力し、次に例示する対策の実施に努める。（第15節「ライフライン確保対策」参照）

- ア 孤立集落の発生状況、ライフラインの状況に係る情報共有
- イ 孤立集落のライフラインの復旧
- ウ ライフライン復旧に必要な除雪等の支援
- エ その他孤立集落の解消に必要な事項の支援

第13節 要支援世帯等への支援

1 安否の確認

ライフラインの途絶や屋根の積雪などが発生した場合、高齢者世帯等の要支援世帯では自助による改善が極めて困難であることが予想されたとともに、速やかに改善を図らなければ生命に危険が及ぶおそれが生じる場合がある。このため、市町村は、自治会などの協力も得て、速やかに対象世帯の安否確認を行う。

安否確認の方法は、市町村が各世帯に電話等により直接確認を行うほか、消防団、自主防災組織、市町村社会福祉協議会、町内会長や民生委員、中山間集落見守り活動協定を締結した企業等と連携して行う等、地域の実情に応じたものとし、必要に応じて警察本部とも連携して行う。

なお、市町村は、安否確認を目的として、避難行動要支援者名簿等を内部利用することができる。

2 除雪の支援

市町村は、積雪により家屋の倒壊や、外部との途絶が危惧される要支援世帯等（大雪により、自力での除雪が困難であり安全上急を要すると市町村が判断する地区を含む。）に対し、除雪の支援を行う。実施に当たっては、必要に応じて県や関係団体と連携し、市町村や市町村社会福祉協議会による除雪ボランティア活動や、地域住民による災害時支え愛活動、建設事業者のあっせん等、地域の実情に応じた体制により行う。

3 買物支援

市町村は、積雪により外出が困難となった要支援世帯に対し、市町村社会福祉協議会等の福祉関係機関、地域住民による災害時支え愛活動等と連携し、買物の支援に努める。

4 ライフライン途絶への対応

市町村は、ライフラインが途絶している場合等には、必要に応じて避難所を開設して避難を促す。避難の実施に当たっては、必要に応じて避難行動の支援を行う。

5 応援の要請

市町村は、必要に応じて、県（危機管理部）へ応援を要請する。

第14節 帰宅困難者への支援

災害応急対策編（共通）第5部第3章「孤立発生時の応急対策」第3節4「帰宅困難者の支援」による。

<主な記載内容>

・県、市町村は、帰宅困難者に対し情報の提供、避難所の開設等の支援に努める

第15節 ライフライン確保対策

1 豪雪・寒波が予想される場合

(1) 除雪等の実施

各ライフライン事業者は、設備の破損や機能障害などの被害防止のため、施設や設備周辺の除雪、着雪の排除、凍結の防止等の対策の実施に努める。

(2) 水道管凍結への備え

県（危機管理部、生活環境部）、市町村、水道事業者は、寒波が予想される場合には、水道管凍結防止に関する広報を行うよう努める。（第8節「住民等への広報」1「豪雪のおそれがある場合の広報」参照。）

2 被害が発生した場合の対策

(1) 早期の復旧

各ライフライン事業者は、管理施設に支障が生じた場合、次の対策の実施に努める。

ア 被害状況の把握

イ 県に情報提供するとともに、住民への周知（可能な限り復旧見込みを明らかにする）

※特に100戸以上に影響が生じるような場合（1時間以内に復旧する場合を除く）は、県民生活への影響が大きいと考えられるため、覚知後直ちに報告。

ウ 早期の復旧

エ 資機材や要員が不足する場合、メーカー、施工者、関係会社等に支援を要請

オ その他、災害応急対策編（共通）第15部「ライフライン対策計画」各章による。

<主な記載内容>

・各ライフライン事業者（電気、ガス、水道、下水道、固定電話、携帯電話）による応急的な対応策、広報、早期復旧、県などの関係機関との連携などについて記載

(2) 県による状況の把握

県（危機管理部ほか関係部局）は、県内のライフラインの状況について把握する。

また、孤立集落の発生を覚知した場合には、県（危機管理部）とライフライン事業者とは、相互に情報提供を行うよう努める。

(3) 復旧作業への配慮

道路管理者は、ライフライン事業者と連携し、必要に応じて復旧作業箇所への経路の優先除雪を行う等の協力を努める。

(4) 孤立集落及び医療機関への対応

孤立集落や医療機関についてはライフラインの途絶による影響が特に大きいことが想定されるため、県（各関係部局）は、必要に応じてライフライン事業者に対して早期の復旧又は仮復旧を依頼する。ライフライン事業者は、可能な限り迅速に対応するよう努める。

第16節 農林水産業被害対策

1 豪雪が予想される場合の事前対策

県（農林水産部）は、市町村や業種団体等と連携し、生産者、農業用排水路管理者等に対して緊急に果樹、設備・施設等の点検や補強、保温対策、落雪・倒木等による水路の閉塞防止対策等を行うよう注意喚起を行う。

（農産、林産、水産、畜産共通）

また、水産業については、船舶の沈没や破損防止のため、船舶の陸揚げ等を行うよう指導する。

なお、危険性が高く事故発生のおそれがある場合には、無理な収穫等の作業等を行わないように指導する。

2 豪雪被害が生じた場合の対策

県（農林水産部）は、豪雪が発生した場合には、関係団体、関係機関と連携し、できる限り速やかに被害状況を把握するよう努める。被害が発生した場合には、その規模や必要性に応じて、次のような復旧支援策等を講じるものとする。

- (1) 農林水産関連施設の倒壊、破損、漁船の沈没等に対する支援
- (2) 援農隊の派遣
- (3) 雪害生産物等の販売支援
- (4) 経営の立て直しが必要な生産者等に対する融資等の経営支援
- (5) 漁船等が沈没した場合には、その状況に応じ、関係機関と連携して排出油への対応

第17節 学校の安全対策

1 学校の休校等

学校長は、気象状況や道路の除雪状況、交通機関の運行状況などを勘案し、必要に応じて臨時休校等の措置を講じる。

2 県による注意喚起

県（教育委員会、子ども家庭部）は、豪雪のおそれがある場合、学校・教育機関（公立・私立のいずれも）に対し、気象情報等を提供するとともに、児童生徒等の安全確保、施設整備の被害防止等について注意喚起を行う。

第18節 観光対策

1 県による注意喚起

県（輝く鳥取創造本部）は、豪雪のおそれがある場合、必要に応じて気象・交通情報・道路の積雪状況等を県内外に発信するよう努める。

2 雪害による影響等の把握

- (1) 県（輝く鳥取創造本部）は、豪雪による被害が発生したときは、以下の項目について情報を収集し、必要に応じて県ホームページ等で周知を図る。
 - ア 観光施設等のイベントの中止や営業・臨時休業等の状況
 - イ 県内発着の国際航空便、DBSクルーズの運行状況
- (2) 県（輝く鳥取創造本部）は、旅館組合等を通じてホテル等のキャンセルの発生状況を確認し、必要に応じて応急的な対策を実施、事後の支援策等について検討を行う。

3 風評被害等の防止

県（輝く鳥取創造本部）は、観光施設等について正しい情報を発信するため、必要に応じて観光施設が通常営業していることや、道路の復旧状況等についてインターネット、マスメディア、キャラバン活動等を通じて次のようなPRを行う。

- (1) 施設や周辺道路等に被害が発生して休業等した場合は、営業再開後に再開した旨の情報発信
- (2) 被害や影響がない場合には、通常営業している旨の情報発信

第19節 企業経営支援対策

1 県による注意喚起等

県（商工労働部）は、豪雪のおそれがある場合、市町村や商工団体を通じ、県内企業に雪害への備えを取るよう注意喚起を行うとともに、道路情報の入手方法等の周知に努める。

2 雪害による影響等の把握

- (1) 県（商工労働部）は、豪雪による被害が発生したときは、以下に例示する県内の商工業に与えた影響等を調査し、必要に応じて支援策等について検討を行う。
 - ア 物流事業者への影響（集荷・集配の遅延等）
 - イ 卸・小売り等のサービス業への影響（施設被害、従業員の出勤・帰宅、仕入れの遅れ、商品廃棄等による被害、機会損失等）
 - ウ 製造業等への影響（施設被害、従業員の出勤・帰宅、資材・製品の入出荷等）
 - エ 商工団体・金融機関等への資金繰り等の相談状況

3 復旧・資金繰りの支援

県（商工労働部）は、必要に応じて速やかに災害等緊急対策資金等により豪雪に伴う対応ができるよう措置し、企業の経営安定化を支援する。また、必要に応じてその他の支援措置について検討を行う。

第20節 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用

(1) 災害救助法適用の早期判断

雪害の場合でも、住民の生命又は身体に危険が生じるおそれがある場合には、必要に応じて知事の判断により災害救助法を適用することが可能であるので、県は、市町村の意見を聴きながら、早期に適用の判断を行うよう努める。

なお、災害救助法を適用した場合、応急救助の一環で、障害物の除去として実施した家屋の雪下ろしの費用については、国庫補助の対象となり得るので留意するものとする。

(2) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害応急対策編（共通）第1部第2章「災害救助法の適用」による。なお、適用基準は住家の滅失数のほか、雪害に関連するものとしては次の基準が設けられている。

【災害救助法施行令第1条第1項第4号関係】

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で次の基準に該当するもの。

- ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（具体例として、豪雪により多数の者が危険状態となる場合（平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又は危険性の増大、平年孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化、雪崩発生による人命及び住家被害の発生））

大規模事故対策編

第1部	災害予防計画	P 5 3 5
第2部	災害応急対策計画	P 5 4 7

大規模事故対策編

第1部

災害予防計画

第1章 大規模事故予防体制の整備

(県危機管理部、県地域社会振興部、県農林水産部、県県土整備部、市町村、警察本部、その他関係機関)

第1節 目的

この計画は、県、市町村、防災関係機関等が大規模事故に対する平時の備えを充実させ、大規模事故災害による被害を防止することを目的とする。

第2節 想定される大規模事故

1 想定される大規模事故の種類

この計画において、発生を想定しあらかじめ対策を講じる大規模事故の種類は以下のとおりとする。

- (1) 道路災害
- (2) 鉄道災害
- (3) 航空災害
- (4) 海上災害
- (5) 危険物等の災害

2 想定される大規模事故の規模

この計画で想定する大規模事故の規模については、平常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

第3節 防災体制の整備

1 各機関の防災体制

県、市町村、警察本部、消防局等の防災関係機関は、大規模事故の発生防止及び被害拡大の抑制のため、平時から各々の体制や防災対策及び各機関の災害現場における活動調整の体制を整備するとともに、防災会議や防災関係機関情報交換会等を通じ、相互の協力体制を整備するよう努めるものとする。

2 応急対策体制の研究・点検・整備

(1) 人員・体制・資機材の分析・研究

大規模事故については、いつ、どこで、どのような規模で起きるのか予見しづらく平常時の人員・体制・資機材では対応できないことが予測されるため、県、市町村、警察本部、消防局等の防災関係機関は、平時から大規模事故等の事例の分析等を行い、大規模事故発生時の迅速に応急対策を実施できる体制の構築に努める。

(2) 災害情報の伝達経路の点検

大規模事故発生時には、迅速な対策実施のため、迅速かつ適確に防災関係機関に情報を伝達し共有を行う必要があることから、県、市町村、警察本部、消防局等の防災関係機関は、平時から、災害情報の伝達経路の点検を行い、大規模事故発生時の迅速に応急対策を実施できる体制の構築に努める。

(3) 訓練を通じた検証

県、市町村、警察本部、消防局等の防災関係機関は、応急対策体制及び災害情報の伝達ルートについて訓練等を通じて体制の検証を行い、実効性のある応急対策の体制を整備するものとする。

第4節 地域の協力体制の構築

鉄道事故等に見られるような局地的に発生した大規模事故の初動対応については、消防団、自主防災組織、民間事業所等、地域の協力が有効かつ不可欠であることから、県及び市町村は、地域防災力の向上を図るとともに、大規模事故に対する地域の協力体制の構築に努めるものとする。(災害予防編(共通)第10部第1章「民間との防災協力体制の整備」参照)

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 大規模事故対応体制の整備
- 2 大規模事故に対する地域の協力体制の整備

第2章 大規模道路災害の予防

(県土整備部、市町村、警察本部、消防局、中国地方整備局、西日本高速道路)

第1節 目的

この計画は、道路における車両の衝突、火災等及びトンネル等の道路構造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害を防止することを目的とする。

第2節 災害予防対策の推進

1 道路管理者の措置

道路管理者は、次の事項に留意し道路交通の安全のための情報の充実に努めるものとする。

- (1) 気象に関する情報等を有効活用し、必要に応じて事前通行規制を行う。
- (2) 道路施設の異常を早期に発見するための情報収集の体制整備に努める。
- (3) 道路施設に異常が発見された場合に、速やかに応急対策を講じるための体制整備に努める。
- (4) 道路等に異常が発見され災害が発生するおそれがある場合、速やかに道路利用者等に対して情報を提供する体制の整備に努める。

2 警察本部の措置

警察本部は、次の事項に留意し道路交通の安全を確保するための情報の充実に努めるものとする。

- (1) 道路交通の安全にかかる情報収集及び連絡体制の整備を図る。
- (2) 交通安全施設等に異常が発見され災害が発生するおそれがある場合、速やかに道路利用者等に対して情報を提供する体制の整備に努める。

3 落石対策

- (1) 道路管理者は落石危険箇所の把握及び整備に努め、落石による事故の防止に努めるものとする。
- (2) また、警察本部及び消防局等の防災関係機関及び道路管理者は、平素から落石の発見及び情報伝達の体制について整備しておくものとする。特に道路に平行して鉄道が敷設されている場合の鉄道事業者への連絡体制に留意する。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村管理道に係る道路交通安全のための情報の充実
- 2 市町村管理道に係る落石危険箇所の把握及び整備

第3章 大規模鉄道災害の予防

(JR西日本、智頭急行、若桜鉄道、県輝く鳥取創造本部、消防局、警察本部)

第1節 目的

この計画は、鉄道事故による多数の死傷者の発生を防止するための体制を整備することを目的とする。

第2節 災害予防対策の推進

1 鉄道事業者の災害予防対策

鉄道事業者は、関係機関の協力のもとに次の諸対策を行うものとし、鉄道事故を防止する観点から、現状の体制で安全性が十分に確保できているか常時点検を行い、必要に応じて随時安全対策の強化を図るものとする。

(1) 共通的な対策

- ア 鉄道施設の保守整備に努める。(線路斜面の落石の防止等)
- イ 鉄道交通の安全に係る気象現象、予警報等の情報を適切に入手し、活用に努める。
- ウ 迅速かつ的確な運行指令体制の整備や、乗務員に対する科学的な適性検査の定期的な実施等、鉄道の安全な運行の確保に努める。
- エ 県、警察本部、消防局、防災関係機関等との情報連絡や情報共有体制の整備に努める。特に、軌道内における消防局の救助活動等の安全確保や、傷病者の搬送体制確保のため、消防局との緊密な連携・協力体制の確保に努める。
- オ 鉄道車両の技術上の基準への適合性を維持する等、車両の安全性の確保に努める。
- カ 踏切事故に関する知識を広く一般に普及し、踏切保安設備の整備等を計画的に推進する等、踏切道における交通の安全確保に努める。
- キ 強風対策のため、警報機能を付加した風速計を適切な位置に設置し、風速に応じた適切な運行の確保に努める。
- ク 過去の鉄道事故を踏まえた再発防止対策を実施し、安全性の向上に努める。
- ケ 乗務員及び保安要員に対する教育訓練に努める。
- コ 異常時における関係列車の停止手配の確実な実施ができる体制の整備に努める。
- サ 担架、医薬品等の救急用資材の整備に努める。
- シ 緊急時における車両内や駅構内の乗客等の避難誘導體制の整備に努める。
- ス 列車事故の発生防止又は列車事故に係る被害の拡大防止に関する訓練を定期的な実施し、災害対応能力の向上に努める。必要に応じ、県、警察、消防局、その他防災関係機関と合同で訓練を実施し、災害発生時の連携・協力体制の確保に努める。

(2) JR西日本

平成17年5月にJR西日本が取りまとめた「安全性向上計画」を遵守し、鉄道事故の発生防止や安全性向上に取り組むものとし、具体的な行動計画の進捗を図るものとする。

なお、当該計画に定める基本理念は、以下に掲げるとおりである。

- ア 安全が何よりも優先すべきであることを、会社として徹底する。
- イ 現場と本社との一体感を強化すべく、トップ自らが現場に出向き、双方向のコミュニケーションに努め、風通しの良い職場づくりに努める。
- ウ 安全を支える現場において、上司・部下のコミュニケーションにより、信頼関係を構築する。
- エ 安全対策・事故防止策の推進に当たっては、原因並びに背景を根本に遡って分析した上で、対策を確立していく。
- オ ハード面における安全対策について、全力を挙げて推進する。

(3) 智頭急行、若桜鉄道

上記のJR西日本の安全対策を参考に、必要な災害予防対策を実施するものとする。

2 落石・倒木対策

- (1) 線路斜面の落石・倒木は脱線等の原因となるので、鉄道事業者は落石・倒木危険箇所の把握及び整備に努め、落石・倒木による事故の防止に努めるものとする。
- (2) また、県、市町村、警察本部及び消防局等の関係機関及び鉄道事業者は、平素から落石・倒木の発見及び情報伝達の体制を整備しておくものとする。特に鉄道に平行する道路がある場合の道路管理者への連絡体制に留意する。

3 鉄道災害の安全管理体制の整備

消防局及び鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合に迅速かつ効果的な救助活動を実施するため、協定の締結等により次に掲げる事項について体制を整備するものとする。

- (1) 鉄道事業者から消防局への事故通報
- (2) 二次災害の防止
- (3) 救助隊の現場誘導

- (4) 乗客の避難誘導
- (5) 電源等の安全管理
- (6) 救助活動における車両の一部破損、ジャッキアップ等
- (7) 特殊な場所への進入
- (8) 救助資機材の調達
- (9) 大規模災害時の対応
- (10) 訓練の実施

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 落石・倒木の発見及び情報伝達体制の整備

第4章 航空機災害等の予防

(大阪航空局、県輝く鳥取創造本部、県土整備部、警察本部)

第1節 目的

この計画は、航空機事故等による災害を予防するための体制の整備について定めることを目的とする。

第2節 災害予防対策の推進

1 鳥取空港

鳥取空港の設置管理者は、関係機関の協力のもとに次の諸対策を行うものとする。

- (1) 空港内関係機関で構成する自衛消防組織の強化に努める。
- (2) 化学消防車、防火水槽、化学消火薬剤等の消防設備及び機材の整備を図る。
- (3) 担架、医薬品等の救急用資材の整備を図る。
- (4) 鳥取空港災害対策緊急計画連絡協議会の設置
 - ア 航空機災害対応に関する連携と調整
 - イ 鳥取空港消火救難総合訓練の実施
 - ウ 鳥取空港災害対策緊急計画の運用及び検証
 - エ 空港慣熟のための訓練などの実施
- (5) 関係機関の協力を得るため、消火救難活動に関する応援協定等を締結する。
- (6) 空港保安委員会の設置
 - ・ 航空犯罪（ハイジャック等）の未然防止、発生時の処理体制の研究討議等のため組織
 - ・ 地方管理空港運営権者、警察本部、消防等の機関で組織。緊急時の連絡体制を確保

2 美保飛行場（民航地区）

美保飛行場（民航地区）の設置管理者は、関係機関の協力のもとに次の諸対策を行うものとする。

- (1) 空港内関係機関で構成する自衛消防組織の強化に努める。
- (2) 担架、医薬品等の救急用資材の整備を図る。
- (3) 消火救難活動に必要な知識、技能を習得するため、平素から被害想定に基づいた訓練を実施する。
- (4) 関係機関の協力を得るため、消火救難活動に関する応援協定等を締結する。
- (5) 空港保安委員会の設置
 - ・ 航空犯罪（ハイジャック等）の未然防止、発生時の処理体制の研究討議等のため組織
 - ・ 空港事務所、警察、航空自衛隊、C I Q、航空会社等の機関で組織。緊急時の連絡体制を確保

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第5章 海上災害の予防

(第八管区海上保安本部、県危機管理部、県農林水産部、県県土整備部、市町村)

第1節 目的

この計画は、船舶の座礁、衝突事故や油流出等の海上災害を防止するための体制を整備することを目的とする。

第2節 災害予防対策の推進

1 海上事故等の予防

海上運送事業者、第八管区海上保安本部をはじめ関係機関は、海上災害の防止のため、次の事項に留意するものとする。

(1) 海上交通の安全のための情報の充実(情報提供)

ア 各機関は、気象警報等及び津波警報等並びに危機管理情報等海上交通の安全のための情報について船舶に伝達する。

イ 漁船への情報の伝達については、鳥取県無線漁業協同組合を通じ漁業無線を活用して行う。

(2) 船舶の安全な運航

(3) 船舶の安全性の確保

(4) 海上交通環境の整備

(5) 海上防災に関する研究及び再発防止策の推進

2 海上等流出油災害予防

(1) 防除資機材の整備

大規模な流出油による海上災害に備え、防災関係機関、市町村、関係企業、漁業団体等は、オイルフェンス、油吸着材、油処理剤その他必要な油処理機材を整備する。

(2) 防災関係機関との連携

県(危機管理部)は、関係市町村や第八管区海上保安本部、山陰沖排出油等防除協議会などの関係機関と相互に緊密な協力体制を確立し、役割分担、要請手続、要請内容等についてあらかじめ協議するなど事故発生時の迅速な対応の確立に努めるものとする。

(3) 防災訓練の実施

県は、関係機関相互の連携が的確になされるよう油防除に係る防災訓練を実施するものとする。

(4) 補償対策の充実強化

県は、船舶油濁等損害賠償保障法などの油濁損害に対する補償制度に関する情報(補償制度の概要、請求先、請求手続、補償対象となる費用など)を収集・整理し、関係機関への周知に努めるものとする。

(5) 海上等流出油等を発見時の通報窓口の周知

県、市町村、関係機関は、海上等流出油及び海岸に漂着した油を発見した際の通報窓口について、住民にあらかじめ周知を図る。(通報窓口：海上保安庁(118)、市町村)

3 危険物質等の流出予防

県、沿岸市町村、第八管区海上保安本部、防災関係機関は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備や必要な資機材の整備に努める。

4 日本海西部における危機管理体制の構築

県(危機管理部)は、日本海西部における危機等に対する備えと適切かつ円滑な対応に万全を期すため、日本海西部沿岸府県・危機管理関係機関連絡会議を通じ、日本海西部沿岸5府県(福井県・京都府・兵庫県・鳥取県・島根県)、第八管区海上保安本部、海上自衛隊舞鶴地方総監部と相互連携体制を構築する。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 流出油防除資機材の整備

2 海上等流出油等を発見時の通報窓口の周知

第6章 危険物等災害の予防

(県危機管理部、県福祉保健部、警察本部、消防局、関係団体、事業者)

第1節 目的

この計画は、危険物等による人命、建造物等の災害を予防するため、施設の整備及び対策を図ることを目的とする。

第2節 危険物事故災害対策

1 災害予防対策の推進

(1) 施設の現況

県下における危険物施設の現況は、資料編のとおりである。

なお、この節において危険物とは、消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

(2) 危険物規制法令遵守の指導

消防局は、危険物施設に対し必要に応じて立入検査を実施し、危険物施設における安全確保のため、次について指導するものとし、危険物施設の所有者、管理者等は、当該事項を実施するよう努めなければならない。

ア 危険物製造所等の位置、構造及び設備に係る技術上の基準の適合・維持の遵守

イ 危険物保安監督者の選任の励行

ウ 危険物取扱者等による貯蔵及び取扱の保安監督の励行

エ 危険物取扱者等による施設点検の励行

オ 消火、警報設備の維持及び点検

カ 危険物運搬の安全確保

(ア) 危険物を車両で運搬する場合、危険物取扱者の同乗方を指導するものとする。

(イ) 危険物の容器、積載方法及び運搬方法の技術基準の遵守について指導するものとする。

(ウ) 消火設備の設置について指導するものとする。

キ 保安教育の実施

(ア) 危険物施設の所有者、管理者等に危険物の貯蔵及び取扱いに従事する者の保安教育を実施するよう指導するものとする。

(イ) 一定規模以上の製造所等にあつては、自衛消防組織の設置又は予防規程を定め、災害予防対策の万全を期するよう指導するものとする。

(3) 危険物の災害予防対策

県、各消防局及び関係団体は、消防庁が作成した危険物事故防止基本指針・アクションプランに基づき危険物の事故防止を推進していくものとする。また、事故防止連絡会を開催し、各消防局及び関係団体における情報の共有化、共通の認識に基づく事故防止対策の推進を実施するものとする。

消防局は、立入検査等の機会を利用して、危険物施設における災害に対する措置についても指導するものとする。また、危険物施設の所有者、管理者等は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

危険物施設における災害に対する措置の主な指導事項は次のとおり。

ア 施設の耐震化の推進

施設の設計を耐震構造にする等防災措置を講ずること。

危険物の貯蔵取扱い設備は、特に通常の建築物、工作物より一段と堅ろうな耐震構造とすること。

イ 地震防災教育・地震防災訓練の実施

ウ 自主保安体制の充実

一定規模以上の製造所等については、自衛消防隊を編成し、化学消防車を備え、自衛消防組織を確立するとともに、集団的に危険物施設のある区域にあつては、単一の組合組織に統一し、消防体制の万全を期すること。

エ 化学消火薬剤の備蓄

消火剤の備蓄を図り、集団的に危険物施設のある区域にあつては、前項の組合組織の一元的管理下に置き、老朽消火原液の更新がスムーズに行われるよう指導する。

オ 防災資機材の整備

第3節 高圧ガス事故災害対策

1 災害予防対策の推進

(1) 施設の現況

県下における高圧ガス事業者の現況は、資料編のとおりである。

(2) 災害予防対策

県は、高圧ガスによる災害を防止するため、関係保安法規に基づき次の措置を講ずるものとする。

- ア 立入検査等の実施
 - (ア) 高圧ガス施設の完成時における完成検査の厳正を期する。
 - (イ) 高圧ガス施設の定期的保安検査を実施する。
 - (ウ) 高圧ガス施設及び容器製造事業者、消費者について必要に応じ立入検査を実施し、不良容器の排除、取扱いの適正化を指導する。
 - (エ) 危害予防規程の遵守状況を把握し、その適正運営を指導する。
- イ 定期的自主検査等の実施
 - (ア) 高圧ガス製造事業者等に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。
 - (イ) 関係保安法規の遵守徹底について、講習会、研修会等を開催し、又は高圧ガス保安協会を通じ、関係者に周知徹底させる。
 - (ウ) 製造事業者等に保安教育計画を作成させ、これに基づく従業員に対する保安教育を徹底し、高圧ガス関係者の保安意識の高揚を図る。

第4節 都市ガス事故対策

1 災害予防対策の推進

- (1) 施設の概況
 - 県下における都市ガス施設の現況は、資料編のとおりである。
- (2) 災害予防対策
 - ガス事業者は、都市ガスによる災害を防止するため、関係保安法規等に基づき次の措置を講ずるものとする。
 - ア 製造設備に対する保安対策
 - (ア) 設備建設時の措置
 - 設備の建設に当たっては、計画、施行、検査等にわたりすべての安全、保安に関する法令、基準及び事業所の作業基準にしたがって実施する。
 - (イ) 設備の点検、整備及び運転
 - 設備の点検、整備を定期的実施するとともに、日常の運転は操作基準にしたがって行う。
 - イ 供給設備に対する保安対策
 - (ア) 供給設備に対しては、計画的に各事業所の調査実施基準によって調査点検を励行し、ガス導管の整備に努めるとともに、ガスの取り扱い等につき絶えず住民にPRし、防災知識の普及に努めるものとする。
 - (イ) 住民等がガス漏れを発見した場合は、速やかにガス事業者、警察若しくは消防に通報するよう住民等に対し周知徹底を図るものとする。
 - (ウ) ガス事業者は、災害時の緊急出動体制を整えておくものとする。
 - ウ ガス導管の他工事に起因する事故防止対策
 - 他工事に起因するガス導管の事故防止対策としては、情報の収集を図り他工事業業者と連絡を密にし、ガス導管の防護措置について協議並びに現場に立ち会う等、適切かつ確実にガス導管の安全確保を図るものとする。
 - (ア) ガス事業者は、導管配管図等を作成し、地下工事関係機関に配布しておくものとする。
 - (イ) 他工事業業者から連絡を受けた場合、又は自ら知った場合は、工事現場のガス設備の状況を知らせるとともに事前打合せを行いあるいは現場に立ち会う等、ガス導管の安全確保に努めるものとする。
 - (3) ガス事故防止等の連絡体制
 - ア 水道事業者、下水道事業者、電気事業者等地下掘削工事を行う者は、当該工事の施工に先だちガス事業者に連絡するものとする。
 - イ 地下掘削工事を行う者は、工事を行う場合にガス事業者等と連絡を密にし、ガス導管の破損等による事故防止に努めるものとする。
 - ウ 地下掘削工事関係機関は、事業執行計画等について協議し、共同掘削等について検討するとともに、事故防止対策につき相互協調が得られる措置を講ずるものとする。

第5節 火薬類事故災害対策

1 災害予防対策の推進

- (1) 施設の現況
 - 県下における火薬庫の現況は、資料編のとおりである。
- (2) 災害予防対策
 - 県及び消防局は、火薬類による災害を防止するため、関係保安法規に基づき次の措置を講ずるものとする。
 - ア 立入検査等の実施
 - (ア) 毎年定期的に火薬庫の保安検査及び立入検査を実施
 - (イ) 火薬類の消費場所への立入検査を実施
 - イ 自主検査の実施
 - 火薬庫の所有者に対し、自主検査計画の作成及び自主検査の実施を指導徹底し、技術基準を確保させる。

- ウ 取扱者の教育
火薬類の販売事業者及び消費者等の自主保安教育の実施の徹底を図る。

第6節 毒物・劇物事故災害対策

1 災害予防対策の推進

- (1) 県及び保健所設置市は、毒物・劇物による事故等を防止するため、毒物・劇物取扱施設等に対する立入検査を実施するとともに、危害防止対策の指導を実施する。
- (2) 県及び保健所設置市は、毒物劇物営業者の法の基準の遵守及び定期自主検査の徹底を指導する。
- (3) 県及び保健所設置市は、毒物劇物取扱責任者や保安責任者に対し、災害予防講習（災害時の危害防止対策、防災体制等）を実施し、災害防止の徹底を図る。
- (4) 毒物劇物営業者は、災害の発生に伴う毒劇・物取扱施設等からの漏えい、飛散、流出等を防止するため、毒劇物の中和等に必要な資材の備蓄を含め、災害発生時の初動体制及び組織について整備するものとする。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 危険物等の種類に応じた災害予防対策の推進

- (1) 危険物
- (2) 高压ガス
- (3) 都市ガス
- (4) 火薬類
- (5) 毒物・劇物

大規模事故対策編

第2部

災害応急対策計画

第1章 大規模事故応急対策

(県危機管理部、県輝く鳥取創造本部、県福祉保健部、県農林水産部、県県土整備部、市町村、警察本部、消防局、その他関係機関)

第1節 目的

この計画は、大規模事故が発生した場合の応急的な対策について総則的な事項を定め、応急対策の円滑な実施体制を整備し、大規模事故による被害の最小限の抑制、迅速な被害者の救出救助及び迅速な秩序の復旧を図ることを目的とする。

第2節 各機関の体制及び対策

1 各機関の体制

(1) 道路管理者・鉄道事業者・航空事業者・空港管理者・船舶事業者・危険物取扱事業者

第一義的に責務を有する各事業者は、大規模事故の発生について、あらかじめ定めた伝達経路により関係機関に伝達すると共に、あらかじめ定めている初動体制を確立し、初動対応を実施する。

(2) 市町村

事故発生の情報を受け、災害対策本部・現地災害対策本部等の設置の必要性等、対応のレベルを速やかに判断し、体制を確立する。

(3) 県

ア 事故発生の情報を受け、災害対策本部・現地災害対策本部等の設置の必要性等、対応のレベルを速やかに判断し、体制を確立する。

イ また、災害対策地方支部等から連絡要員を市町村対策本部又は市町村現地対策本部等へ派遣する等、主導的な情報収集に努め、市町村等に対応できない場合の支援及び支援体制を構築すると共に、自衛隊の派遣要請について検討する。

(4) 消防局

市町村対策本部（現地対策本部）・県対策本部（災害対策地方支部）への連絡要員派遣による連絡調整を実施する。また、所管する救急隊では要員・資機材不足が見込まれる場合の広域消防応援の要請について早期に判断する。（災害応急対策編（共通）第4部第4章「消防活動」のとおり。）

(5) 警察本部

ア 事故発生の情報を受け、速やかに体制を確立する。

イ 警察災害派遣隊の派遣要請について検討する。

(6) 医療機関

ア テレビ等からの情報の覚知又は消防局等からの情報の入手があった場合、災害の規模を考慮して、医療体制を整える。

イ また、現場の混乱による要請の遅延も考えられるため、現地への救急医療班の自主的な出動に努める。

2 防災関係機関間の情報伝達及び共有

(1) 県（危機管理部、関係部局）、市町村、警察本部、消防局、その他関係機関は、迅速的確かな応急対策を実施するため、大規模事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握するとともに、情報の共有を図るものとする。

(2) 特に、多数の負傷者が発生した場合、救急医療機関のみでは対応が困難であり、一般病院への協力要請が必要となることが想定されることから、消防局は早い段階での医療機関に対する現地の傷病者の状況等に係る情報提供に努めるものとする。

(3) 他機関との連携等が必要となる場合については、その対応に必要な情報を速やかに共有し、必要な調整を図り、共通の対策方針の元で連携して活動を展開するものとする。

3 避難誘導

(1) 大規模事故が発生した場合、応急対策に当たる防災関係機関は、あらかじめ定めた避難誘導の方法を基本として、旅客、道路利用者、住民等の安全確保のため、速やかに避難誘導を行うものとする。

(2) 応急対策に当たる防災関係機関は、上記に関わらず緊急性が高く事態が切迫している場合等、あらかじめ定めた避難誘導の方法によりがたい場合や、より迅速確実な避難誘導が可能な方法がある場合等は、適宜その状況に応じた方法により避難誘導を行うものとする。

(3) 警察官は、必要に応じて、交通規制、障害物の除去等を行い、避難者の安全を確保するものとする。

4 危険区域等への立入の制限

警察官等は、付近の住民等の生命・身体の危険を防止するため必要がある場合等には、立入制限等の措置を執るものとする。

5 二次災害の発生防止

(1) 応急対策に当たる防災関係機関は、大規模事故現場における応急対策実施に当たっては、火災の発生、事故の影響による被災建築物等の倒壊等、二次災害の発生に留意し、あらかじめ必要な措置を執るものとする。

(2) 応急対策に当たる防災関係機関は、現場で応急対策に当たる者が二次災害による被害を受けることがないよ

う、安全確保に努めるものとする。

6 各防災関係機関の連絡調整

- (1) 県、市町村、警察本部、消防局、その他防災関係機関は、大規模事故への対応等について随時情報を共有し、必要な連絡調整を行うものとする。
- (2) 特に事故現場における調整活動については、活動に必要な事項についての確認に努める等、十分な連携を図るものとする。（災害応急対策編（共通）第4部第1章「応援活動の調整」参照）

第3節 大規模事故現場における救命救出及び医療救護

大規模事故発生時においては、自然災害等の場合における体制を基本としながら、下記の点についてより大規模事故に特化した対策を講じるものとする。

- 1 大規模事故の場合、局地集中的に多くの負傷者が発生し、その程度も重篤であるおそれが高いため、救命救出及び応急的な医療救護に当たる救助隊や救護班等をより迅速に集結させるものとする。
- 2 広域応援を待ついとまがないことも想定されるため、被災地（事故現場）の人的・物的資源をより有効に投入する体制を講じるものとする。
- 3 事故現場におけるトリアージを迅速に実施するものとする。事故の規模等に応じて、事故現場、緊急的に負傷者を収容した施設、医療機関等で段階的にトリアージを実施し、必要な医療行為を受けるまでの優先順位をできる限り明確にするよう努めるものとする。
- 4 救出救助と応急的な医療救護を一体的に行う事例の発生が見込まれるため、必要に応じて実施にあたる各防災関係機関等が連携してこれを実施するものとする。
- 5 大規模事故の状況に応じ、訓練された医師等が事故現場において「瓦礫の下の医療（CSM：Confined Space Medicine：進入路あるいは救出路が制限されているあるいは狭隘である空間の医療）」を実施するとともに、クラッシュ症候群を想定した治療を実施し、「救出直後の予防し得る死」の回避に努める。
 - (1) 生存者への輸液、呼吸管理、水分投与、鎮痛剤投与等の医療管理及び精神的援助
 - (2) 生存者の四肢切断等、必要となる外科手術
 - (3) 生存者へより早く接触するため、迅速な遺体搬出に資する死亡診断を適宜実施
 - (4) 生存者の搬出を妨げる遺体の切断
- 6 事故現場におけるトリアージの結果に従い、必要に応じて事故現場近辺の民間企業等の輸送力の支援を受けつつ、迅速に後方医療機関等に傷病者の搬送を行うものとする。
- 7 大規模事故における傷病者の搬送に当たっては、事故現場の最寄りの特定医療機関へ集中することがないよう、県（危機管理部、福祉保健部、総合事務所（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））が消防局・医療機関等と必要な調整を行い、適切な搬送先を確保し、決定するものとする。
- 8 県（福祉保健部、総合事務所（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））、消防局は後方医療機関との連絡を密にし、医療救護活動が円滑に行われるよう、事故の概況等の必要な情報を随時医療機関へ提供するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 大規模事故発生時の体制の確立
 - (1) 災害対策本部の設置
 - (2) 現地災害対策本部等の設置
- 2 関係機関との事故情報の共有及び連絡調整
- 3 二次災害の防止

第2章 大規模道路災害応急対策

(県土整備部、市町村、警察本部、消防局、中国地方整備局、西日本高速道路)

第1節 目的

この計画は、大規模な道路災害が発生した場合において、各機関が行うべき応急対策についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐことを目的とする。

第2節 想定される大規模道路災害

この計画で想定する大規模な道路災害は、以下に掲げる事故等のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

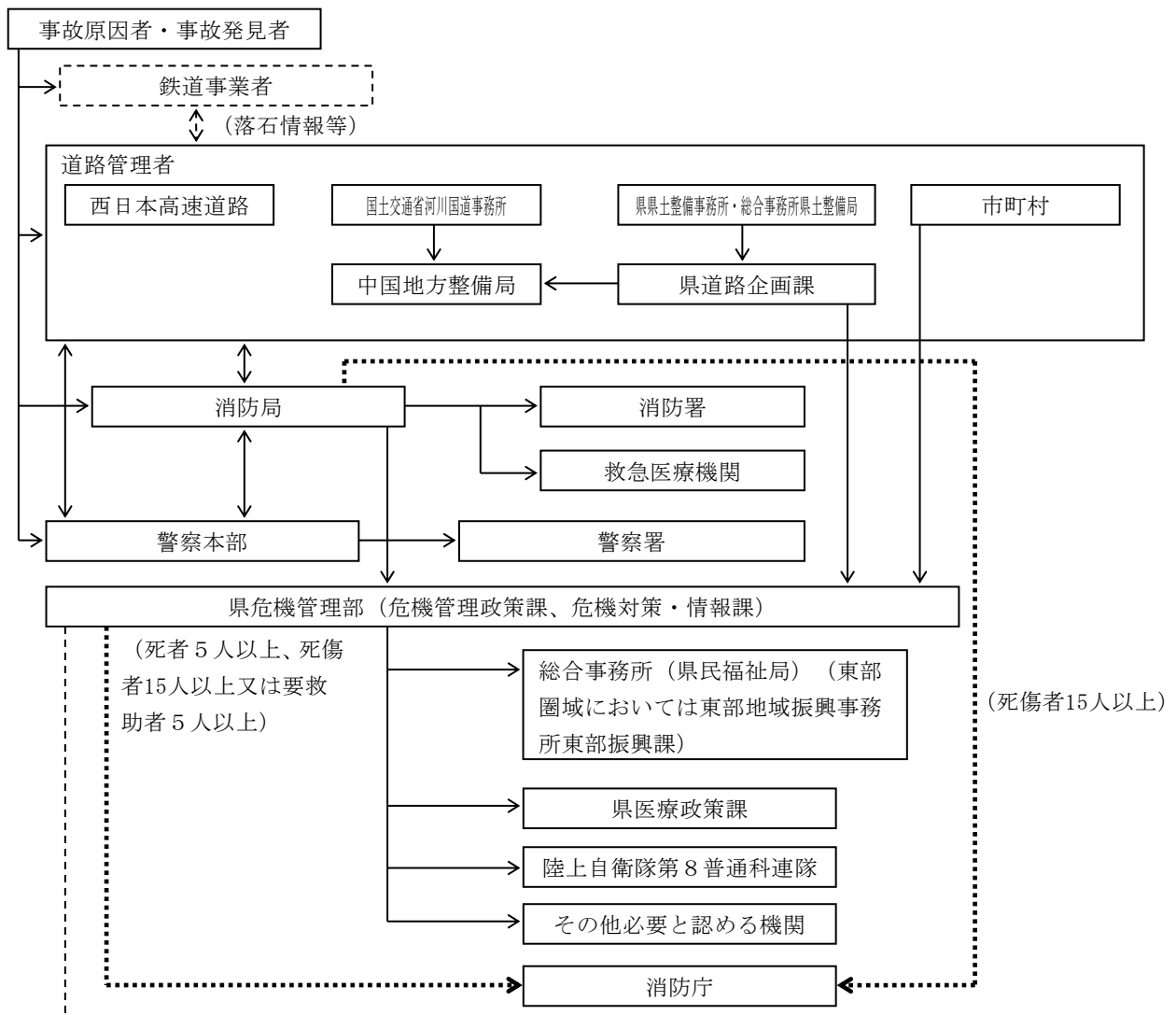
- 1 道路構造物（トンネル、橋りょう等）の損壊等
- 2 道路上での重大事故（交通事故等）
- 3 車両からの危険物等の流出・飛散・漏えい等

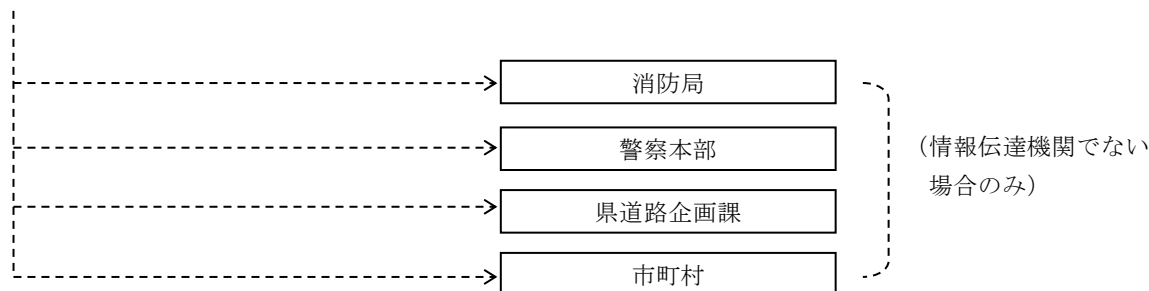
第3節 応急対策

1 被害情報の収集・連絡

市町村、消防局、警察署、高速道路交通警察隊及び道路管理者は、相互に連携して巡視等により被害情報等を収集し、収集した情報を順次県及び警察本部等に連絡するものとする。

【情報伝達経路】





2 道路災害に係る応急対策

- (1) 市町村、警察署、消防局、道路管理者等は、住民等から道路の被災情報を入手した場合は、道路管理者に対し速やかに連絡するものとする。
- (2) 道路管理者は、(1)の連絡を受けた場合又は道路の被災の情報を入手した場合、1の連絡経路により、関係機関に連絡するものとする。特に平行する鉄道がある場合は、鉄道事業者への情報伝達に留意するものとする。
- (3) 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合、あるいは危険であると予想される場合は、道路通行規制等の必要な措置を講じるものとする。
- (4) 応急復旧
 - ア 道路管理者は、早急に被害状況等を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
 - イ また、必要に応じて迂回路等を設定し、一般道路利用者の通行や、災害応急対応に当たる車両の通行ルートを確認するものとする。
- (5) 危険物の流出等への対応
 - ア 道路管理者は、危険物の流出等が認められた場合は、消防局及び警察署等の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動を行う。
 - イ また、必要に応じて付近住民等の避難誘導や立入禁止区域の設定等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。
- (6) 広報活動

道路管理者は、道路災害に係る被害状況、道路交通規制状況、復旧状況とその見通し等、道路災害に関する情報を1の連絡経路により関係機関に連絡するほか、インターネット等を通じ、速やかに住民へ提供するとともに、道路利用者等からの問い合わせに応じる体制を確保するものとする。(災害応急対策編(共通)第3部第4章「広報・広聴」参照)
- (7) その他、各関係機関は、第1章「大規模事故応急対策」に基づき、応急対策を実施するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村管理道及び市町村内の道路における大規模災害発生情報の受信伝達
- 2 市町村管理道における大規模道路災害発生時の応急対策
 - (1) 危険物の流出への対応
 - (2) 道路通行規制
 - (3) 応急復旧
 - (4) 広報活動

第3章 大規模鉄道災害応急対策

(JR西日本、智頭急行、若桜鉄道、県輝く鳥取創造本部、警察本部)

第1節 目的

この計画は、鉄道事故による多数の死傷者の発生を防止するとともに、大規模鉄道事故が発生した場合、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、迅速・的確な応急対策を実施することを目的とする。

第2節 想定される鉄道災害

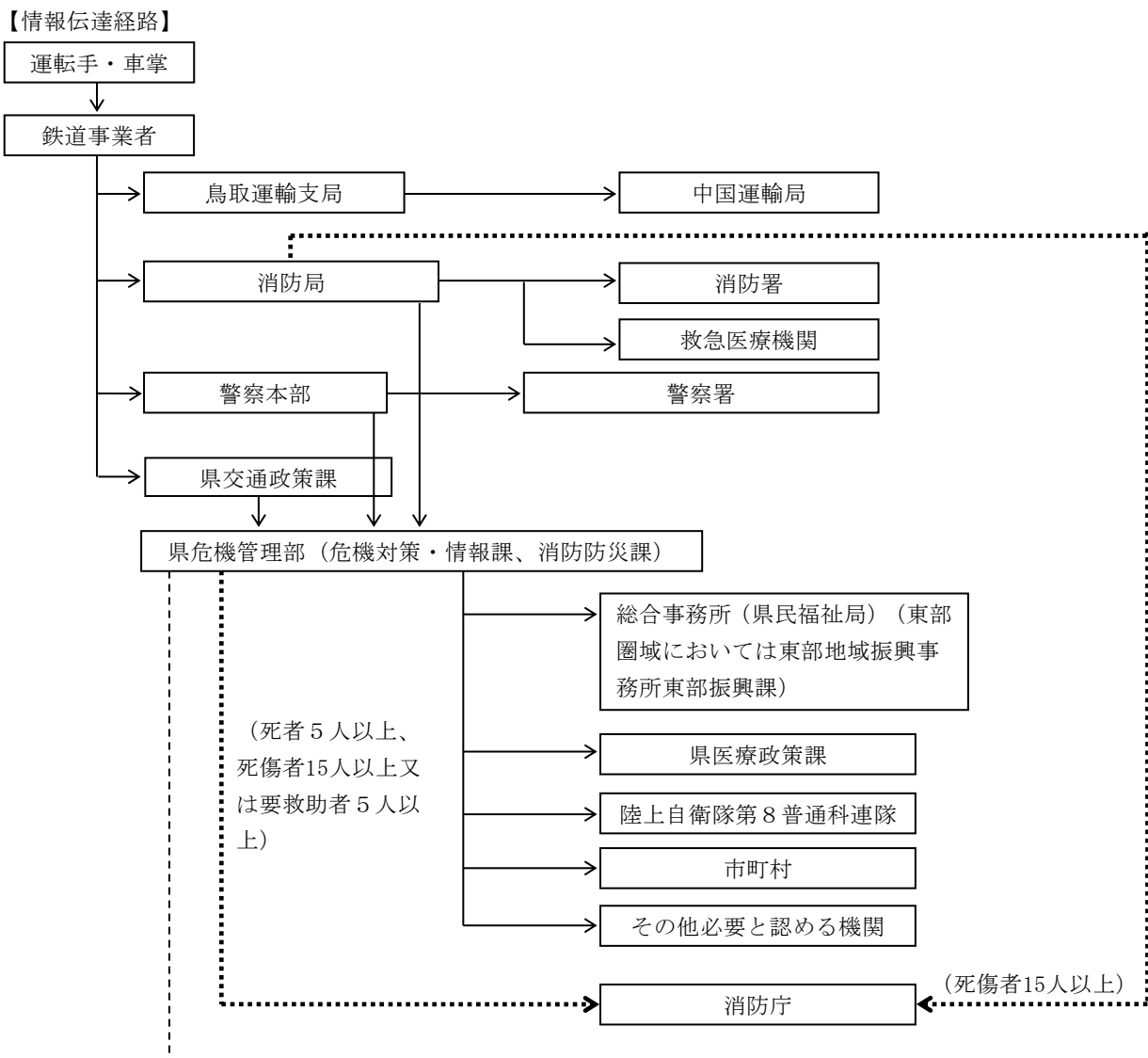
この計画で想定する鉄道災害は、次に掲げる事故等のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

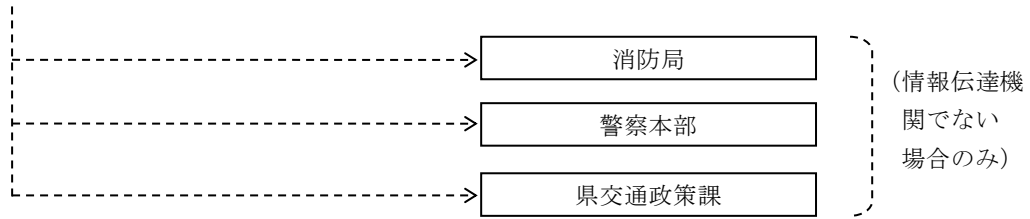
- 1 鉄道車両の衝突、脱線、転覆、火災等
- 2 鉄道施設（トンネル、橋りょう等）の損壊等による列車への被害
- 3 鉄道車両と自動車、歩行者との衝突等
- 4 鉄道車両からの危険物等の流出・飛散・漏えい等

第3節 応急対策

1 災害情報の連絡

鉄道災害が発生した場合の関係機関への通信連絡系統は、次のとおりとする。





2 落石に係る応急対策

- (1) 市町村、警察署、消防局等は、住民等から鉄道上の落石情報を入手した場合は、鉄道事業者に対し速やかに連絡するものとする。
- (2) 鉄道事業者は、(1)の連絡を受けた場合又は線路上の落石の情報を入手した場合、1の連絡経路により、関係機関に連絡するものとする。特に平行する道路がある場合は、道路管理者への情報伝達に留意するものとする。
- (3) 鉄道事業者は、落石の情報を受け、鉄道上の落石の状況を確認し、運行の停止、落石の除去等の必要な対策をとるものとする。
- (4) 鉄道事業者は、落石に係る対策をとった場合、当該対策の状況及び開通の見込み等の情報について、1の連絡経路により関係機関に連絡するものとする。

3 その他の応急対策

- (1) 関係列車の非常停止等

鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者は速やかに関係列車の非常停止、乗客の避難等の必要な措置を講じるものとする。
- (2) 交通規制及び立入禁止区域の設定

ア 道路管理者又は公安委員会は、災害対策上必要があると認めるときは、災害現場の通行を禁止又は制限する。

イ 道路の通行を禁止又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。
- (3) 広報活動

各鉄道事業者は、鉄道施設の被害状況及び復旧見込みに係る情報を、速やかに県及び関係機関に対して提供するとともに、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努めるものとする。
- (4) その他、各関係機関は、第1章「大規模事故応急対策」に基づき、応急対策を実施するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村内における鉄道災害発生情報の受信伝達
- 2 落石情報の鉄道事業者への連絡

第4章 航空機災害等応急対策

(大阪航空局、県輝く鳥取創造本部、県県土整備部、警察本部)

第1節 目的

この計画は、航空機事故等が発生した場合、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、迅速・的確な応急対策を定めることを目的とする。

第2節 想定される航空機災害等

この計画で想定する航空機災害等は、次に掲げる飛行場内外における、県内で発生又は県外で鳥取県に関連する飛行機等について発生した航空機事故等とする。

なお、空港施設の現況は、資料編のとおりである。

1 航空機を含む事故

- (1) 航空機の墜落、衝突又は火災
- (2) 航空機による人の死傷又は物件の損壊
- (3) 航行中の航空機が重大な損傷を受けた場合
- (4) 航空機が不慮の事態に遭遇し、機長が緊急事態を宣言した場合

2 航空機を含まない事故

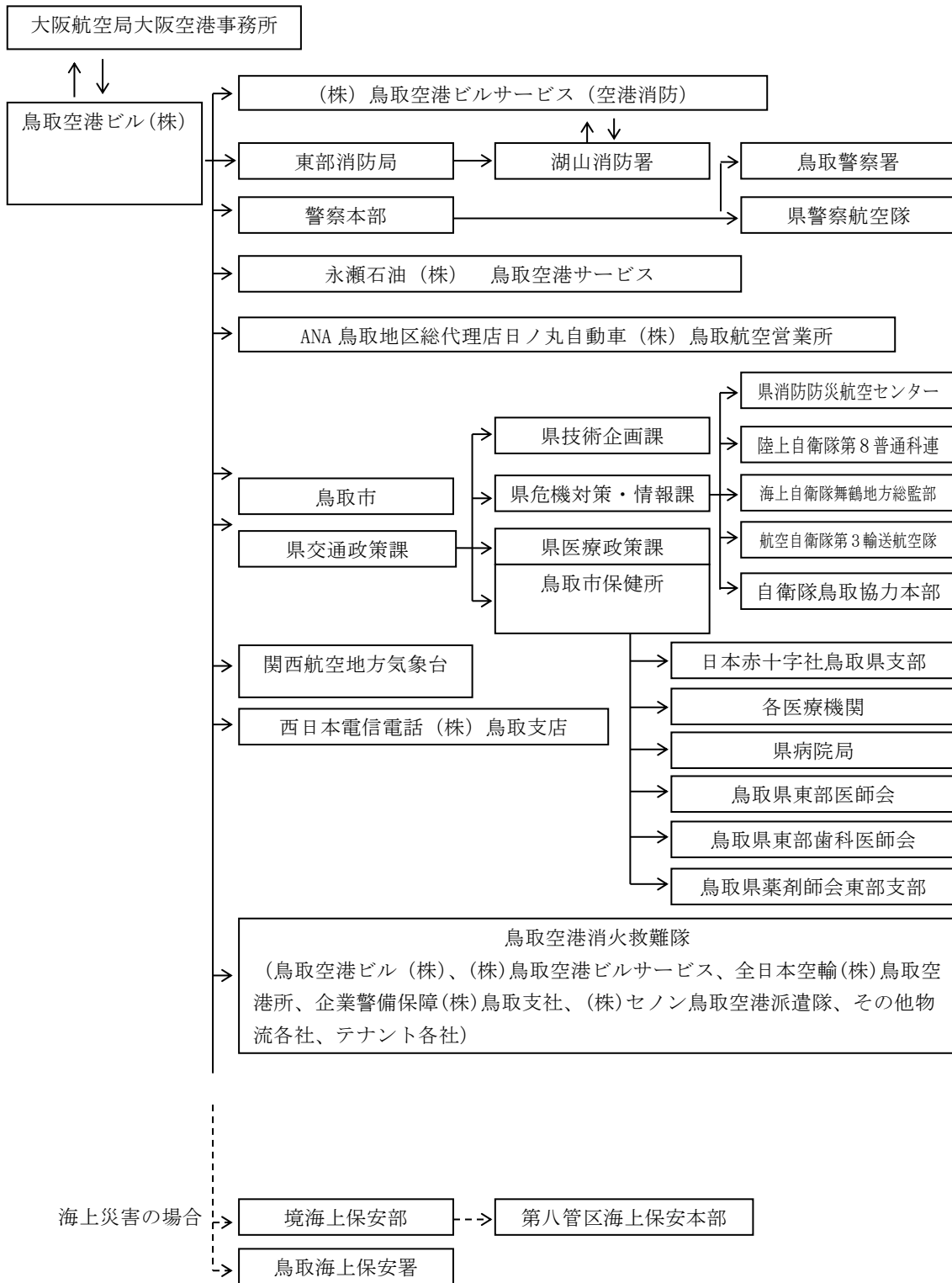
- (1) 給油施設関係の火災（貯油槽、給油施設等）
- (2) 空港内の建築物等の火災（ターミナルビル、電源局舎、管制塔等）
- (3) 自然災害（雷、地震等）による空港施設（航空保安無線施設、航空灯火、滑走路等）の損壊等
- (4) 医療上の緊急事態等（機内での死亡、感染症等）

第3節 鳥取空港に係る応急対策

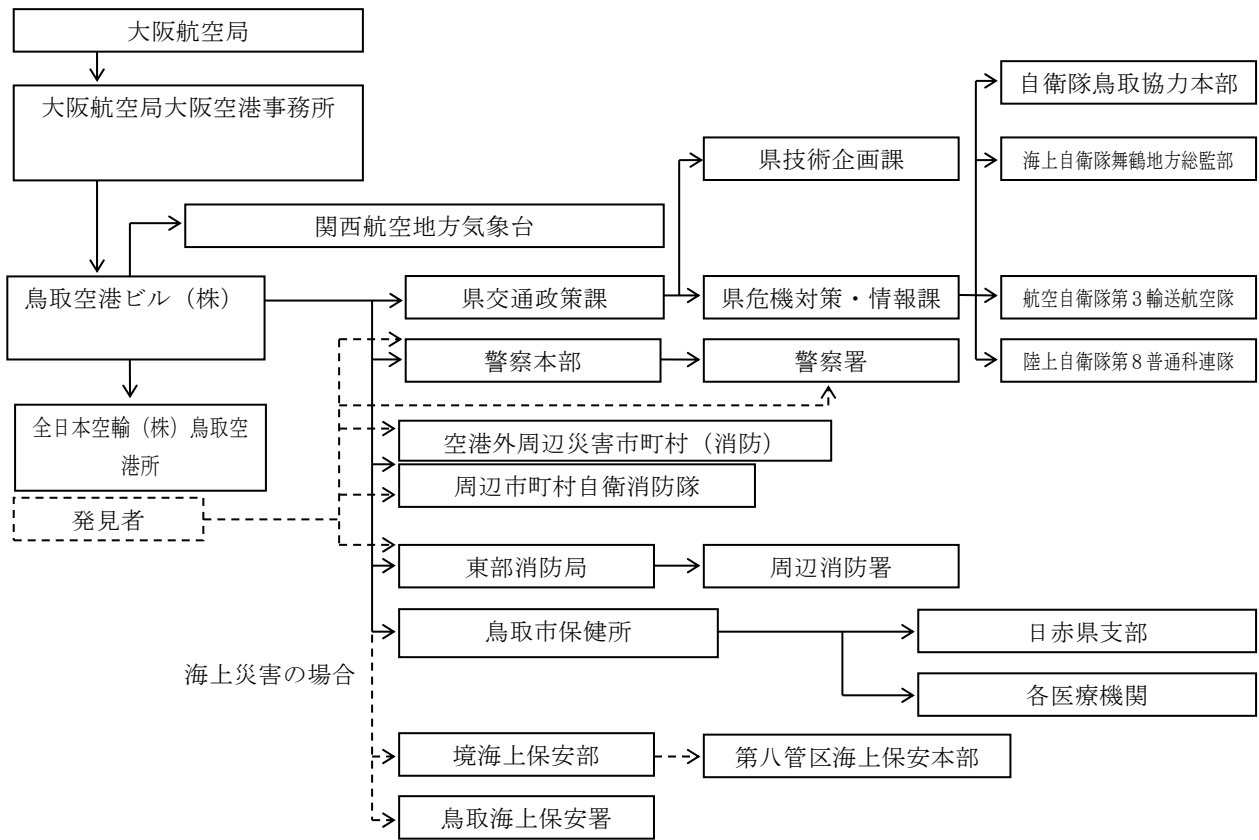
1 災害情報の連絡

- (1) 鳥取空港に係る航空機災害等が発生した場合の通信連絡系統は、次のとおりとする。

ア 空港及びその周辺で発生した場合



イ その他の地域で発生した場合



- (2) 災害情報の連絡を受けた各関係機関は、各々の関係する他機関、地域住民等に対し必要な情報を伝達する。
- (3) 情報の収集及び伝達は、既設又は臨時に架設する有線電話及び広報車等を活用して迅速に行う。

2 体制

(1) 地方管理空港運営権者

地方管理空港運営権者は、「鳥取空港災害対策緊急計画」に基づき、以下のとおり体制をとる。

ア 緊急一次体制

地方管理空港運営権者は、緊急一次体制を取り、関係機関への緊急連絡、鳥取空港消防救難隊の出動命令、情報収集等の初期対応を行う。

イ 鳥取空港現地対策本部の設置

地方管理空港運営権者は、緊急事態が発生し又はそのおそれがある場合、事務所内に鳥取空港現地対策本部を設置し、関係機関の活動について総合調整を行い、応急対策を実施するものとする。

ウ 現地調整所の設置

地方管理空港運営権者は、事故現場における諸活動を迅速かつ適確に行うため、事故現場の適切な場所に現地調整所を設置し、災害の状況等について鳥取空港現地対策本部と連絡調整を行う。

エ 鳥取空港以外の場所で航空機の墜落炎上等による災害が発生した場合は、鳥取県災害対策本部等の設置により対応する。

- (2) 市町村、消防局、警察本部、空港管理者、航空事業者、防災関係機関は、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の各機関の活動体制を確立する。

3 各機関による応急対策実施内容

(1) 県

- ア 市町村、消防局の実施する消防、救急活動等について、必要に応じ指示等を行うとともに、当該市町村、消防局からの要請により、他の市町村に対し応援を求める。
- イ 市町村から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。
- ウ 市町村又は消防局から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に応援する。

(2) 地方管理空港運営権者

- ア 搭乗者及び負傷者の把握を行う。
- イ 状況に応じ、空港利用者を避難させる。
- ウ 航空機災害等に係る火災が発生したときは、鳥取空港消火救難隊に対し出動指令を行うとともに、空港内消防及び地元消防機関の協力を得て消防活動を実施する。
- エ 航空機災害等により死傷者が発生したときは、地元医療機関の協力を得て救難救護の措置をとる。

(3) 鳥取市

- ア 県及び地方管理空港運営権者と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、警察本部（鳥取警察署）と協力して一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。
- イ 必要に応じて関係機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- ウ 負傷者が発生した場合、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所と等の設置又は手配を行う。
- エ 必要に応じ、被災者等へ食糧及び飲料水等を提供する。
- オ 応急対策に必要な臨時電話・携帯電話・無線・電源その他の資機材を確保する。
- カ 災害の規模が大きく鳥取市のみで対処できない場合は、相互応援協定に基づき、県又は他の市町村に対し応援を要請する。また、東部消防局、東部医師会の応援要請も行う。

(4) 警察本部（鳥取警察署）

- ア 県及び地方管理空港運営権者と協力して、危険防止のための措置（交通規制、医療救護班の誘導等）を講ずる。
- イ 鳥取市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定し、交通規制、立入制限、退去等を命令する。この場合、その旨鳥取市へ通報する。
- ウ 死傷者等発生又は、その発生のおそれがある場合、救出救助活動を行う。
- エ 死傷者等発生の場合、検視、遺体の身元確認のほか、必要な捜査活動を行う。

(5) 消防局（湖山消防署）

- ア 火災発生時の消火活動を実施する。
- イ 死傷者等発生の場合、救助活動及び医療機関への搬送を行う。

(6) 航空会社

- ア 航空機災害等の発生を知ったとき又は通報を受けたとき、地方管理空港運営権者及び関係機関に通報する。
- イ 航空機災害等が発生したとき、会社の「Emergency Response Manual」、「鳥取空港初期対応要領」、「鳥取空港災害対策緊急計画」により、対応を行う。
- ウ 搭乗者等の情報について、鳥取空港災害現地対策本部に伝達する。

(7) 医療機関（日赤鳥取県支部、県東部医師会等）

- ア 医療救護班の編成
- イ 医療救護活動の実施

(8) 空港内各機関

「鳥取空港災害対策緊急計画」に基づくところにより、消火及び救難活動を行う。

4 搭乗者情報の収集・提供方針

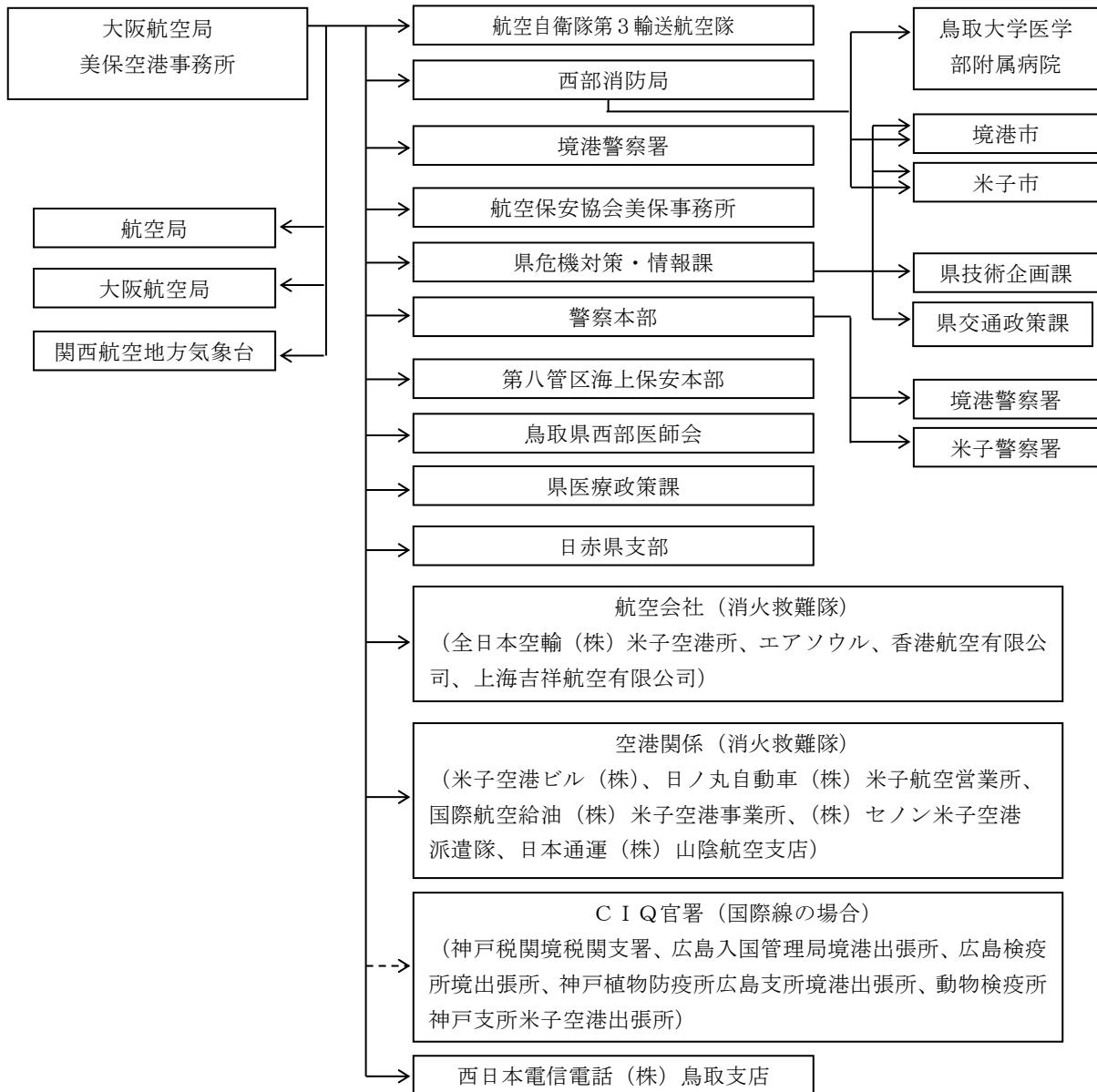
飛行機の搭乗者等に係る情報の収集及び提供については、第1章「大規模事故応急対策」によるものとするが、情報の収集に当たっては、航空事業者が鳥取空港現地災害対策本部に伝達した情報によるものとする。

第4節 美保飛行場に係る応急対策

1 災害情報の連絡

- (1) 美保飛行場に係る航空機災害等が発生した場合の通信連絡系統は、次のとおりとする。

ア 空港及びその周辺で発生した場合

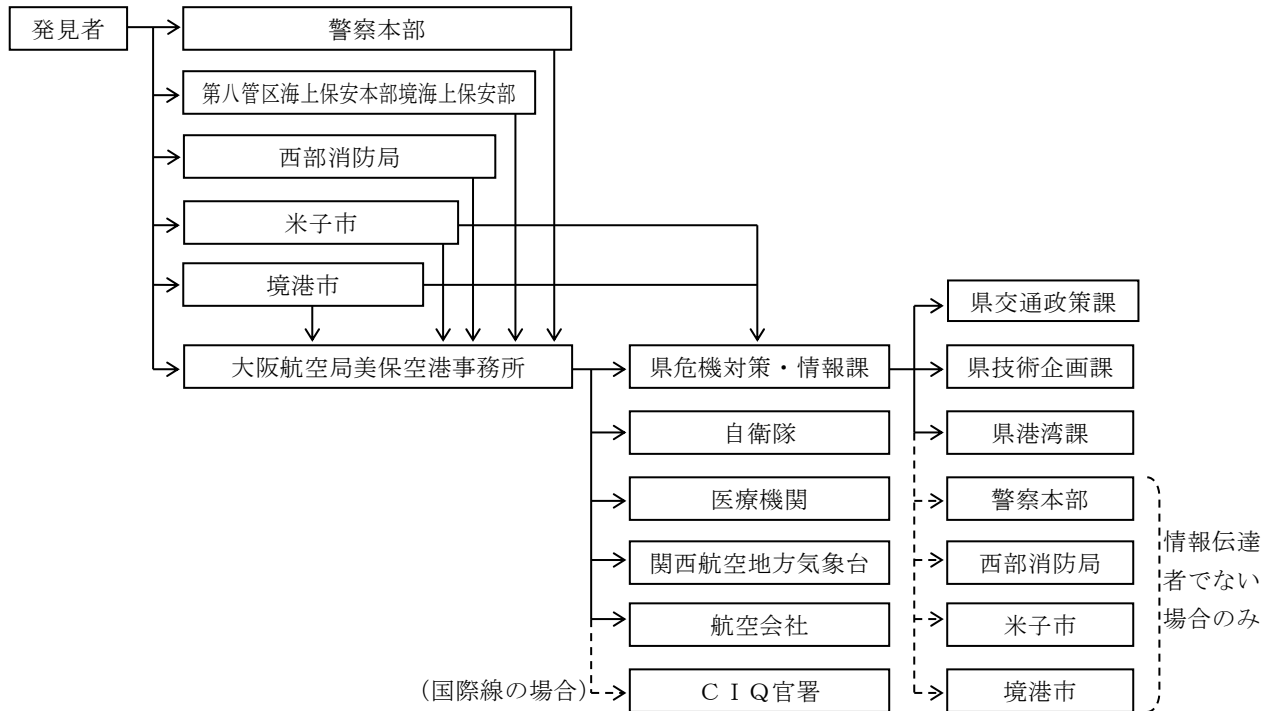


※大阪航空局美保空港事務所が直接行う通報順位は、概ね系統図の記載の順序による。詳細については、同所が定める「航空事故等緊急連絡先系統図」による。

※鳥根県関係の連絡先は記載を省略した。

※第八管区海上保安本部への通報は、本部警備救難部環境防災課、美保航空基地、境海上保安部のうち、状況に応じて必要な箇所に対して行う。

イ その他の地域で発生した場合



- (2) 災害情報の連絡を受けた各関係機関は、各々の関係する他機関、地域住民等に対し必要な情報を伝達する。
- (3) 情報の収集及び伝達は、既設又は臨時に架設する有線電話及び広報車等を活用して迅速に行う。

2 体制

- (1) 県、市町村、消防局、警察本部、空港管理者、航空事業者、防災関係機関は、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。
- (2) 体制の確立に当たっては、空港の官民の管理区分を考慮して適切な連携体制をとるものとする。

3 各機関による応急対策実施内容

(1) 県

- ア 市町村、消防局の実施する消防、救急活動等について、必要に応じ指示等を行うとともに、当該市町村、消防局からの要請により、他の市町村に対し応援を求める。
- イ 市町村又は消防局から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に応援する。

(2) 大阪航空局美保空港事務所

- ア 搭乗者及び負傷者の把握
- イ 状況に応じ、空港利用者を避難させる。
- ウ 合同調整本部及び現場指揮所の設置
- エ 自衛隊の災害派遣要請

(3) 米子市、境港市

- ア 美保空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、警察本部（米子警察署、境港警察署）と協力して一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。
- イ 必要に応じて関係機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- ウ 負傷者が発生した場合、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。
- エ 必要に応じ、被災者等へ食糧及び飲料水等を提供する。
- オ 応急対策に必要な臨時電話・携帯電話・無線・電源その他の資機材を確保する。
- カ 災害の規模が大きく市町村のみで対処できない場合は、相互応援協定に基づき、県又は他の市町村に対し応援を要請する。

(4) 警察本部（米子警察署、境港警察署）

- ア 美保空港事務所と協力して、危険防止のための措置（交通規制、医療救護班の誘導等）を講ずる
- イ 米子市又は境港市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定

- し、交通規制、立入制限、退去等を命令する。この場合、その旨を米子市又は境港市へ通報する。
- ウ 死傷者等発生又は、その発生のおそれがある場合、救出救助活動を行う。
- エ 死傷者等発生の場合、検視、遺体の身元確認のほか、必要な捜査活動を行う。
- (5)西部消防局
 - ア 火災発生時の消火活動を実施する。
 - イ 死傷者等発生の場合、救助活動及び医療機関への搬送を行う。
- (6)航空会社
 - ア 被災者及び関係者に対する水・食糧等の提供
 - イ 遺体の身元確認の手配
 - ウ 通訳の支援
 - エ 搭乗者等の情報の収集伝達
- (7)医療機関（合同調整本部、県西部医師会、日赤鳥取県支部）
 - ア 医療救護班の編成
 - イ 医療救護活動の実施
- (8)第八管区海上保安本部（境海上保安部、美保航空基地）
 - ア 海上における負傷者の救出、搬送
 - イ 事故現場周辺海域の警戒警備
 - ウ 海上における行方不明者の捜索
- (9)空港内各機関
 - 美保空港消火救難隊の一員としての消火及び救難活動

第5節 その他の応急対策

1 救出救助活動

(1)実施機関

市町村、地方管理空港運営権者、美保空港事務所、航空会社、消防機関、警察、自衛隊、海上保安部、医療機関（日赤鳥取県支部等）

- (2)航空機災害等が発生し、乗客等の救出を要する場合、実施機関は協議に基づく手順により救出に必要な器材を投入し救出活動を実施する。（第1章「大規模事故応急対策」参照）

2 消火活動

- (1)空港内及びその周辺において航空機災害等が発生した場合は、別途定めるところにより空港消火救援組織が他の消防機関とも連携して消火活動を実施する。
- (2)(1)以外の地域において航空機災害等が発生した場合は、消防機関が消防活動を実施する。
- (3)消防機関等で対処が困難なときは他機関の応援を求めるものとする。

3 医療活動

死傷者が発生した場合、医療機関及び関係機関が協力し、救護等の措置に当たるものとする。（第1章「大規模事故応急対策」参照）

4 広報

航空機災害等が発生した場合、人心の安定及び秩序の維持を図るとともに、災害応急対策に対する協力を求めるため、報道機関への記者資料提供、記者会見その他の手段により地域住民に対して広報を行う。

5 その他

各関係機関は、第1章「大規模事故応急対策」に基づき、応急対策を実施するものとする。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 航空機災害情報の受信伝達（鳥取市、米子市、境港市のみ）
- 2 航空機災害発生時の市町村の体制（鳥取市、米子市、境港市のみ）
- 3 航空機災害発生時の市町村が実施する応急対策（鳥取市、米子市、境港市のみ）
 - (1)救助及び消火
 - (2)負傷者等の救護
 - (3)被災者等へ食糧及び飲料水等の提供

- (4)資機材の確保
- (5)県及び他市町村への応援要請

第5章 海上災害応急対策

(第八管区海上保安本部、県危機管理部、県農林水産部、県国土整備部、警察本部)

第1節 目的

この計画は、船舶の座礁、衝突事故や油流出等の海上災害が発生した場合において、各機関が行うべき応急対策についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐことを目的とする。

第2節 想定される海上災害

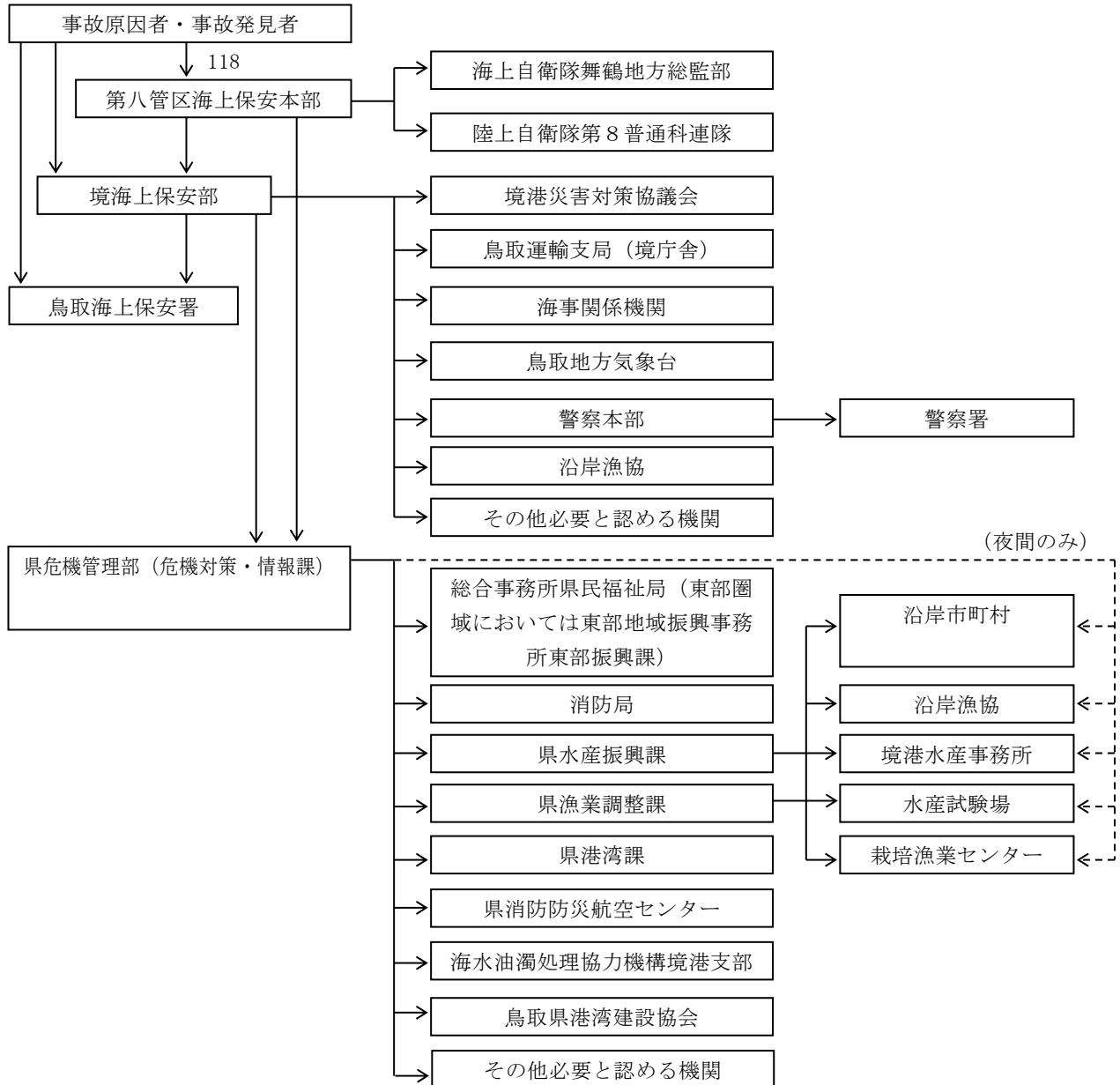
この計画で想定する海上災害は、次に掲げる事故等のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

- 1 船舶の衝突、座礁、転覆、火災、爆発、浸水、船舶の故障等による海難
- 2 船舶からの海域への油、危険物質等の流出
- 3 船舶以外からの海域への油、危険物質等の流出

第3節 応急対策

1 災害情報の連絡

海上災害が発生した場合の関係機関への伝達系統は、次のとおりとする。



2 活動体制の確立

機関	実施項目
1 第八管区海上保安本部	海上災害発生時には、第一次的には原因者たる事業者が対策を行うが、被害を最小限に抑えるため、管区海上保安本部（部署、航空基地）においては次の対策を講ずるものとする。 (1)情報の収集及び関係機関への伝達 (2)危険物保安措置、火気使用の制限禁止及び災害現場付近の立入制限 (3)海上における遭難者の捜索・救助・搬送等 (4)航行船舶への事故情報の周知連絡 (5)船舶火災発生時における消火活動 (6)応援医師並びに緊急物資等の海上輸送 (7)海上災害防止センターへの1号業務指示 (8)関係機関への応援協力要請
2 県	(1)活動体制（情報収集体制）の確立 (2)的確な情報の収集 (3)速やかな関係機関への情報伝達 (4)住民への広報・周知 (5)消防防災ヘリでの情報収集・救助救出活動等
3 市町村	(1)活動体制（情報収集体制）の確立 (2)的確な情報の収集 (3)速やかな関係機関への情報伝達 (4)住民への広報・周知
4 警察本部	(1)活動体制（情報収集体制）の確立 (2)的確な情報の収集 (3)速やかな関係機関への情報伝達 (4)住民への広報・周知 (5)県警ヘリでの情報収集・救助救出活動等
5 消防局	(1)活動体制（情報収集体制）の確立 (2)的確な情報の収集 (3)速やかな関係機関への情報伝達 (4)住民への広報・周知 (5)多数の負傷者が発生した場合の医療救護（応急手当、搬送） (6)湾内に係留されている船舶の火災に対する消火活動等
6 その他防災関係機関	その他関係団体及び事業者等においては、現場において活動する上記機関への積極的な協力の実施に努めるものとする。

3 大規模油流出時の応急対策

- (1)大規模な油流出事故が発生し、又は海岸等への漂着があった場合の防除活動については、第一義的には海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条第1項、第2項に規定する防除措置義務者（船長、施設管理者、船舶所有者）が実施するが、必要に応じそれぞれの災害対策実施機関が行うものとする。
- (2)流出油の除去については海上で行うことが最良であるため、災害対策機関は海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を可能な限り回避するよう努めるものとする。
- (3)関係機関の応急対策

機関	実施項目
1 山陰沖排出油等防除協議会	(1)連絡調整本部の設置及び調整員の参集 (2)会員が行う防除活動の連携協力についての調整 (3)排出油の防除に必要な資料の収集及び情報の提供 (4)排出油の防除に関する必要な事項の協議
2 第八管区海上保安本部（境海上保安部、鳥取海上保安署、美保航空基地）	(1)防除措置義務者に対する防除措置等の指導 (2)的確な情報の収集、関係機関への通報及び的確な情報の伝達 (3)一般船舶、漁船等に対する事故情報等の周知連絡 (4)一般船舶、漁船等の安全確保並びに船舶交通の規制 (5)海上浮流油の応急防除及び関係行政機関の長等に対する防除措置等の要請
3 県	(1)的確な情報の収集 (2)関係機関へ災害状況の伝達 (3)漂着油等の防除活動 (4)水質、底質などの環境影響評価の実施 (5)必要に応じ、関係機関、関係団体及び他の地方公共団体への応援要請
4 市町村	(1)住民に対する災害状況の周知 (2)漁業者への船舶、機材の移動、海産物施設の撤去等適切な指示 (3)沿岸地先海・水面の監視警戒及び必要に応じ警察・消防機関への出動依頼

機関	実施項目
	(4)漂着油等の防除活動 (5)災害状況の関係機関への報告
5 警察本部	(1)被害状況その他の災害情報の収集と報告連絡 (2)周辺の交通規制及び交通整理 (3)その他必要な措置
6 消防局	(1)船舶等の火災発生時における消火活動 (2)被害状況の情報収集 (3)火災危険がある漂着物に係る火災警戒区域の設定等 (4)その他必要な措置
7 関係団体、企業等（施設管理者、船舶所有者等）	(1)自衛措置及び防災関係機関の指示に基づく適切な応急措置 (2)協力依頼があった場合の積極的な協力の実施

(4) ボランティアの受入れ（漂着油回収作業）

海岸への漂着油の回収作業の実施については相当な人力を要し、災害ボランティアの協力が不可欠である。県、市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会と連携して、生活ボランティアの希望者の活用を検討する。（災害応急対策編（共通）第10部第2章「ボランティアとの協働」参照）

(5) 回収油の処分

ア 海上及び海岸で回収された油については、原則、事故原因者及び事故原因者から委託を受けた海上災害防止センター等が収集及び運搬を行い、廃棄物処理事業者と契約を締結する等により処分を行う。

イ 少量の油であって原因が不明な場合においては、回収者が処分する。

(6) 事後の監視体制の確立

防災関係機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に、油流出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間の時間を要するため、大気、水質、動植物等への影響調査を密に実施し、講じた措置の効果について確認するものとする。また、必要に応じて補完的な対策を講ずるものとする。

4 危険物質等の流出時の応急対策

(1) 県、沿岸市町村、第八管区海上保安本部、防災関係機関は、海上に大量の危険物質等が流出したときは、前節に準じ、危険物質等の拡散の防止、回収及び処理等の防除措置を講ずるものとする。

(2) 危険物質等の防除作業は、流出した危険物等の種類及び性状、拡散状況、気象等によりその手法が異なるので、留意するものとする。

5 広報活動

(1) 関係機関の広報活動

県、市町村、警察本部、関係機関は、被害状況、防災関係機関の対応状況に係る情報を、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努めるものとする。

(2) 広報項目

ア 県、市町村の措置状況

イ 流出油の漂流、漂着等の状況（市町村・区別別）

ウ 応急対策の実施状況（出動人員（行政関係者・地元住民・漁業関係者・ボランティア等に区分）、流出油の回収量、作業地域、主な使用機材、作業工程及び日程 等）

エ 回収した油の搬出作業状況

オ 環境影響等に関する調査した実施結果

カ その他必要と認められる事項

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 海上災害発生時の活動及び情報収集体制
- 2 漂着油回収に係るボランティアの募集及び受入

第6章 危険物等災害応急対策

(県危機管理部、県福祉保健部、県生活環境部、警察本部、消防局、関係団体、事業者)

第1節 目的

この計画は、危険物等による災害が発生した場合において、応急的に実施する事故措置についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐとともに、事故の再発防止を図ることを目的とする。

第2節 想定される危険物等災害

この計画で想定する危険物等災害は、以下のとおりとする。

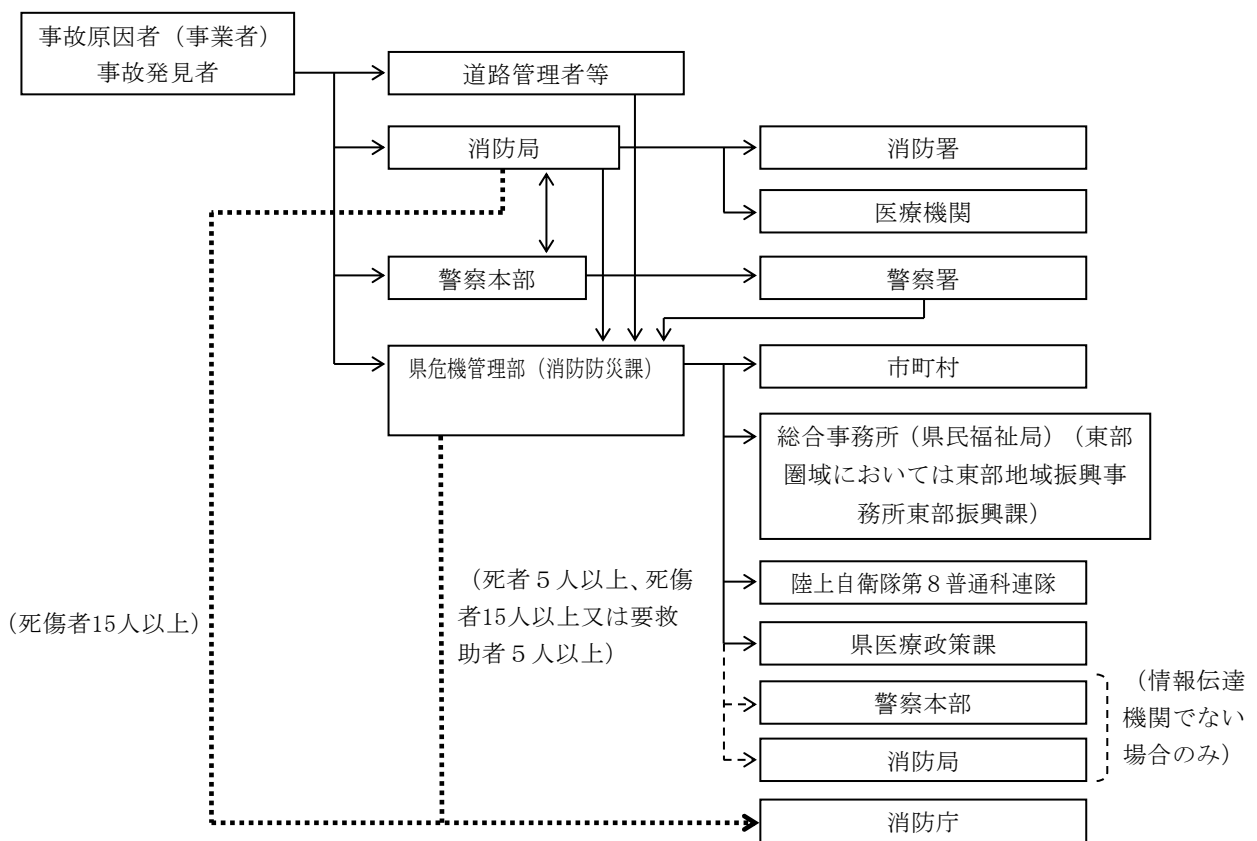
- 1 危険物（消防法第2条第1項）の漏えい・流出、火災及び爆発
- 2 高圧ガス（高圧ガス保安法第2条）、液化石油ガス（液石法第2条）の漏えい・流出、火災及び爆発
- 3 火薬類（火薬類取締法第2条第1項）の火災及び爆発
- 4 毒物・劇物（毒物及び劇物取締法第2条第1項、第2項）の漏えい、飛散、流出等

第3節 危険物事故災害対策

1 危険物に係る応急対策

(1) 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア 被害情報の系統は以下のとおり。



イ 施設の所有者及び管理者又は占有者は、危険物の流出その他の事故が発生したときは、速やかに、警察本部、消防局、関係機関へ通報し、緊密な連携の確保に努める。

ウ 消防局は、災害発生について、火災・災害等即報要領に基づき、県へ速やかに通報する。

エ 県（危機管理部）は、災害発生について火災・災害等即報要領に基づき国へ速やかに通報し、また、国から受けた情報を関係消防局、関係市町村、関係機関等へ連絡する。

オ 県、警察本部、消防局、危険物取扱事業者及び関係団体は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

カ 河川に係るものにあつては、各河川水質汚濁防止協議会の連絡系統図を参照する。

キ 県、市町村、警察本部、消防局、及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又

は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。（第1章「大規模事故応急対策」参照）

(2) 災害応急措置

ア 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置

発生した事故、災害に対し、直ちに、引き続き危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるものとする。

イ 県の措置

関係機関との連絡調整を行うとともに、市町村、消防局から必要資機材の確保等について応援の要請を受けた時は、積極的に応援協力を行う。

ウ 消防局の措置

(ア) 事故の規模に応じ、速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

(イ) 危険物取扱事業者が応急の措置を講じない場合、当該事業者に対し緊急措置を講ずることを命ずるものとする。

(ウ) 前項の緊急措置の内容及び期間が十分でない場合において、行政代執行法の定めるところに従い、当該緊急措置を消防局又は第三者に当該措置をとらせるものとする。

(エ) 事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとし、その結果を消防庁危険物保安室へ報告するものとする。

エ 警察の措置

(ア) 速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害拡大の防止等の措置を講ずる。

(イ) 県、市町村、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

(ウ) 市町村長からの要求があった場合には、災害対策基本法第59条に基づき、災害を拡大させるおそれがある認められる設備又は物件の占有者、所有者又は、管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備又は物件、保安その他必要な措置をとることを指示する。

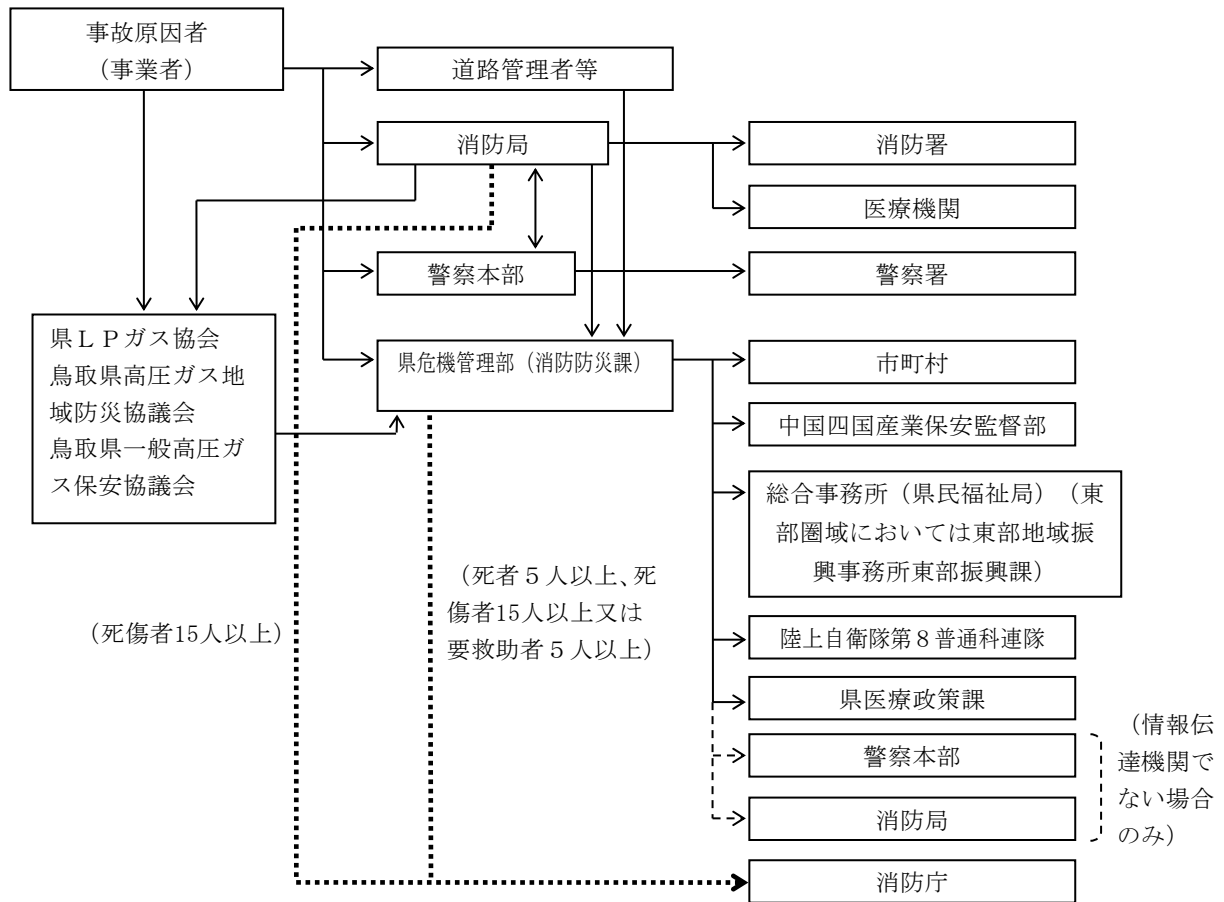
(エ) 死傷者等発生の場合、検視、遺体の身元確認のほか、必要な捜査活動を行う。

第4節 高圧ガス事故災害対策

1 高圧ガスに係る応急対策

(1) 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア 被害情報の系統は以下のとおり。



イ 高圧ガスに係る事故、災害を起こした者又は発見者は、すみやかに道路管理者等又は県又は消防機関又は警察に通報する。

ウ 県は、高圧ガス保安法に関する事故が発生したことを覚知したときは、速やかに中国四国産業保安監督部へ電話等により連絡するものとする。

エ 県、警察本部、消防局及び関係協会等は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

オ 県、市町村、警察本部、消防局及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。（第1章「大規模事故応急対策」参照）

(2)災害応急措置

ア 事業者の措置

(ア)製造、消費施設が危険な状態になったときは、製造又は消費作業を中止し、製造又は消費のための設備内にあるガスについて、危険因子の排除を行う。

(イ)貯蔵施設、販売所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、施設内のガスについて、危険因子の排除を行う。

(ウ)その他、第3節1(2)アの措置に準ずる。

イ 県の措置

県は、次の場合で災害の発生の防止又は災害の防止上必要と認めるときは、高圧ガス保安法に基づく緊急措置を命ずるものとする。

(ア)事故により、火災、ガスの大量漏えい等が継続中であって、さらに災害の拡大が予測されるとき

(イ)事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続又は再開によって再度同種事故の発生が予測されるとき

(ウ)事故の原因となった状況が、当該事業所内の他の設備にも明らかに存在し、同種事故が発生するおそれ極めて大きいとき

ウ 鳥取県LPガス協会、鳥取県高圧ガス地域防災協議会、鳥取県一般高圧ガス保安協議会の措置

(ア)事業者より災害の通報を受けたときは、速やかに県、消防局、警察及び関係団体へ連絡し、緊密な連携に努めるものとする。

(イ)関係機関、防災事業所と連携し、ガスの性状にあわせた応急措置に努めるものとする。

エ 消防局の措置

事故の規模に応じ、速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

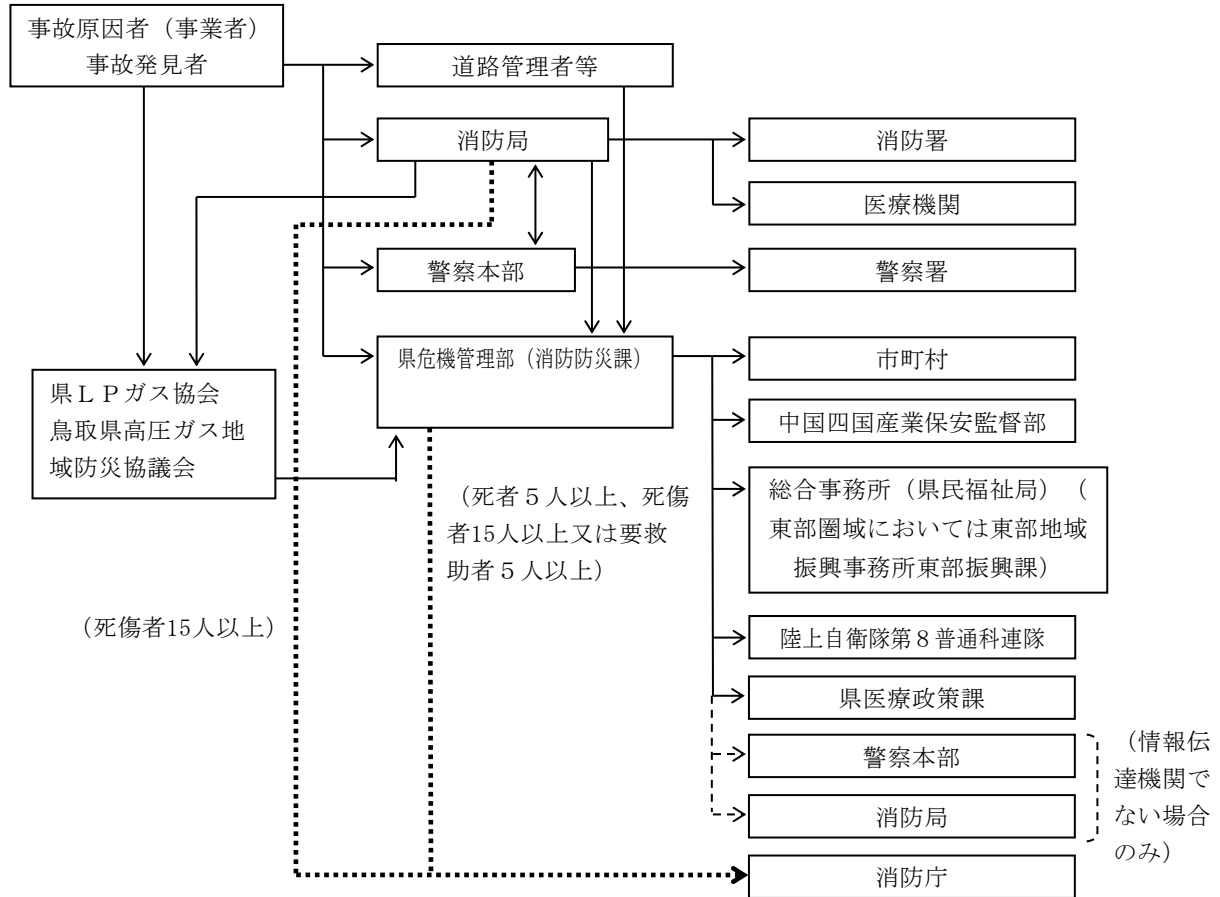
オ 警察の措置

第3節1(2)エの措置に準ずる。

2 液化石油ガスに係る応急対策

(1) 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア 被害情報の系統は以下のとおり。



イ 保安機関は、自ら行っている保安業務の範囲内において当該一般消費者等の供給設備又は消費設備に災害が発生したときには、遅滞なく、その旨を県又は警察官に届け出なければならない。

ウ 県、警察本部、消防局、液化石油ガス取扱事業者及び関係協会等は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

エ 県は、事故が発生したことを覚知したときは、速やかに中国四国産業保安監督部へ電話等により連絡するものとする。

オ なお、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（本章において、以下「液化石油ガス法」という）に関する事故か不明な場合についても、液化石油ガス法に関するものでないと確認されるまでは、液化石油ガス法に関する事故として対応するものとする。

カ 県、市町村、警察本部、消防局及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。（第1章「大規模事故応急対策」参照）

(2) 災害応急措置

ア ガス消費者の措置

(ア) ガス漏れ事故等を覚知したときは、ガスの消費を中止するなどし、ガス販売事業者、保安機関又は消防機関に通報する。

(イ) ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したときは、ガス販売事業者によって安全性が確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。

イ ガス販売事業者の措置

(ア) ガス消費者等から通報を受けたとき、又は自ら発見したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、

液化石油ガス法に定める災害拡大防止等の緊急時対応を行うものとする。

(イ)ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。

ウ 保安機関の措置

ガス漏れ事故等を覚知したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、液化石油ガス法に定める災害拡大防止等の緊急時対応を行うものとする。

エ 鳥取県LPガス協会、鳥取県高圧ガス地域防災協議会の措置

(ア)ガス漏れ事故等を覚知したときは、関係団体と緊密な連携に努めるものとする。

(イ)必要に応じ、応急措置を講ずべき傘下会員、防災事業所へ連絡し、応急対応を要請するものとする。

(ウ)必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

オ 県の措置

(ア)必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

(イ)県は、事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとする。また、事故の再発を防止するための対策を検討し、実施するものとする。

(ウ)県は、法令違反の有無及び自己の責任の所在を調査するものとする。

カ 消防局の措置

(ア)ガス漏れ事故等が発生したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

(イ)状況に応じ、関係機関と連絡をとりながら、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気制限等を講じ被害の拡大防止に努めるものとする。

(ウ)共同住宅における事故の場合には、同じ住宅の入居者に対し注意喚起等の必要な指導を行うものとする。

キ 警察の措置

(ア)速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害の拡大の防止等の措置を講ずる。

(イ)県、市町村、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

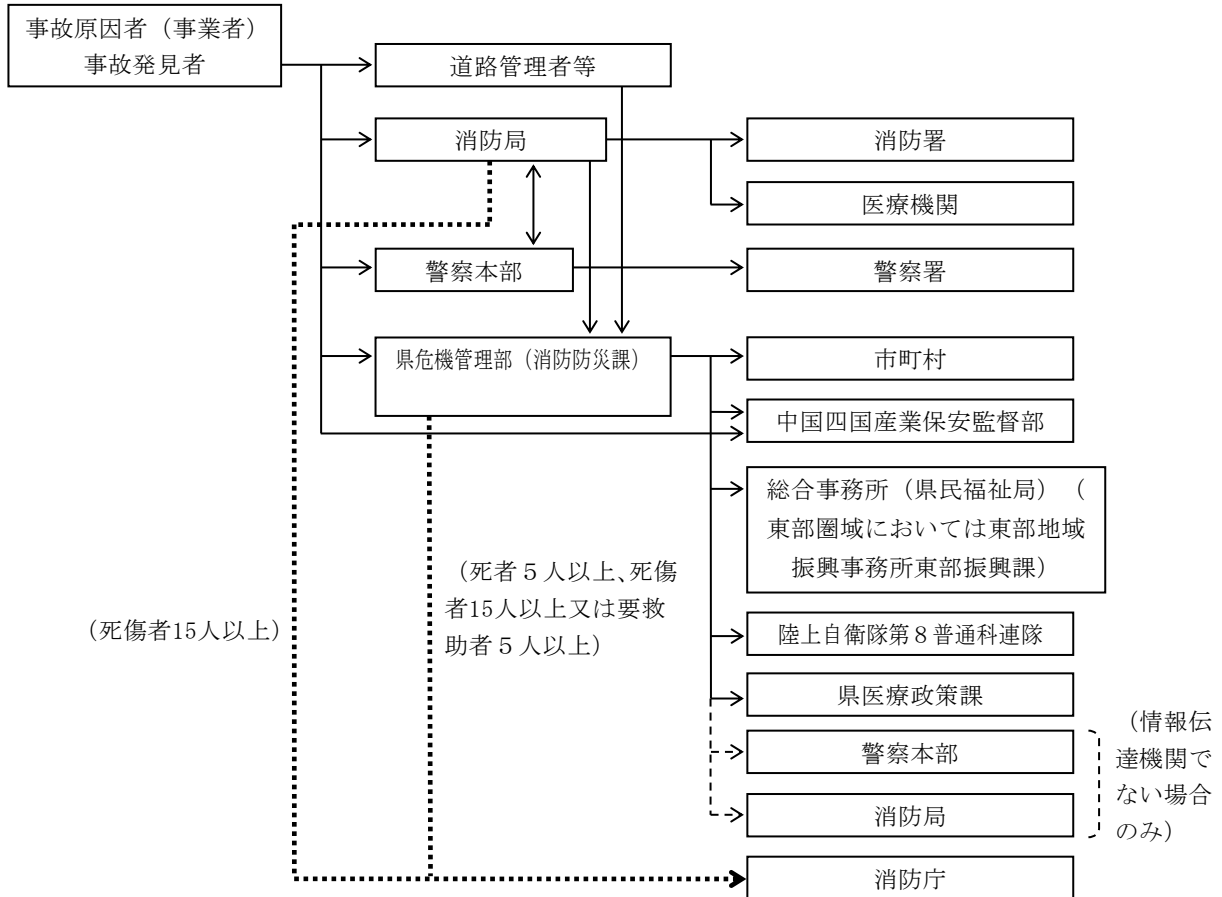
(ウ)死傷者等発生又は、その発生のおそれがある場合、救出救助活動を行う。

(エ)死傷者等発生の場合、検視、遺体の身元確認のほか、必要な捜査活動を行う。

3 ガス事業に係る応急対策

(1) 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア 被害情報の系統は以下のとおり。



イ 鳥取ガス、米子瓦斯、特定発生設備を有するガス小売事業者、国、県、警察本部、消防局、警察署及び関係団体は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

(2) 災害応急措置

ガス事業者の措置

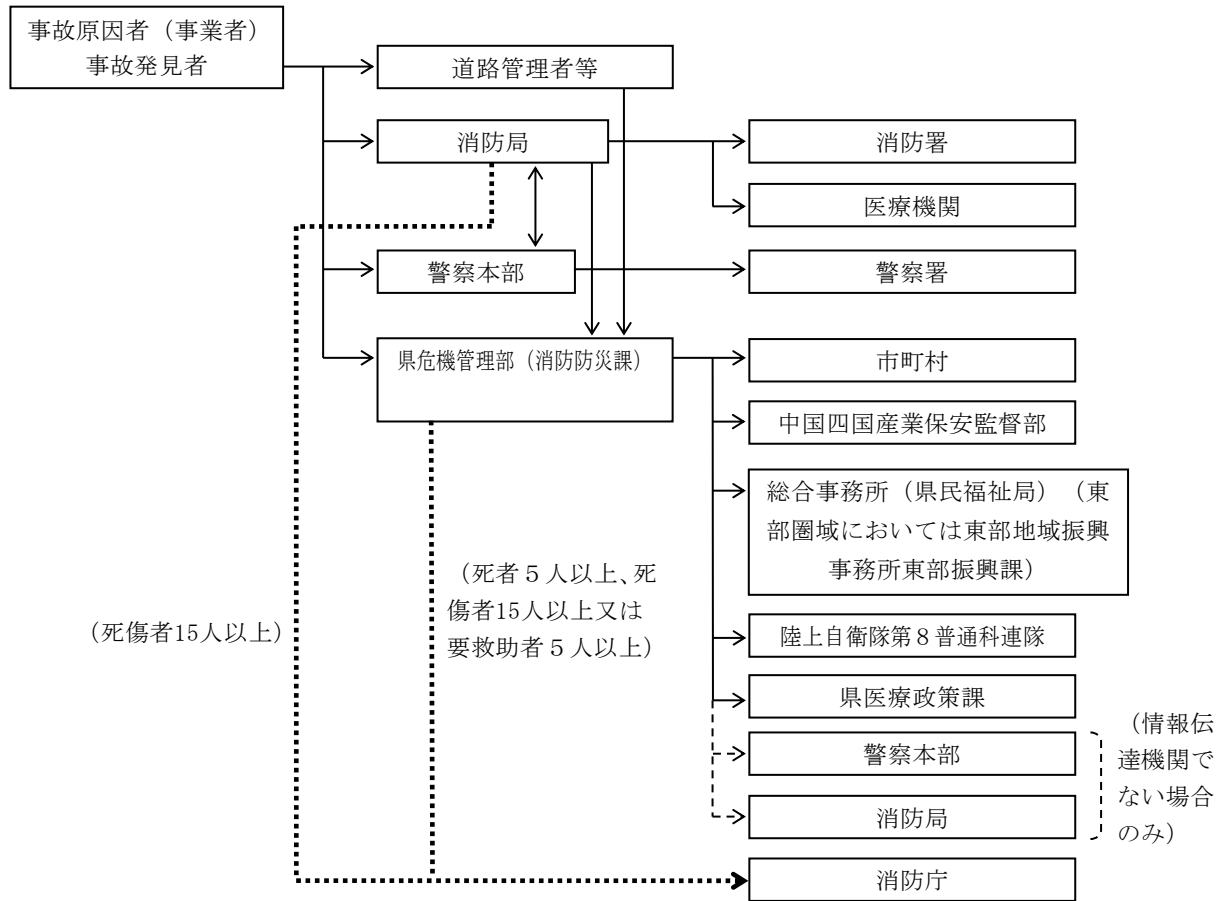
- ア 事故の状況、内容により警察本部、消防署、関係官庁への連絡、通報し、協力、指示を求めるものとする。
- イ あらかじめ確立しておいた出動体制、連絡体制及び資材機材により、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。
- ウ 供給を停止する場合には、供給先へ周知徹底を図り二次災害の防止に努める。
- エ 供給停止後は、早期に供給を再開できるよう努める。

第5節 火薬類事故災害対策

1 応急対策

(1) 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア 被害情報の系統は以下のとおり。



イ 県、警察本部、消防局、火薬取扱事業者及び関係団体は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

ウ 県は、火薬類取締法の適用を受ける火薬類に関する事故が発生したことを覚知したときは、速やかに中国四国産業保安監督部へ電話等により連絡するものとする。

エ 県、市町村、消防局、警察本部及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。(第1章「大規模事故応急対策」参照)

(2) 災害応急措置

ア 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

(ア) 発生した事故について、直ちに、引き続き爆発の可能性の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるものとする。

(イ) 事故の状況に応じて、付近住民の避難の警告を行う。

イ 県の措置

県は、次の場合で災害発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要を認めるときは、火薬類取締法に基づく緊急措置を命ずるものとする。

(ア) 事故が再発するおそれがあるとき

(イ) 事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続ないし再開によって再度同種事故の発生が予測されるとき

(ウ) 事故の原因となった状況が当該事業所内の他の同種施設にも明らかに存在し、同種事故が発生するおそれが極めて大きいとき

ウ 消防局の措置

速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

エ 警察の措置

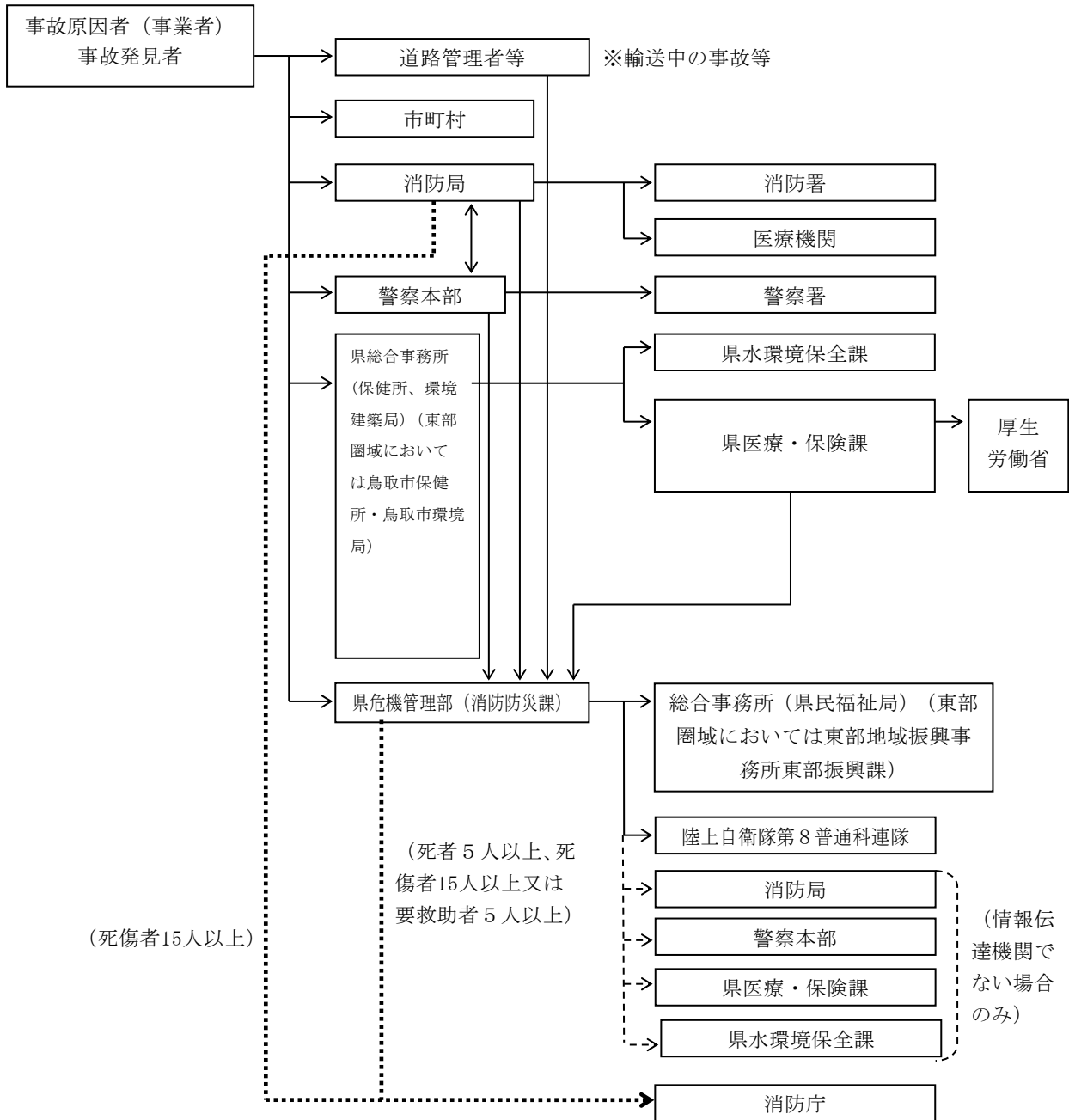
(ア) 速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害拡大の防止等の措置を講ずる。

- (イ) 県、市町村、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。
- (ウ) 死傷者等発生又は、その発生のおそれがある場合、救出救助活動を行う。
- (エ) 死傷者等発生の場合、検視、遺体の身元確認のほか、必要な捜査活動を行う。

第6節 毒物・劇物事故災害対策

1 応急対策

- (1) 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立
 - ア 被害情報の系統は以下のとおり。



イ 県、保健所設置市、警察本部、消防局、毒物劇物営業者及び関係団体は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

ウ 県、保健所設置市、市町村、警察本部、消防局及び毒物・劇物営業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。(第1章「大規模事故応急対策」参照)

(2) 災害応急措置

ア 毒物劇物営業者の措置

毒物及び劇物取締法に基づき、保健所、警察本部又は消防機関に直ちに届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置(劇毒物の中和等)を講じる。

イ 県、保健所設置市及び市町村の措置

- (ア) 県及び保健所設置市は、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。
- (イ) 県及び保健所設置市は、毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物劇物営業者に対して指示する。また、必要に応じて自ら実施する。
- (ウ) 県又、保健所設置市及び市町村は、中和剤等の資材が不足する場合には、その収集あっせんを行う。
- (エ) 県、保健所設置市及び市町村は、毒物・劇物の漏えいの形態に応じて、水源等の周辺環境への毒物・劇物の影響について調査を行う。

ウ 消防局の措置

速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講じるものとする。

エ 警察の措置

- (ア) 速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害拡大の防止等の措置を講ずる。
- (イ) 県、保健所設置市、市町村、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

第7節 その他の毒性物質による事故災害対策

硫化水素等の毒物・劇物には該当しない毒性物質が発生・漏洩し、住民の避難を要する場合、関係機関は当面次のとおり対応するものとする。

1 各機関の役割

機関等	役割
警察本部	二次災害の防止、捜査
消防局	救急活動、消防活動、避難誘導、二次災害の防止等
市町村	避難誘導、避難所の開設運営、安否確認、避難者の健康管理
県	総合調整、市町村の支援、資機材の確保
その他	資機材（中和剤）の確保、県民の協力

2 実施要領

- (1) 情報の共有
 - ア 住民に提供する情報について事前に検討し共有
 - イ 現地で共有する情報のうち保全すべきものに関する認識の共有
- (2) 避難者対応
 - ア 周辺住民の避難誘導
 - イ 状況に応じて避難所の開設と運営
 - ウ 将来予測と情報の提供（安心感の付与）
 - エ 健康管理
- (3) 現地調整
 - ア 現地調整所の設置と運営（基本的に市町村）
 - イ 警察本部、消防、自治体職員の派遣
 - ウ 情報の共有と活動調整
- (4) 現場活動
 - ア 立入禁止区域の設定
 - イ 二次災害の防止
 - ウ 活動者の安全の確保・確認
 - エ 物質への対処に当たり専門家の情報を共有
- (5) 広報
 - ア 現地調整所を設置した場合のスポークスマンの設置
 - イ 情報の一元的かつ積極的な提供

第8節 その他住民等の安全の確保に係る応急対策

1 避難誘導等

周辺地域へ被害が拡大するおそれがある場合は、地域住民に対する避難誘導や立入禁止区域の設定等を的確に行うものとする。（第1章「大規模事故応急対策」参照）

2 交通規制及び立入禁止区域の設定

- (1) 道路管理者又は公安委員会は、災害対策上必要があると認めるときは、災害現場の通行を禁止又は制限する。

(2)道路の通行を禁止又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

3 消火活動

消火に当たっては保管物質の特質に留意しつつ、消防機関は、速やかに消火活動を実施するものとする。(第1章「大規模事故応急対策」参照)

4 救出救助活動

警察本部は、事故発生地を管轄する警察署員、状況により機動隊等を出動させ、救出救助活動を迅速に行うものとする。(第1章「大規模事故応急対策」参照)

5 医療活動

死傷者が発生した場合、医療機関及び関係機関が協力し、救護等の措置に当たるものとする。(第1章「大規模事故応急対策」参照)

6 広報活動

(1)関係機関の広報活動

県、市町村、警察本部、関係機関は、被害状況、防災関係機関の対応状況に係る情報を、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努めるものとする。(災害応急対策編(共通)第3部第4章「広報・広聴」参照)

(2)広報項目

- ア 県、市町村、関係機関の措置状況
- イ 保管物質の種類・周辺への危険性
- ウ 応急対策の実施状況(出動人員、作業工程及び日程 等)
- エ 環境影響等に関する調査結果
- オ その他必要と認められる事項

7 調査検討

県は、事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとする。また、事故の再発を防止するため、事故当事者及び関係業界に対する対策を検討し、確立するものとする。

第9節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 危険物等の種類に応じた災害発生時の情報伝達体制及び活動体制

- (1)危険物
- (2)液化石油ガス
- (3)高圧ガス
- (4)火薬類
- (5)毒物・劇物
- (6)その他の毒性物質

